

「輝く未来へ しほろ創生」

士幌町

第6期町づくり総合計画(後期)

令和3年度～令和7年度

北海道 士幌町

『輝く未来へ しほろ創生』をめざして

士幌町第6期町づくり総合計画(後期)の策定にあたって

士幌町は、明治31年に開拓がはじまり、大正10年の分村、昭和37年の町制施行を経て、基幹産業である農業の先駆的な展開により、高い経済性を示しつつ発展し、健全な財政に留意し、豊かな町を形成し、令和3年には開町100周年という記念すべき年を迎えることとなりました。

士幌町の町づくりは、昭和30年の「新農村建設計画」による農村改革にはじまり、以後、6期にわたる町づくり総合計画のテーマに基づき、町づくりを進めてきましたが、近年、国や地方を取り巻く状況は目まぐるしく変化し、さらには、町づくりにおける課題も多様化しています。とりわけ、少子化・高齢化社会、人口減少問題は、大きな課題であり、生産年齢人口の減少は経済に影響を与え、人口の高齢化は社会保障の拡大につながるなど、日本経済や国民生活に大きな影響を及ぼしています。また、昨年発生した新型コロナウイルス感染症は、人々の生活や仕事に大きな影響を及ぼし、とりわけ経済は大きな打撃を受け、現在もその影響が続いているところであります。

こうした中、令和2年度にスタートした「第2期士幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、人口減少のスピードを緩やかにするために、さまざまな施策に取り組み、本総合計画とリンクし推進することとしております。

これからの町づくりは、これまで築いてきた人・産業・資源を活かしつつ、時代のニーズをしっかりと見据えて、新しい視点、目標を明確にしながら戦略的に展開していかなければなりません。

かつてない多様で厳しい状況の中、平成28年度に策定した「第6期町づくり総合計画」は5年が経過し、社会情勢の変化に対応すべく、見直し行ったところでありますが、本町の持つ、良さや魅力をのばし、今も未来も輝き続ける士幌町を創り出すことを目指して“輝く未来へ しほろ創生”というテーマは引き継ぎ、前期計画と同様に推進することとしております。

結びに、この計画の作成にあたっては、町民各層からの貴重なご意見ご提言をもとに、町民会議委員をはじめ多くの町民の皆様に論議をいただきましたが、計画の推進においても各機関・団体や町民の皆様に積極的に参画いただくとともに、特段のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年4月

士幌町長 小林 康雄

もくじ

I はじめに	1
1 総合計画の趣旨	2
2 計画の構成と期間.....	3
3 土幌町の概況.....	4
4 土幌町を取り巻く時代の潮流	7
5 施策とSDGs	10
6 土幌町の課題.....	11
II 基本構想	15
1 まちづくりテーマ(将来像)	16
2 将来人口	17
3 基本目標と施策の大綱.....	18
III 重点施策	21
基本目標1 地域産業の活性化により、多様な雇用を創出する	22
基本目標2 人の流れを増やし、住環境を充実させ、移住・定住を促す	23
基本目標3 結婚・出産・子育てへの支援を充実させる.....	24
基本目標4 安心して住み続けることができる地域をつくる	25
IV 基本計画	27
第1章 子どもの笑顔が広がり学び、楽しむまち	28
1-1 幼児教育、子育て支援.....	28
1-2 小学校、中学校.....	30
1-3 高等学校	33
1-4 生涯学習	35
1-5 社会教育	36
1-6 スポーツ	38
1-7 文化、芸術	40
第2章 支え合いで、安心安全を共感するまち	41
2-1 保健、健康づくり	41
2-2 医療	43
2-3 地域福祉.....	44
2-4 児童福祉、ひとり親福祉	45
2-5 高齢者福祉.....	46
2-6 障がい者(児)福祉	48
2-7 低所得者福祉.....	50
2-8 社会保障.....	51

第3章 豊かな環境を守り、育てるまち	53
3-1 環境、景観、エネルギー	53
3-2 ごみ、リサイクル	56
3-3 公園、墓地、火葬場	57
第4章 安全で快適な暮らしの場があるまち	58
4-1 土地利用、市街地	58
4-2 住宅、宅地、移住定住	60
4-3 道路	61
4-4 水道、下水道、浄化槽	63
4-5 公共交通	65
4-6 消防、救急	66
4-7 防災、治水	69
4-8 交通安全、防犯	71
4-9 情報通信	73
第5章 活力やにぎわいを創造するまち	74
5-1 農業	74
5-2 林業	77
5-3 商業	79
5-4 工業、企業誘致、特産品	80
5-5 観光、交流、国際化	82
5-6 雇用、勤労者福祉、消費者保護	84
第6章 みんなで考え、行動するまち	86
6-1 コミュニティ、協働のまちづくり	86
6-2 男女共同参画	88
6-3 広報、広聴	89
6-4 行政運営	90
6-5 財政運営	92
6-6 広域行政	94
V 資料編	95
1 諮問・答申	96
2 土幌町町民会議委員名簿	97
3 策定経過	98
4 町民アンケート結果概要	99
5 土幌町「人口ビジョン」概要	107

I はじめに

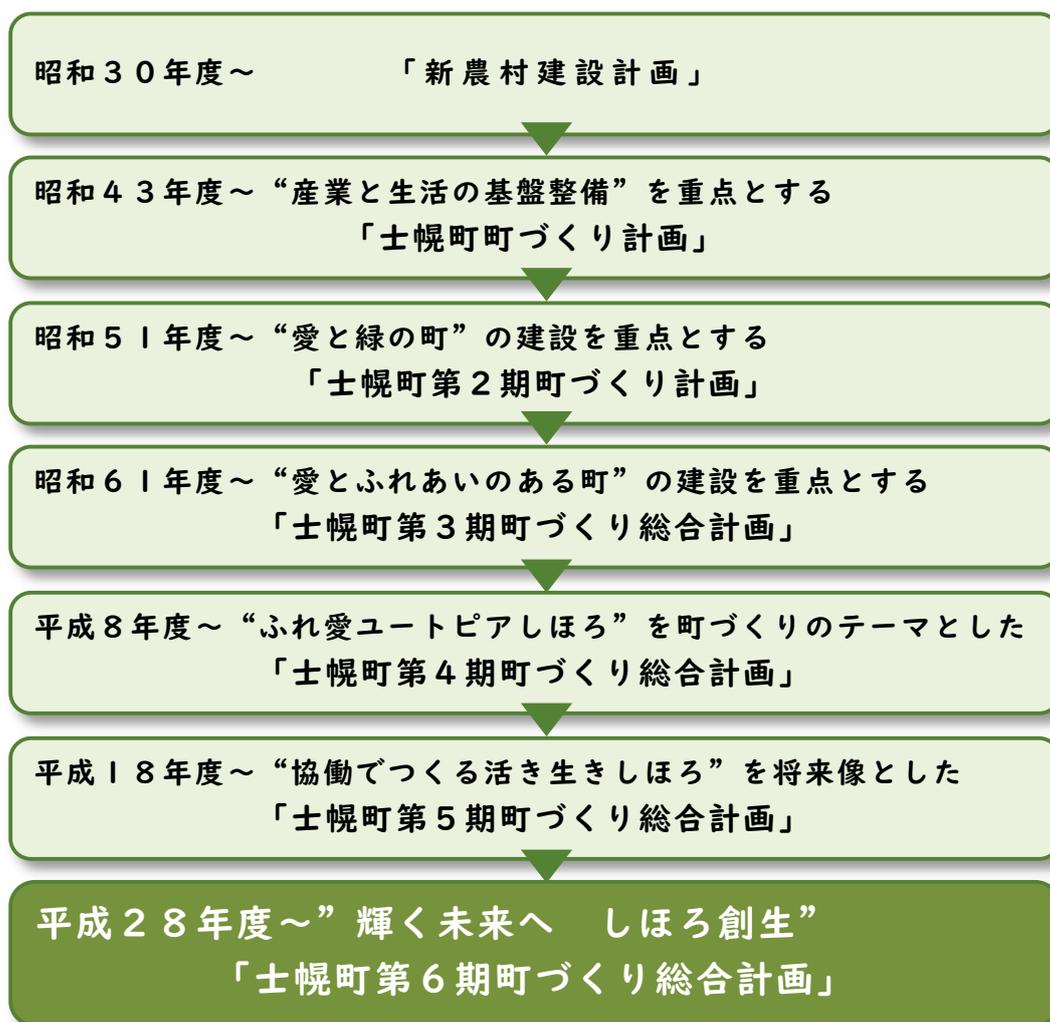
1 総合計画の趣旨

本町では、昭和30年度に策定した「新農村建設計画」をはじめに、まちづくり全体に関わる総合的な計画(町づくり計画)を策定し、それに基づいてまちづくりを進めてきました。そして平成18年度から進めてきた「土幌町第5期町づくり総合計画」の終了を受けて、新たな計画を策定することとなりました。

これまで本町は、「農村工業」の導入によって農畜産物の加工による6次産業化を早くから推進し、全国有数の農業の町として発展するとともに、保健、医療、福祉の機能連携を高め、住民の健康や生活を支える「福祉村」を形成するなど、活力と愛のあるまちづくりを進めてきました。

日本や本町を取り巻く状況は刻々と変化しており、まちづくりに望まれることや解決すべき課題も多様化するなか、これら時代の流れや本町の現状・課題をふまえ、次の時代のまちづくり計画となる「土幌町第6期町づくり総合計画」を平成28年度に策定し、中間年度となる令和2年度に、基本計画部分を見直しました。

これまでのまちづくり計画の流れ



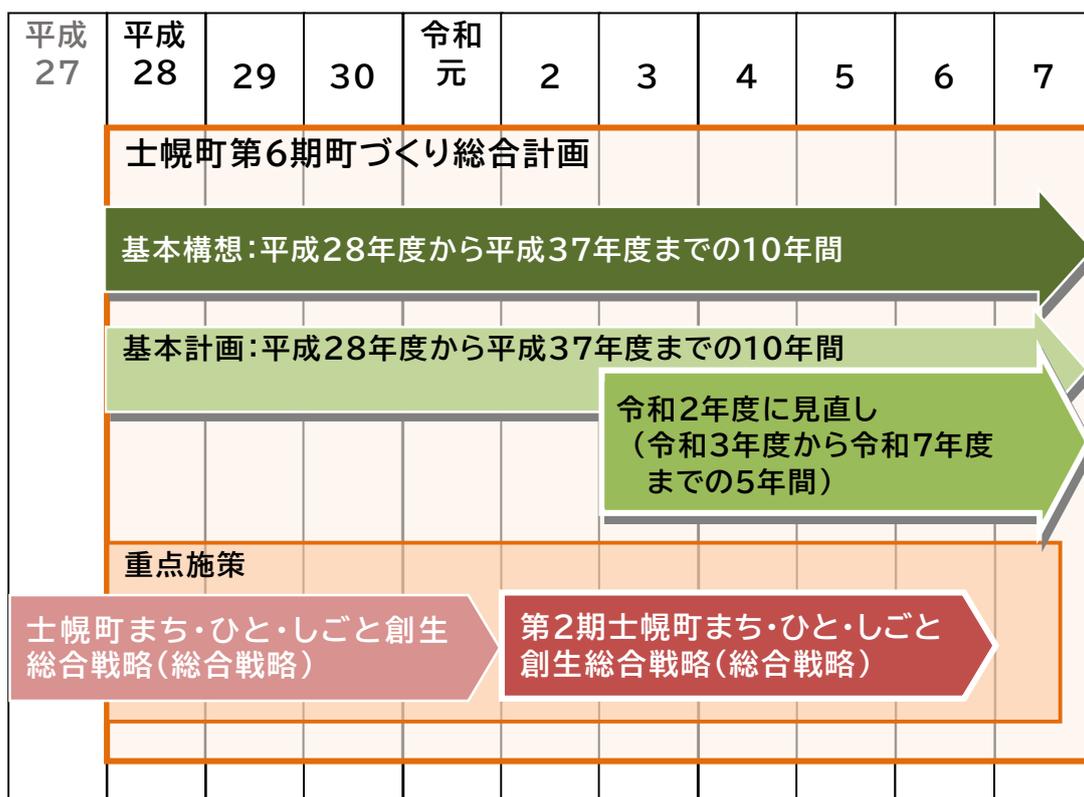
2 計画の構成と期間

「土幌町第6期町づくり総合計画」は、まちづくりの課題をまとめ、方向性やテーマを示した「基本構想」と、基本構想を具体化していくために、それぞれの分野で取り組む内容を示した「基本計画」で構成しています。

「基本構想」と「基本計画」の計画期間は、ともに平成28年度から令和7年度までの10年間ですが、中間年度である令和2年度に、基本計画についての見直しを行いました。

また、令和元年度に策定した「第2期土幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略」における総合戦略は、まちづくりのなかでも重点的に進める内容であることから、「土幌町第6期町づくり総合計画」における「重点施策」と位置づけ、本計画とともに進めていくこととします。

計画の構成と期間



3 土幌町の概況

<地勢・気候>

本町は北海道十勝総合振興局管内の河東郡に所在し、帯広市の北方約28kmに位置しています。

町域の西北部には東大雪山系の東ヌプカウシヌプリ(1,252m)を最高峰とする山岳地帯、東部には佐倉山系の丘陵と居辺川の河岸段丘地帯があります。

面積は259.19km²で、平地が多く、農用地面積が6割以上を占めています。町内には国道2路線(241号、274号)と主要道道(本別土幌線)があり、近郊市街地への交通網をなしています。

気象は内陸性で夏と冬の温度差が大きいです、年間日照時間が長く、快晴の日が多い特色を持っています。

町の名前になっている「土幌」は、アイヌ語の”広大な土地”を意味した「シュウウォロー」が訛って名付けられたものだと言われています。

<沿革>

本町の本格的な入植の始まりは、明治31年3月のことです。岐阜県美濃開墾合資会社の一行(43戸)が同年に中土幌へ入植し、大地を開拓したのがはじまりです。その8年後には、音更川沿岸百戸分(土幌地区)の入植開拓が行われたため、次第に移住者が増えてきました。その後分村し大正15年土幌村となり、昭和37年町制施行によって「土幌町」が誕生しました。

開拓当時は、豆類を中心とする畑作経営で、豊凶の差が激しく、昭和30年頃まで農家経営は著しく不安定な状況が続きました。

昭和10年代に、秋間勇氏、飯島房芳氏、太田寛一氏などの青年達の間で「農業はどうあるべきか、土幌はどうあるべきか」が議論され、「もしこの世にユートピアがあるとするならば、土幌にそれを実現しよう」と“農村ユートピア”の実現を誓約しました。

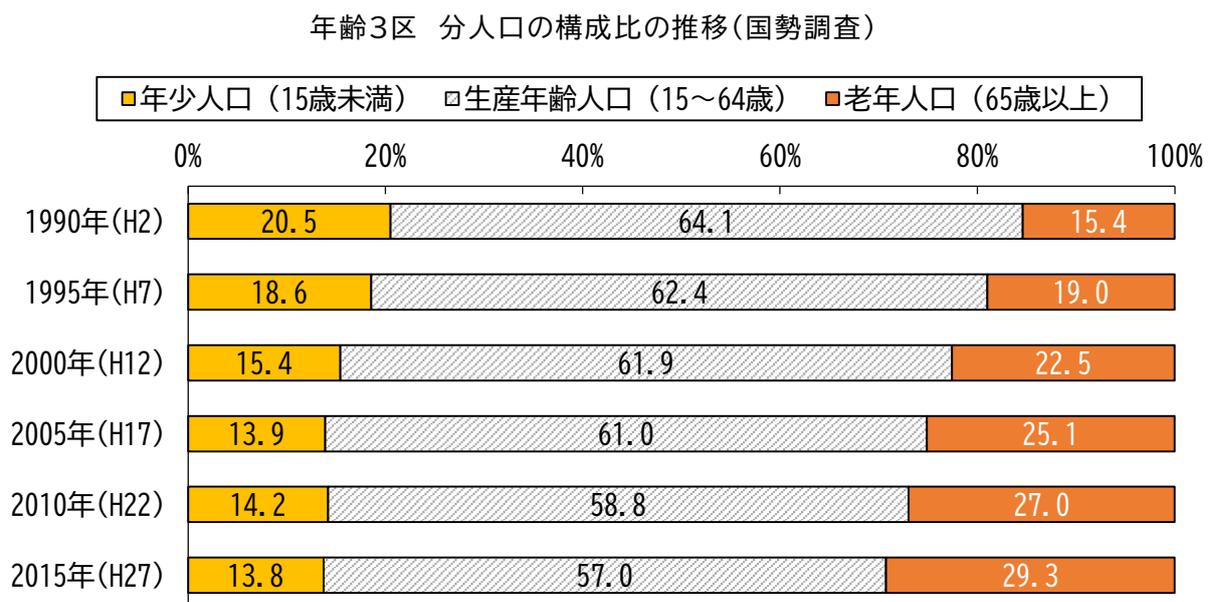
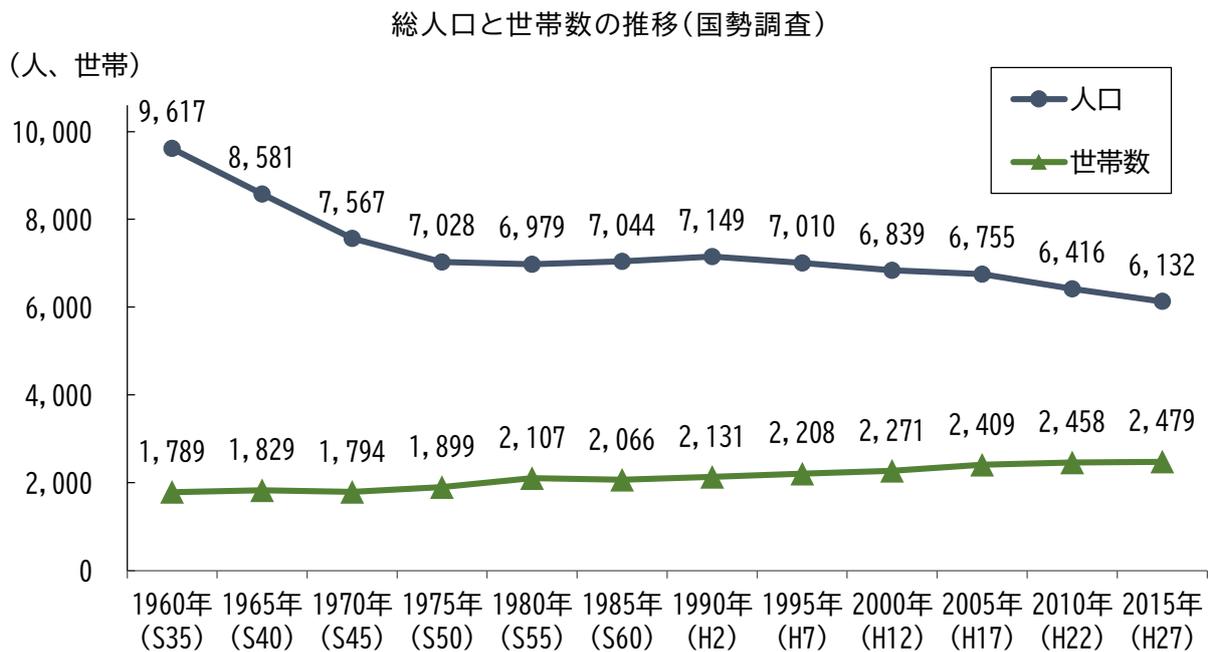
この志を受けて、昭和30年に農林省の指定により「新農村建設計画」を策定し、基本方針を「農業による村民の生活安定」とし、機械化による大規模経営、作物転換や畜産の導入による寒地型農業の確立、そして付加価値農業を推進すべく農村工業の導入などを特色として展開してきました。特に農村工業の導入は農業生産を飛躍的に伸ばし、雇用の拡大や人口の安定など町の活性化に大きく寄与することとなりました。

<人口・世帯数>

平成27年の国勢調査によると、人口は6,132人、世帯数は2,479世帯です。

人口は、昭和50年から横ばい状況でしたが、平成17年から減少のスピードが加速している一方、世帯数は徐々に増加し、昭和35年には5.38あった1世帯あたり人員は2.47と半減しています。

また、年齢3区分人口の比率は、年少人口(0～14歳)は13.8%、生産年齢人口(15～64歳)は57.0%、老年人口(65歳以上)は29.3%となっており、年少人口と生産年齢人口の割合が低くなる一方、老年人口の比率が高まっています。



※年齢不詳は除く

<土地利用>

町域25,919haのうち、約60%が農用地、約21%が林地、宅地は約3%です。

残された自然林の保護、植樹や補植により、河畔林と公園を結びつけた緑地帯の形成をめざす快適環境づくり事業が進められています。

畑	宅地	原野	山林	牧場	雑種地	その他	合計
14,930ha	856ha	273ha	5,599ha	1,274ha	394ha	2,593ha	25,919ha
57.6%	3.3%	1.1%	21.6%	4.9%	1.5%	10.0%	100.0%

<産業>

基幹産業は農業で、畑作、酪農、畜産が盛んです。

また、土幌町農業協同組合が生産から加工・流通と、大規模な合理化・多角化を推進しており、馬鈴薯コンビナートでは、フレンチフライ、コロッケなどを製造しています。平成28年にはじゃがいもスナック菓子の製造工場も新設されました。

乳牛は2万頭、肉牛は5万頭が飼養され、「しほろ牛肉」として出荷しています。

また、環境と調和した生産活動を行うため、個別型バイオガスプラント※の整備が進められています。

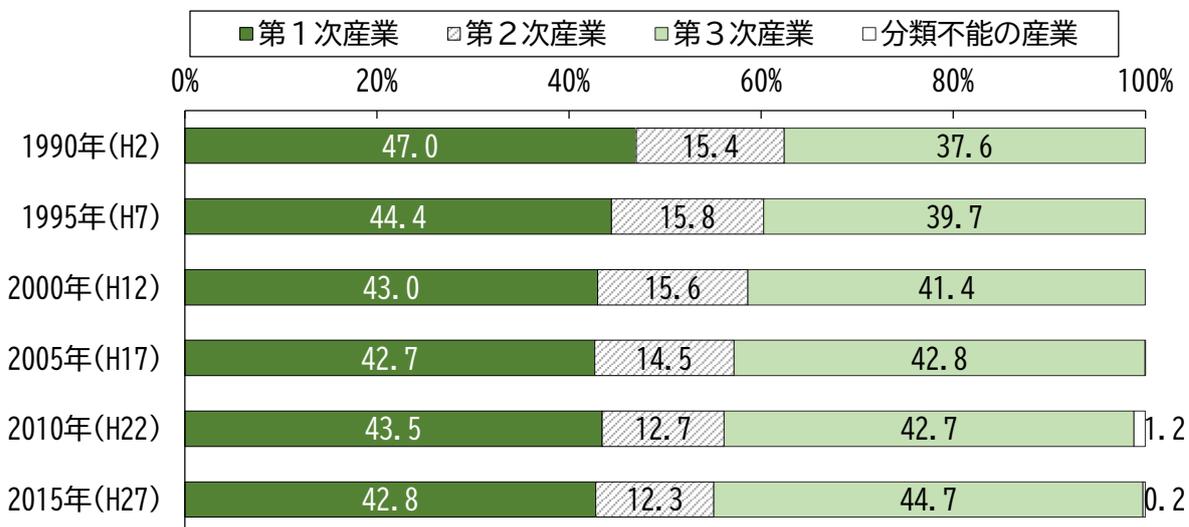
商業については、人口減少に加えて、近隣町村への大型店舗進出の影響も受け、商店・従業員数ともに減少しています。

観光については、土幌高原ヌプカの里や道の駅「しほろ温泉」、道の駅「ピア21しほろ」などの観光拠点があります。道の駅「ピア21しほろ」は施設の老朽化などから、平成29年に新たな国道合流地点に移転オープンしました。

平成27年現在の産業別就業の比率は、第1次産業は42.8%、第2次産業は12.3%、第3次産業は44.7%となっており、第2次産業の割合が減少傾向にあります。

※バイオガスプラント：家畜ふん尿や生ゴミなどから発生するガスをエネルギーに換える施設。

産業3部門別就業構成比の推移(国勢調査)



4 土幌町を取り巻く時代の潮流

土幌町を取り巻く今日的な動向や方向性をまとめると次のとおりです。

(1)人口構造の変化

平成20年の1億2,808万人をピークに、日本の総人口は減少に転じました。年少人口と生産年齢人口が減少し、老年人口が増加する「少子化・高齢化」の状況が続くなか、減少のスピードは加速していくと推測されています。

このようなことを受け、国は平成26年度に、令和42年(2060年)に1億人程度の人口を確保することを目標とした「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン(令和元年度改訂)」と、それぞれの地方で住みよい環境をつくる(地方創生)ための施策や内容を示した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定、令和2年度には第2期の創生総合戦略を策定しました。本町においても、国に併せて、平成27年度に第1期、令和元年度に第2期の「土幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

また、労働力人口の減少、社会保障制度を支える負担増など、人口構造の変化が社会経済に与える影響が高まっています。

<めざすべき方向性>

- 「第2期土幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を着実に進め、人口減少に歯止めをかけて、本町の活力と住みよい生活環境を維持していくことが必要です。
- 労働力の確保や、人生100年時代に向けた健康寿命の延伸など、人口構造の変化に対応しうる、活力あるまちづくりを促進していくことが必要です。

(2)価値観の変化

個性を尊重するという考え方が普及するとともに、豊かさの感じ方や、生活や家庭、仕事に対する考え方も画一的ではなくなっており、一人ひとりの持つ価値観が多様化しています。

住み良さに対する価値観も多様化しており、都市部への人口流出が進む一方で、都市部で生活する人の中には“田舎暮らし”を求めて移住を希望する人たちも増えリモートワークの普及も移住の後押しとなっています。このような動きを背景に、Uターン・Iターン・町外者とともにまちの魅力を再発見し、地域の魅力として売り出していこうという動きが活発になっています。

<めざすべき方向性>

- 自然や食の豊かな生活に価値観を置く人は少なくなく、このような人たちを呼び込み、継続的に多様な形で関わる関係人口の創出・拡大に取り組んでいくことが必要です。
- Uターン・Iターン・町外者などとともに土幌町の魅力を再発見・再評価し、地域の活性化に活かしていくことが必要です。

(3)環境への意識と関心

人間活動の拡大により、二酸化炭素・メタン・亜酸化窒素などの温室効果ガスの濃度が増加し、地球温暖化が進むなか、生態系や生活環境にもその影響が及んでいることから、地球温暖化の防止、それに向けた脱炭素化の推進が地球全体の課題となっています。

また、自然環境の保護についての関心が高まっており、各地域にある豊かな自然を守り、後世に継承していこうという活動が広がっています。

産業面では、資源を守り育て、持続可能な産業体系をめざそうという動きとともに、脱炭素化社会に向けた取り組みや展開が急速に進んでいます。

<めざすべき方向性>

- 「土幌町環境マネジメントシステム」の導入やバイオガスプラントや太陽光発電の設置など、環境保全に向けた取り組みを進めていますが、今後も環境保全や自然保護に向けて積極的に取り組むとともに、循環や持続可能を意識した地域経済、エネルギー活用を進めていくことが必要です。
- 気候変動に左右されやすい農業が基幹産業である本町では、環境の変化に対応した(左右されにくい)産業振興に取り組んでいくことも必要です。

(4)安心・安全への期待

社会情勢の変化、経済状況の変動、少子化・高齢化などにより、働く場の不安、老後の不安、子育てへの不安、健康への不安など、さまざまな不安を感じる人が増えています。

また、近年は地震をはじめ、大雨やそれに伴う土砂災害、洪水など自然災害による被害が増えるなか、防災面の安全性を望む声も広がっています。さらに、新型コロナウイルスの感染拡大は人命や経済に大きな影響を与え、多くの人々が不安を抱える状況になっています。

「安心」「安全」は、さまざまな分野で重視されており、まちづくりでは欠かせないキーワードとなっています。

<めざすべき方向性>

- 取り巻く環境や1人ひとりが持つ不安はさまざまです。不安要素を把握し、取り除いたり、緩和していくことが必要です。
- 防犯、防災、環境など、本町全体に求められている安全性を高め、まちの住みよさを高めていくことが必要です。

(5) グローバル化の進展

交通や情報のネットワークが拡大し、国境を越えて、人・物・情報・金などが行き交うようになりました。経済市場の相手が世界規模となり、ビジネスチャンスが拡大する一方で、競争も激化しています。平成30年末にTPP11^{※1}、平成31年2月に日欧EPA^{※2}、令和2年1月に日米貿易協定^{※3}が発効され、農業市場を取り巻く情勢も大きく変わろうとしています。観光・交流面では、日本を訪れる外国人来訪者、観光客が増加し、日本経済にも大きな影響を与えています。また、犯罪、感染症など負の部分でのグローバル化も進展しており、より大きな規模で、対策を講じることが必要になってきています。

<めざすべき方向性>

- TPP11、日欧EPA、日米貿易協定がそれぞれ発効され、農業市場の変動は本町の地域経済にも大きな影響を与えることが懸念されますが、状況を把握し、グローバルな視点で対応策を講じていくことが必要です。
- 外国人来訪者の受け入れ環境をはかるとともに、グローバルな視点を持った人材育成、安全面の向上などをはかっていくことが必要です。

※1 平成28年に貿易自由化をめざす経済的枠組みであるTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）に12か国が署名したが、その後アメリカが離脱宣言をし、残る11か国で合意し平成30年12月に発効した経済連携協定。

※2 日本と欧州連合（EU）間における貿易や投資など経済活動の自由化による連携強化を目的とし、平成31年2月に発効した経済連携協定。

※3 日本とTPPを離脱したアメリカ合衆国間との2国間での関税や輸入割当などの制限的な措置を、一定の期間内に撤廃もしくは軽減することを目的として、令和2年1月に発効した自由貿易協定。

(6) 地域づくりの構造変化

中央から地方への権限の移譲が進んでおり、地方の自主性や自立性、行財政の運営力がより一層求められています。人口減少に加え、地方の財政は厳しい状況が続いています。限られた財源と人員で効果を上げるためにも、住民と行政が連携、協働し、ともにまちづくりを行っていくことが課題となっています。

また、公共施設や基盤整備の長寿命化や強靱化が進められている中で、長期的な見通しを持ちながら財政を運営していくことがより一層求められています。

<めざすべき方向性>

- 住民と行政の協働だけでなく、地域内、行政内、自治体相互での協働も重要であり、まちづくり活動や課題の解決を通して、協働のまちづくりを進めていくことが必要です。
- 老朽化や利用状況をふまえ、より利便性が高く費用負担の少ない施設整備のあり方を考え、計画的に整備や維持管理を行うことが必要です。

5 施策とSDGs

町づくり総合計画に掲げる各施策は、SDGs※と連動するものです。各施策を取り組むにあたっては、SDGsが掲げる17のゴールを意識したものとなっています。

SDGsとの関係性は、各施策にそれぞれロゴで明記しています。

※SDGsは「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」の略です。2015（平成 27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016（平成 28）年から 2030（令和 12）年までの国際目標です。



SDGs の17の目標	
目標① 貧困	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ。
目標② 飢餓	飢餓に終止符を打ち、食糧の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する。
目標③ 保健	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する。
目標④ 教育	すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。
目標⑤ ジェンダー（性別）	ジェンダーの平等を達成し、すべての女性や少女が、本来持っている能力を十分に発揮して生きることができる社会をつくる。
目標⑥ 水・衛生	すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する。
目標⑦ エネルギー	すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。
目標⑧ 経済成長と雇用	すべての人々のための持続可能な経済成長を促進し、完全かつ生産的な雇用および働きがいのある人間らしい仕事を推進する。
目標⑨ インフラ、産業化	強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーション（技術革新）の拡大を図る。
目標⑩ 不平等	国内および国家間の不平等を是正する。
目標⑪ 持続可能な都市	都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする。
目標⑫ 持続可能な消費と生産	持続可能な消費と生産のパターンを確保する。
目標⑬ 気候変動	気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る。
目標⑭ 海洋資源	海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する。
目標⑮ 陸上資源	陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、ならびに生物多様性損失の阻止を図る。
目標⑯ 平和・公正	持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する。
目標⑰ パートナーシップ	持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

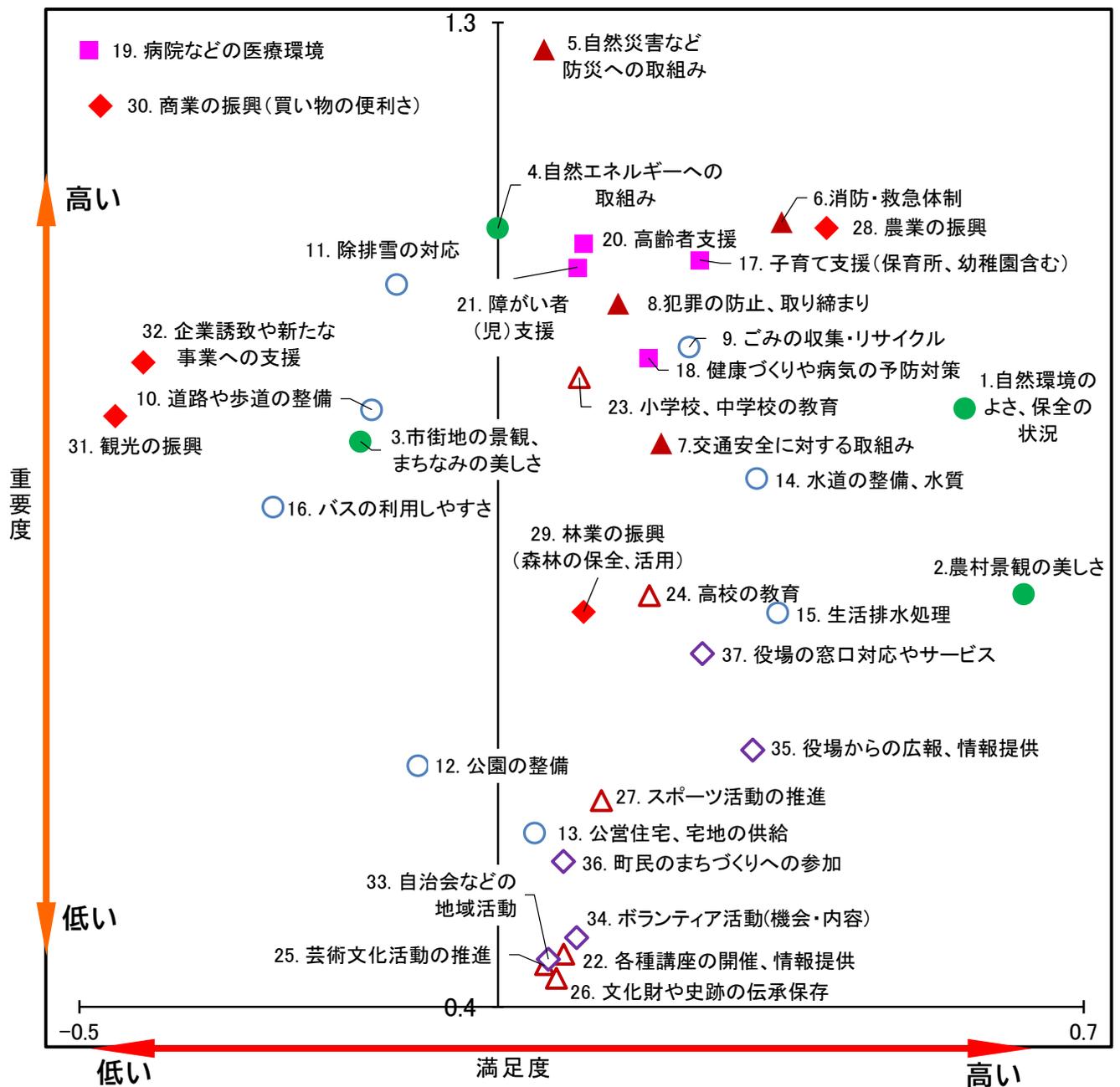
6 土幌町の課題

まちづくりを考えるにあたって、アンケートの結果もふまえながら、課題となっていることをまとめると次のとおりです。

(1)医療と買い物に対する満足度を高める

アンケートで、日常生活の「満足度」と「重要度」を尋ねた結果、満足度が低く重要度が高い項目として、「医療環境」「商業の振興(買い物の便利さ)」などがあります。この2つは、町外に移りたい理由としても上位にあげられています。

【町民アンケート】日常生活の「満足度」と「重要度」について(加重平均)



※数値は-2~+2の範囲だが、分布している範囲を拡大して表示。

買い物環境と医療環境は、過疎化や高齢化が進む地域で不満が高いものとしてあげられることが多い項目ですが、本町においても、定住に必要な条件として、重要視されているといえます。

現在の暮らしの満足度に加えて、将来、年を重ねても住み続けられるまちであることが重要であることを認識し、より満足度を高めていく必要があります。

【町民アンケート】「町に住み続けたい理由」「町外に移りたい理由」の上位5位

	1位	2位	3位	4位	5位
町に住み続けたい理由 [309人]	自然災害が少ない 53.1%	移りたい理由が特にな 49.8%	自分にあう仕事(職場)がある 42.4%	自然が多い、自然が豊か 39.5%	交通事故、犯罪などが少ない 30.7%
町外に移りたい理由 [309人]	買い物や娯楽などの場が少なく不便 67.6%	交通が不便 60.2%	医療や福祉面が不安 58.9%	余暇や生きがいを楽しむ場や機会が少ない 40.5%	自分にあう仕事(職場)がない 17.5%

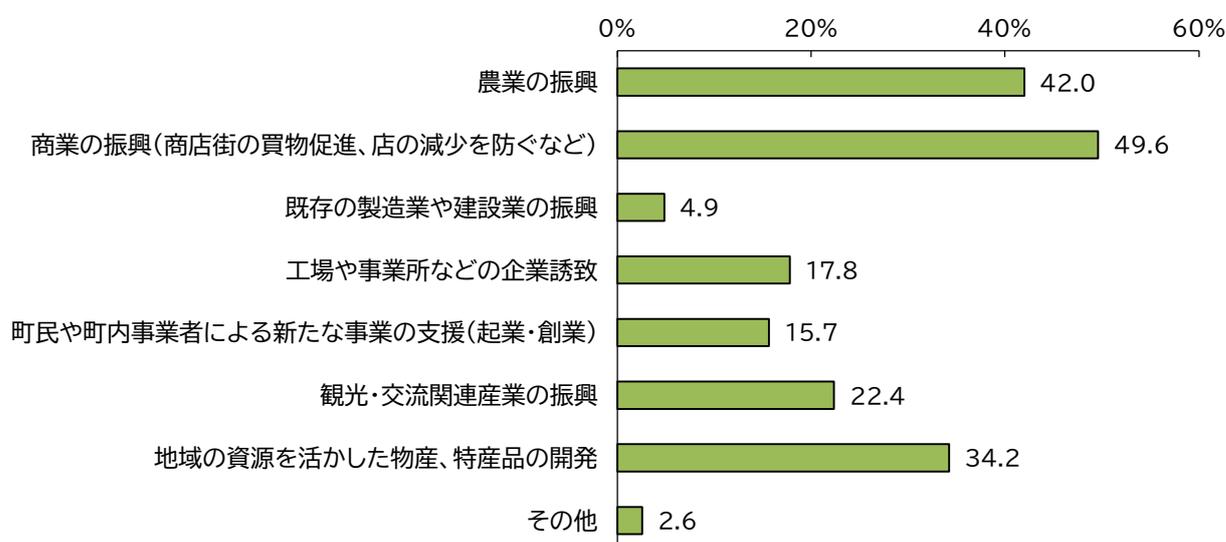
※それぞれ、あてはまるものすべてを選択。

(2)特産品への期待に引き続き応える

本町では、早くから「農村工業」を導入し、農業と工業の連携を意識して取り組んできた結果、大規模な加工・流通体制が整い、新たな製造工場の稼働にもつながっています。アンケートでも、基幹産業である「農業の振興」や、(1)の課題でもある「商業の振興」に続いて、「地域資源を活かした特産品等の開発」があげられており、町民の期待が伺えます。

総合戦略の推進により、近年、地元の資源を使った特産品も増え、道の駅や通信販売などで販売されることにより、町外に広く知られる機会も増えていますが、今後も、土幌産・土幌発の特産品がさらに増えていくよう推進していく必要があります。

【町民アンケート】特に力を注ぐべき産業の振興(2つまで選択)



(3)幅広い視点から環境を考え、保全する

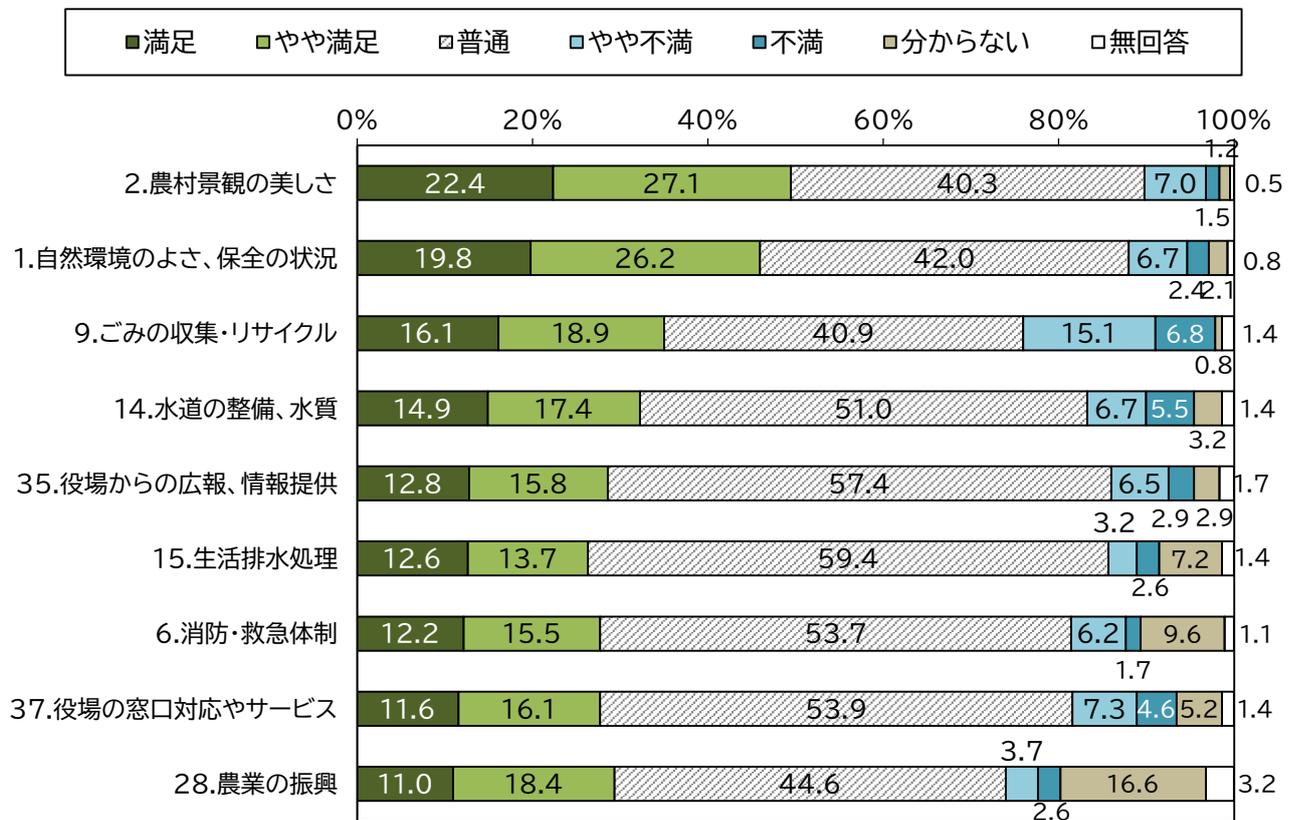
面積の6割以上が農地である本町では、農村環境が自然環境の一部となっています。

アンケートでは、「満足」の割合が最も高い項目が「農村景観の美しさ」で、「自然環境の良さ、保全の状況」が続いています。まちの自然であり生活の場でもある農村環境や景観をまちの良さとして捉えている町民は少なくなく、森林や河川などまちに残された貴重な自然環境とともに、今後も保全・維持に努めていく必要があります。

また、まちの魅力を町外に伝え、楽しんでもらうために、高原や温泉などを観光資源として活用していくことも必要です。

本町では「環境マネジメント」という、より広い視点からの環境保全に向けた取り組みを進めています。現状では、行政が主体となって進める範囲の取り組みですが、今後は住民とともに意識を高め、取り組む範囲を広げていく必要があります。

【町民アンケート】暮らしの満足度について(「満足」が10%以上の項目)[657]



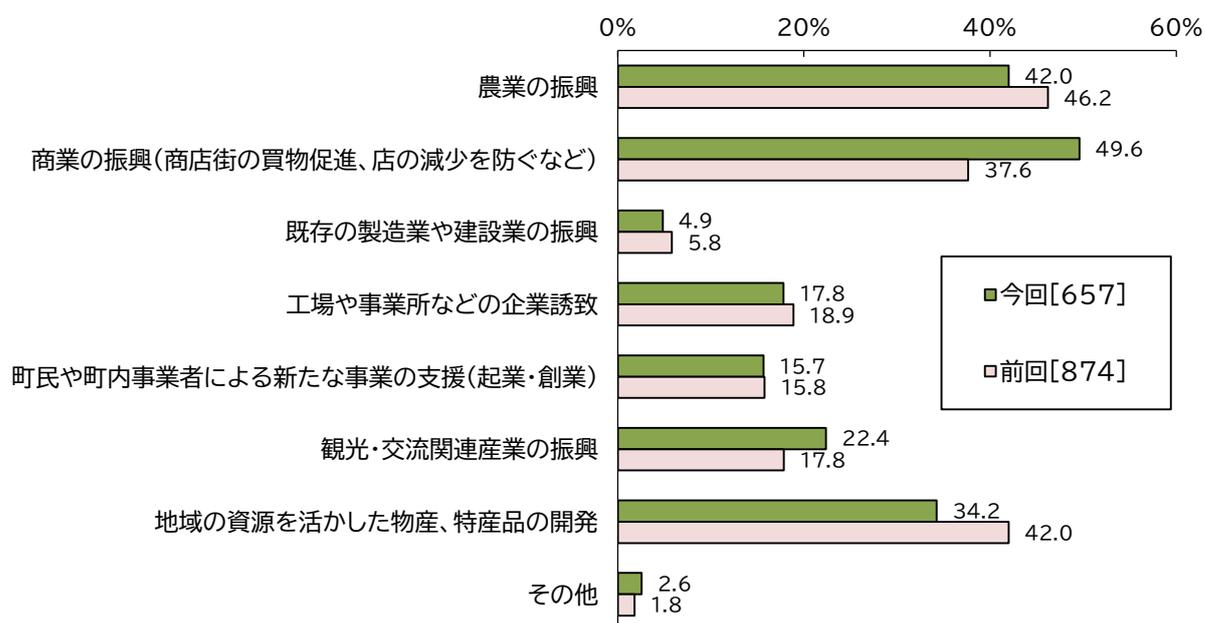
(4)交流人口を拡大し、地域の活性化や移住につなげる

本町の観光入込客数は平成28年度まで十勝地域の中でも低い状況でしたが、道の駅「ピア21しほろ」の移転を機に、観光入込客数は約3倍となりました。

アンケートによると、「観光・交流関連産業の振興」は5年前の調査結果よりも回答率が高くなっており、町民の期待の高さが伺えます。

本計画で重点施策として位置付けている人口減少への対策を講じるうえでも、観光・交流で訪れる人口を更に増やしていくことが重要であり、道の駅を拠点に、まちの魅力を発信し、来訪者を増やすことにつながる取り組みをより一層進めていくことが必要です。

【町民アンケート】特に力を注ぐべき産業の振興(前回との比較)



(5)長期的な視点で地域経営(マネジメント)を考え、進めていく

日本国内の人口減少、国や地方自治体の財政状況の悪化が続くなか、持続可能な行政運営がますます重要になっています。

生産年齢人口の減少により、町財政の基盤が縮小傾向にある一方で、生活基盤や施設の長寿命化や強靱化、上下水道の公営企業会計への移行などが求められています。限られた財源をいかに有効に運用していくかを考え、実践していくことが必要です。

そのためには、長期的な視点で、財政状況や人口動向をふまえながら、行政サービスや施設整備などを考えるうえで「選択と集中」を進めていくとともに、ICTの積極的な活用による行政運営の効率化、町民や各種団体、NPO、企業など地域の多様な主体との連携拡大などに努め、持続的な発展に向けて地域経営を行っていくことが必要です。

II 基本構想

1 まちづくりテーマ(将来像)

土幌町は、基幹産業である農業の先駆的な展開により、高い経済性を示しつつ発展し、健全な財政に留意し、豊かなまちを形成してきました。

一方、人口減少が刻々と進む日本において、グローバル化[※]が進むなか、地方をいかに創生していくかが、個々の自治体にとって、大きな課題となっています。

これまで築いてきた人・産業・資源を活力としつつ、時代のニーズをしっかりと見据えて、新しい視点、目標を明確にしながら、戦略的なまちづくりを展開していかなければなりません。

このようなことをふまえ、「土幌町第6期町づくり総合計画」における将来像を次のように定めます。

※グローバル化：世界的な広がり。

「輝く未来へ しほろ創生」

これからの土幌町のまちづくりを考える時、いろいろな課題が見受けられます。

しかしながら、先人が築き、私達が守り育ててきたこのまちを、より良い姿で、次代につなげていかなければなりません。

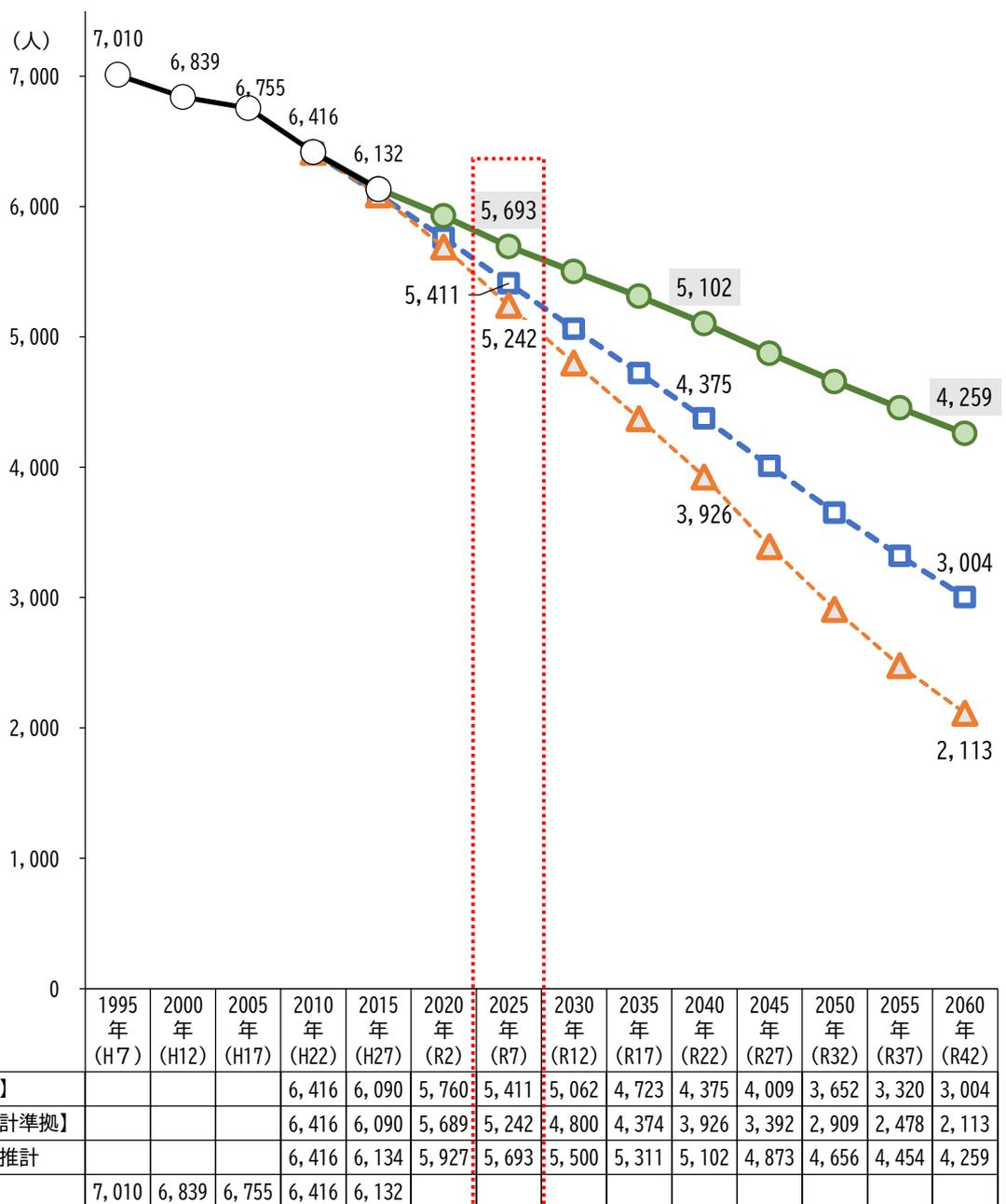
本町の持つ、良さや魅力はのぼし、改めるべきところは改め、今も未来も輝き続ける、土幌町を創り出していきます。

2 将来人口

本計画では、重点施策でもある「土幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略」とともに、人口減少を抑制し、地域の活力を維持しつつ、住みよいまちづくりを進めていくこととします。

そのため、将来人口については、「土幌町人口ビジョン」における将来の人口展望をふまえて設定することとし、本計画が終了する令和7年度における総人口を5,693人とします。

「土幌町人口ビジョン」における将来の人口展望



3 基本目標と施策の大綱

将来像「輝く未来へ しほろ創生」をめざし、「第6期町づくり総合計画」におけるまちづくりを進めていくにあたり、6つの基本目標を設定し、それぞれに関連するまちづくり分野においてその実現に向けた取り組みを進めます。

基本目標1 子どもの笑顔が広がり学び、楽しむまち

少子化が進むなか、少ないからこそできる細やかな子育て支援や学校教育を行い、子ども達が知識や学力を身につけながら、心身ともにたくましく、豊かに成長するよう努めます。

また、住民が学ぶことができる機会や、趣味や生きがいを持つことができる場、スポーツや文化芸術に親しめる場などを充実させ、誰もが生涯を通じて、学習やスポーツ、文化的な活動などを本町で楽しめるまちづくりを進めます。

「基本計画」の項目	1-1 幼児教育、子育て支援 1-2 小学校、中学校 1-3 高等学校 1-4 生涯学習 1-5 社会教育 1-6 スポーツ 1-7 文化、芸術
-----------	--

基本目標2 支え合いで、安心安全を共感するまち

自らの健康を考え、健康づくりに取り組む意識や行動を住民に普及するとともに、「福祉村」を拠点に地域包括ケアシステム※を構築し、住民の健康管理から福祉サービスの提供までを総合的に行います。

また、住民の理解と協力を得ながら、地域での支え合いや見守りを充実させつつ、だれもが住み慣れた地域で、安心して子育てをすることができ、生涯を通じて生活を送ることができるまちづくりを進めます。

※地域包括ケアシステム：重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるしくみ。

「基本計画」の項目	2-1 保健、健康づくり 2-2 医療 2-3 地域福祉 2-4 児童福祉、ひとり親福祉 2-5 高齢者福祉 2-6 障がい者(児)福祉 2-7 低所得者福祉 2-8 社会保障
-----------	---

基本目標3 豊かな環境を守り、育てるまち

今ある自然環境を大切に守りながら、「環境マネジメント」の推進など、より広い視点からまち全体の環境負荷の軽減に取り組み、さらに豊かなまちへと育て、次代に継承します。

また、ごみの回収や処分、公園や墓地等の管理を適切に行い、環境を維持します。

「基本計画」の項目	3-1 環境、景観、エネルギー 3-2 ごみ、リサイクル 3-3 公園・墓地・火葬場
-----------	--

基本目標4 安全で快適な暮らしの場があるまち

長期的な視点を持ちながら、まち全体の土地利用をはじめ、住民生活に関わる基盤整備を維持、充実させ、将来にわたって、住み良さや便利さ、快適さを感じられるまちづくりを進めます。

また、交通安全や防犯、防災に対する住民の意識を高めるとともに、発生を未然に防ぐ取り組みを進めるなど、安心・安全に生活できる環境を維持し、災害や交通事故、犯罪などから住民の生命と財産を守ります。

「基本計画」の項目	4-1 土地利用、市街地 4-2 住宅、宅地、移住定住 4-3 道路 4-4 水道、下水道、浄化槽 4-5 公共交通 4-6 消防、救急 4-7 防災、治水 4-8 交通安全、防犯 4-9 情報通信
-----------	---

基本目標5 活力やにぎわいを創造するまち

農業を軸に、さまざまな規模や業種の事業活動が行われ、住民がそれぞれの希望に叶った仕事を得て働くことができる産業基盤づくりを進めます。

また、それぞれの産業が、時代の流れや消費者の意向をふまえながら発展、振興し、本町の経済を支え、活力やにぎわいを生み出す原動力として在り続けられるようにします。

「基本計画」の項目	5-1 農業 5-2 林業 5-3 商業 5-4 工業、企業誘致、特産品 5-5 観光、交流、国際化 5-6 雇用、勤労者福祉、消費者保護
-----------	--

基本目標6 みんなで考え、行動するまち

これまでの地域のつながり、これから必要な連携のあり方などをまち全体で考えながら、人口減少傾向のなかでも、地域活動が継続されるよう支援します。

また、協働や男女共同参画といった考え方を浸透させながら、より多くの住民が活躍できるまちづくりを進めます。

さらに、本町のまちづくりの動きや課題などをまち全体で共有できるよう、住民と行政をつなぐ情報提供、意見の収集の充実に努めながら、限られた財源と資源を有効に活かし、健全な行財政運営を進めます。

「基本計画」の項目	6-1 コミュニティ、協働のまちづくり 6-2 男女共同参画 6-3 広報、広聴 6-4 行政運営 6-5 財政運営 6-6 広域行政
-----------	--

Ⅲ 重点施策

(第2期士幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略)

重点施策(第2期土幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略)

本町は、人口減少を抑制する取り組みを示した「総合戦略」を策定しています。

現在の「総合戦略」は第2期にあたるもので、令和2年度から令和6年度までの5年間に期間としており、「土幌町第6期町づくり総合計画」の後期基本計画と、計画期間がほぼ重なります。

人口減少を抑制することは、現在の本町のまちづくりにおいて重要な課題であり、「第2期総合戦略」を、本計画の重点的に取り組むべき「重点施策」として位置づけることとします。

基本目標1 地域産業の活性化により、多様な雇用を創出する

次代の農業を担う後継者、新規就農者等を支援するとともに、マッチング支援等を通じて労働力不足の解消に努め、農業分野で働く人々を増やします。商工業分野においても、起業や事業の後継、継承の支援等を通じて、働く場を広げます。

また、町立土幌高校、関係機関等と連携し、農業など既存の産業を軸としながら、新たな事業が発展、展開していくことを促進するとともに、起業や就業に必要な技術が取得できる環境づくりを進め、町内にある働く場の数や種類を増やします。

そのほか、今後需要が高まる医療・福祉分野においても、支援体制づくりに必要な人員の確保として雇用を拡大します。

施策1-1 地域産業を支える担い手の確保、人材育成を支援します。

- ① 地域産業活性化の取組と担い手を支援します。(農業者や商工業者の経営基盤強化)
- ② 誰もが安心して働ける環境づくりと多様な働き方の創出(働き方改革の促進)
- ③ 多様な希望をもつ若い世代が土幌で働く場を見つけることができるよう支援します。
- ④ 地域産業への関心を高めてもらい、働く場として選ばれるようにします。

施策1-2 基幹産業の拡大・多様な事業活動と環境整備を支援します。

- ① 土幌町で新たな事業を始める人を支援します。(創業・起業)
- ② 新たな雇用や多様な職種を生み出す事業活動を支援します。(企業誘致・農福連携)
- ③ 土幌町の未来をけん引する人づくりを支援、環境を整備します。
- ④ 地域資源を最大限に活用し「稼ぐ力」を高め、地域の競争力を強化する取組を支援します。

基本目標2 人の流れを増やし、住環境を充実させ、移住・定住を促す

道の駅「ピア 21 しほろ」や「しほろ温泉プラザ緑風」など町内の観光・交流拠点や観光資源の魅力を高め情報発信することで、本町で滞在・交流する国内外からの来訪者（交流人口、関係人口）を増加させます。

また、移住を検討する際に必要な情報や相談相手を見つけやすくし、本町での暮らしに関心を持つ人たちが移住につながりやすくします。単独での取組に加えて、北海道および十勝管内の市町村と連携し、交流・関係人口の拡大や移住の促進につながる取組を広域的に進めます。

さらに、住宅に関する取組を中心に、町民からは「住み続けたいまち」、移住希望者には「住んでみたいまち」と感じてもらえるよう、引き続き多様な居住ニーズを踏まえた住環境の充実に努め、移住・定住を促進します。

施策2-1 多様な人とつながる機会を増やし、「関係人口」の創出や拡大により移住を促進します。

- ① 交流拠点の魅力や機能を高めます。
- ② 来訪や滞在を促し、多様な人とつながる取組や情報発信の充実に努めます。
- ③ 自治体広域連携による観光交流や関係人口の創出・拡大と移住・定住に関する事業を推進します。

施策2-2 住んでみたい、住み続けたい、多様な住環境をつくります。

- ① 子育て世代や町外からの通勤者などの居住ニーズを把握し、支援策を検討します。
- ② 短期・長期滞在や二地域居住ができる住宅の利用を促進します。
- ③ 空き家・空き地対策、町内に住みたい人・住み続けたい人の希望を実現する支援と環境を整備します。

基本目標3 結婚・出産・子育てへの支援を充実させる

本町で結婚し生活を送ることを希望する人達が増えるよう、結婚につながる出会いの場を充実させます。

また、子どもを産みたい人、多くの子どもを産み育てたい人など、それぞれの希望が叶うよう支援します。

さらに、子育て支援や教育に関する環境づくりとともに、子育てにかかる負担の軽減に引き続き努めることで、本町で子どもを育てる魅力を高め、子育て世帯の定住促進と町外からの移住を促します。

施策3-1 結婚や出産を望む人を応援します。

- ① 若い世代が交流する機会や出会いの場を創出します。
- ② 地域が一体となり結婚を希望する人を支援します。
- ③ 子どもを産みたい人を応援します。

施策3-2 土幌で子どもを育てたい、教育したいと思う人を応援します。

- ① 子育てに関する情報を得やすく、相談しやすい環境をつくれます。
- ② 育児と仕事が両立しやすい環境をつくれます。
- ③ 土幌町ならではの学びや体験プログラム、地域特性のある取組を進めます。
- ④ 地域の魅力を育み、個性あふれる教育と環境づくりを進めます。
- ⑤ 子育てにかかる経済的な負担を軽減します。

基本目標4 安心して住み続けることができる地域をつくる

住み続けるうえで不安が生じやすい医療・福祉環境の向上や交通手段の維持、近年関心が高まっている災害への対策など、本町で安心して生活を送ることができる環境づくりを進め、定住を促進します。

また、高齢になっても地域の様々な年代の人たちとともに、本町で生きがいを感じながら生活できる環境を充実させます。

施策4-1 土幌に住み続けられる生活を実現する魅力的なまちをつくりま す。

- ① 質の高い暮らしのため、まち機能を充実させます。
- ② 医療や介護の不安を和らげ、住み慣れた自宅や地域で暮らせる包括的な支援、地域医療体制を充実させます。
- ③ 子どもから高齢者まで誰もが学び集い、活躍できる地域を形成します。(各施策を活用した「ごちゃまぜ」コミュニティの推進)

施策4-2 質の高い防災機能をもつ災害に強いまちをつくりま す。

- ① 災害に対する日頃の備えを充実させます。
- ② 災害時に、避難や支え合いがスムーズに行えるよう、日頃からのネットワークづくりを進めます。

IV 基本計画

第1章 子どもの笑顔が広がり学び、楽しむまち

1-1 幼児教育、子育て支援



現 状

- ①本町では平成20年4月より、幼保一元型による「土幌町認定こども園」を開園し、教育・保育が行われています。また、認定こども園では、就園前の子どもを対象とした子育て支援事業を実施しており、乳幼児等の育ちを支援しています。平成27年度からスタートした「子ども・子育て支援新制度」では、保護者の就労形態により子どもの環境が左右されず、かつ質の高い教育と保育が継続的に提供される環境を確保することが求められています。
- ②学童保育所は現在町内3地区で開設しており、1年生から6年生までと対象学年を拡大し対応しています。運営については平成27年度より町内の社会福祉法人に委託し実施しています。
- ③土幌学童保育所は、平成27年度に新たな施設として「子ども交流センター(こもれび)」を建設し、平成28年4月より運営を開始しています。子ども交流センターは、学童保育所(厚生労働省)と放課後子ども教室(文部科学省)の機能を併せ持った運営を行っています。

基本的な考え方

子ども達一人ひとりの状況に応じた細やかな支援に努め、育児への不安を解消し、健やかに育つことを促進します。

主な課題と施策

区 分	主な課題	施 策
(1)認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> ①家庭との緊密な連携をはかり、保護者が認定こども園とともに乳幼児を育てるという意識が高まるような支援と情報交換、また、子育て支援についての相談や情報提供など地域の幼児教育の中心的な役割を担うことが必要です。 ②町内の私立認可保育所・認可外保育施設との連携、小学校への円滑な接続ができるような取り組みが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ①運営と、関連する子育て支援事業の充実に努めます。 ②小学校への円滑な接続ができるよう幼児教育を進めます。 ③施設については、旧保育所部分及び発達相談センターの老朽化や総合的な子育て支援機能の充実も含め、改築に向けての検討を進めます。

区分	主な課題	施策
(2)へき地保育所	<p>①幼児がさらに減少した場合の対応やその受入れ施設として認定こども園が十分な機能を確保(施設の老朽化等)することが可能か検討していく必要があります。</p>	<p>①地域運営上居辺へき地保育所の支援と川西へき地保育所の運営を推進します。</p>
(3)放課後子ども対策	<p>①共稼ぎ家庭の増加により学童保育所の開所時間延長などについて関係機関との協議が必要です。</p> <p>②少子化に伴う小学校の再編により、バス待ち児童の安全確保が必要です。</p> <p>③すべての児童が放課後等を安心・安全に過ごし、多様な活動・体験が出来るよう関係機関との協議が必要です。</p>	<p>①仕事を終えた保護者が帰宅するまでの時間を児童が安心・安全に過ごせる場所として、学童保育の充実に努めます。</p> <p>②運営事業者と連携し、バス待ち児童の安全確保に努めます。</p> <p>③すべての児童が放課後に多様な活動・体験を行えるよう、放課後子ども教室を推進します。</p>

1-2 小学校、中学校



現 状

- ①町内には土幌小学校及び複式校である中土幌小学校、上居辺小学校の小学校3校と、土幌町中央中学校の中学校1校があります。土幌小学校では低学年における少人数学級を実施、中・高学年では必要に応じて多人数学級支援を行い、きめ細やかな教育の展開に努めています。
- ②教育内容については、基礎・基本を身につけた確かな学力の定着のため、分かる授業の展開や家庭学習の習慣化に努めているほか、外国語授業の充実のため、外国語指導助手を複数配置しています。
- ③中土幌小学校、上居辺小学校の複式校2校により、一定規模での授業実施のため、集合学習を実施しています。
- ④特別な支援が必要な児童生徒については、特別支援学級を開設し、教育を行っています。
- ⑤食育については、学校給食や大地くんと学ぼう(食農体験学習)などを通して、健全な食生活の実践や食について学ぶ機会を設けています。
- ⑥学校と家庭、地域、関係機関が連携し、開かれた学校づくりや児童生徒の安全・安心な環境づくり、いじめや不登校の未然防止、早期発見・早期対応に努めています。
- ⑦小学校での地域交流として、美濃市との交流(土幌、中土幌小)鎌ヶ谷市との交流(上居辺小)が行われており、次世代を担う子どもたちの知見が広まることに役立っています。

基本的な 考え方

基礎学力の向上とともに、時代に応じた教育を行う場、心と体を育む場として学校教育を充実させます。

主な課題と施策

区 分	主な課題	施 策
(1)学校の施設、設備など	①老朽化や児童生徒の数に応じて、関連する施設・設備やスクールバスなどの改修、更新が必要です。	①学校の施設・設備の改修、更新を計画的に進めます。 ②スクールバスの更新を計画的に進めます。

区分	主な課題	施策
(2)教育体制、教育課程	<p>①情報教育については、ICT環境の一層の整備と教育内容の充実に向けてタブレットなど情報通信機器の整備に併せて、校内LAN整備を行う必要があります。</p> <p>②児童生徒が、進級、進学時における小1プロブレム^{※1}、中1ギャップ^{※2}など、新しい環境での学習や生活にうまく適応できず、不登校等につながっていく事例があり、環境の変化に適応できるよう、なめらかな接続が求められています。</p> <p>※1 小学校に入学したばかりの1年生が、集団行動がとれない、授業中に座ってられない、先生の話听不懂という状態が続くこと。</p> <p>※2 小学生から中学1年生に進級した際、学習や生活の変化になじみず不登校となったり、いじめが増加するという現象。</p>	<p>①確かな学力を育てるため、基礎学力の向上や豊かな心、健やかな体の育成に努めます。</p> <p>②情報化社会に対応した教育を進めるための環境を整えるとともに、GIGAスクール構想[※]による国の支援を活かしてICT教育の充実を努めます。</p> <p>※1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、子供たち一人ひとりに公正に個別最適化され、資質・能力を一層確実に育成できる教育ICT環境の実現。</p> <p>③外国語指導助手を複数名配置して、英語教育の充実を努めます。</p> <p>④学校運営協議会と連携協力し、開かれた学校づくりに努めます。</p> <p>⑤安全教育を推進し、安全・安心な学習環境の確保に努めます。</p> <p>⑥土幌町通学路安全プログラムに基づき、地域・関係機関などと連携し、通学路を含めた児童生徒の安全管理に努めます。</p> <p>⑦関係機関と連携し、いじめや不登校をなくす取り組みを進めます。</p> <p>⑧学校給食、大地くんと学ぼう(食農体験学習)、弁当の日などを通して、学校における食育の推進に努めます。</p>
(3)特別支援教育	<p>①近年、特別支援学級の在籍人数や通常学級における支援を必要とする人数が増加しており、個に応じた教育支援の充実が求められている一方で、インクルーシブ教育[※]の充実が求められています。</p> <p>※障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に教育を受けること。</p>	<p>①障がいのある児童生徒の個々の状況に応じた支援の充実と併せて、インクルーシブ教育の充実を努めます。</p>

区分	主な課題	施策
(4)指導体制	<p>①小規模校ならではのきめ細やかな授業が展開される一方、同一学年の児童数の減少など、一定規模での授業や協働学習を行う上で支障が出ています。</p> <p>②高度化・複雑化する諸課題への対応や基礎的・基本的な知識・技能の習得に加え、協働的な学びの育成が求められています。</p>	<p>①児童数の推移をふまえ、小学校の適正規模、適正配置に努めます。</p> <p>②教職員の各種研修への参加等により教育の資質の向上に努めます。</p>
(5)都市交流	<p>①事業実施にあたっては、相互交流を基本とすることから、交流先の理解と協力が必要となっています。</p>	<p>①小学生の都市交流事業を推進し、充実に努めます。</p>

1-3 高等学校



現 状

- ①北海道士幌高等学校は、町立の職業高校の利点を活かし、地域産業の担い手育成、地域の信頼に応える教育実践を経営方針として学校経営を展開しています。
- ②農業経営ならびに農業の多面的な機能について学ぶ「アグリビジネス科」と食品加工・流通・食品衛生に関する基礎を学ぶ「フードシステム科」を設置しています。生産から加工・販売、商品開発などを一貫して学ぶことができるカリキュラムを編成しています。
- ③生徒一人ひとりの夢や想いをブランド認証して、士幌高校の魅力として発信していく『志』プロジェクトに取り組んでいます。
- ④校舎は築後45年が経過し、老朽化が進んでいます。

基本的な
考え方

町立の職業高校として特色ある教育課程を編成し、魅力ある農業教育を推進します。

主な課題と施策

区 分	主な課題	施 策
(1)教育施設	①生徒の学習環境の維持・向上のため、施設・設備等の改修・更新など計画的な対策を講じる必要があります。	①農場生産物の一次加工を行える教育施設について、現行の学校施設設備の活用を含め整備の検討をします。 ②実習施設の集約や農場再編を推進し、効率化をはかります。 ③校舎の改修や農業教育備品等の整備・更新を計画的に進めます。 ④将来に向けた校舎のあり方を検討します。 ⑤北海道士幌高等学校の地場産品を使った新製品の研究開発を推進します。(高校専攻班活動等との共同研究)

区分	主な課題	施策
(2)教育内容	<p>①最先端の農業技術の導入や、環境に配慮した安全で安心な時代のニーズに即応した魅力ある農業教育への取り組みを行うとともに、生徒の個性に応じた教育活動を実践する必要があります。</p> <p>②情報教育については、ICT環境の一層の整備と教育内容の充実が必要です。</p>	<p>①各学科の特色を活かして、魅力ある教育活動を推進します。</p> <p>②農業クラブ活動(志プロジェクト)の推進と支援を行います。</p> <p>③地域や外部機関と連携し課題に取り組むとともに、地域に根ざした活動を推進します。</p> <p>④国際化に対応する人材育成をめざした生きた英会話指導、海外文化交流を推進します。</p> <p>⑤情報化社会に対応した教育を進めるための環境を整えるとともに、GIGAスクール構想による国の支援を活かしてICT教育の充実に努めます。</p>
(3)支援	<p>①少子化により中学卒業生が減少するなか、魅力ある学校づくりとともに、支援の充実が求められています。</p>	<p>①通学バス費用の助成を行います。</p> <p>②修学支援制度を通じて、大学進学を希望する在校生を支援します。</p> <p>③修学資金貸付制度を通じて、4年制大学に進学した生徒を支援します。</p> <p>④遠隔地出身者への土幌町勤労青少年アパート使用料を減免し、負担を軽減します。</p> <p>⑤生徒への資格取得等の支援 高校卒業後に社会に出て役立つための資格取得にかかる受講料検定料の全部または、一部を助成します。</p>
(4)広報活動	<p>①わかりやすく多くの生徒や保護者、教育関係者に本校の魅力を伝えることが必要です。</p>	<p>①中学校訪問やオープンスクール※等を実施するとともに、マスメディアや広報誌、ホームページ、SNSを活用した情報発信を行い、入学者の確保に努めます。</p> <p>※入学を検討している生徒に校舎を開放し、学校への理解を深めてもらうために開かれるイベントのこと。</p>

1-4 生涯学習



現 状

- ①「生涯学習講座」をはじめ、少人数でも住民と行政が課題毎に情報交換できる場として「生涯学習出前講座」を行っています。「生涯学習出前講座」は、さまざまなテーマの講座があり、担当する課などによって行われています。
- ②住民が経験や活動によって身につけた知識や技術、技能などを住民の生涯学習活動の場で活かすため「生涯学習支援バンク制度」があります。
- ③まちの総合情報紙の一部として「生涯学習ガイドブック」を発行しています。

基本的な
考え方

生涯学習講座の実施などまちづくり、人づくりを進めるために、生涯学習社会の構築に向けさまざまな事業に取り組み、まちづくりに欠かせない施策として推進します。

主な課題と施策

区 分	主な課題	施 策
(1)情報提供	<ol style="list-style-type: none"> ①「生涯学習出前講座」については多くの団体や組織が利用しており、今後も継続していくことが必要です。 ②より早く、多くの人に情報が伝わるよう、ホームページや町公式フェイスブックに掲載するなど情報提供方法の充実が必要です。 	<ol style="list-style-type: none"> ①生涯学習ガイドブックを発行するとともに、各種啓発事業の実施に努めます。 ②「生涯学習出前講座」など、少人数でも住民と行政が課題ごとに情報交換できる場の拡大に努めるとともに、関係各課と情報共有や意見交換などを行い、内容や実施方法の改善に努めます。 ③専門知識を持つ職員による指導の充実をはかります。
(2)活動の支援	<ol style="list-style-type: none"> ①「生涯学習支援バンク制度」については、町外からの人材も含め、リーダーの発掘養成に努めていくことが必要です。 	<ol style="list-style-type: none"> ①町内各団体の支援や各種学級を開設することでリーダーの養成を行います。 ②生涯学習を率先する地域リーダーの発掘及び育成に努めます。 ③住民の学習ニーズに対応するため、生涯学習支援バンクへの登録を通じて、生涯学習指導者の発掘養成に努めます。



現状

- ①少年教育については、学校運営協議会やPTAと連携し、学校や家庭では得難い体験や学習の機会を提供しています。また、地域子ども会やPTA事業、少年団活動、サタデースクール事業等に多くの少年・少女が参加し活動しています。
- ②青年教育については、連合青年団など青年活動を支援していますが、単位青年団の会員の減少により活動を休止している状況もあります。
- ③女性教育については、男女共同参画の推進をふまえ、女性団体の活動を支援しています。
- ④成人教育については、各種学習講座を開催しています。
- ⑤高齢者教育については、柏樹学級を開設し、高齢者の学習ニーズに対応した学習の場や各種活動の場を提供しています。
- ⑥町内には、総合研修センターや図書館等の学習施設があり、改修や老朽化による修繕などを行い社会教育施設の適切な維持管理に努めています。

基本的な考え方

各時期における課題解決に必要な学習機会を提供するとともに、自主的な学習活動を支援します。

主な課題と施策

区分	主な課題	施策
(1)教育内容	<ul style="list-style-type: none"> ①少子化や人口減少に対応した全町的な視点、広域的な視点による学習の提供が求められています。また、家庭の事情などで参加できない子どももいるため、よりきめ細かい配慮が必要です。 ②魅力ある青年活動が展開されるよう今後も既存の組織を支援するとともに、若者による新たな組織づくりや活動を促進していくことが必要です。 ③女性団体連絡協議会については、役員及び会員の高齢化が進み、団体運営において大きな課題となっており、今後は 	<ul style="list-style-type: none"> ①各時期における課題に対応した学習機会を提供します。 ②学習に関する情報の提供に努めます。 ③生涯学習の観点から、あらゆる教育機能を活用した学習活動を推進します。 ④社会教育に関する団体やサークルなどの活動を育成・支援します。 ⑤連合青年団の活動を支援するとともに、青年の組織づくりや活動促進につながる学習機会や活動機会を提供します。 ⑥女性団体連絡協議会の活動を支援し、担い手育成を推進します。

区分	主な課題	施策
	<p>担い手を育成するための取り組みが必要です。</p> <p>④成人教育については能力開発学習や情報提供など個人の学習活動を支援する体制の整備や、生活に根ざした学習課題や地域課題に即したりカレント教育(自己啓発や職業能力開発のための社会人の再教育)を推進する必要があります。</p> <p>⑤高齢者の学習やスポーツに対するニーズも多様化しており、それらのニーズに対応しながら、仲間づくりや豊かな人生経験を生かした活動促進を行っていく必要があります。</p>	
(2)関連施設	<p>①総合研修センターは、築25年を経過し、老朽化による修繕力所が増加しています。</p> <p>②公民館の適切な維持管理が必要です。</p>	<p>①総合研修センターをはじめ公民館など町内の学習施設の有効活用に努めるとともに、適切な維持管理に努めます。</p>
(3)図書館	<p>①中高生の読書離れやインターネットの普及による読書人口の減少により、図書館の利用者はゆるやかに減少しています。幼児期から本に親しんでもらう取り組みや利用者のニーズに応える資料収集、また、安全で安心できる環境づくりが必要です。多くの住民に利用してもらえるよう、一層のPRが必要です。</p>	<p>①施設、設備の適切な維持管理に努めます。</p> <p>②ブックスタートなど子どもの頃から本に親しんでもらえる取り組みを進めます。</p> <p>③巡回図書などを通じて、学校と連携し、サービスの充実に努めます。</p> <p>④管内・道内の図書館との連携を強化し、サービスの向上に努めます。</p> <p>⑤リクエスト等の各種サービスの周知及び相互貸借の活用を行います。</p> <p>⑥利用者の年齢層やニーズに対応できる資料を収集し、住民への周知に努めます。</p>



現状

- ①住民一人ひとりが健康・体力づくりをめざして、何らかのスポーツを実践する「町民一人一スポーツ」運動を推進しており、既存のスポーツ教室に加えて新規に各種スポーツ教室を開催し、参加を呼びかけています。
- ②スポーツ少年団から成人のスポーツグループまで、各種スポーツ活動が行われています。スポーツ少年団など競技スポーツ活動では、スポーツ推進委員をはじめ住民の協力を得て指導にあたっています。
- ③町内には、すこやか体育館、トレーニング室、野球場、サッカー場、パークゴルフ場、ゲートボール場、プール、スケートリンクなどのスポーツ施設があり、各種スポーツ活動等に利用しています。また、学校体育施設の開放を行っています。

基本的な考え方

競技スポーツの振興とともに、身近に楽しめ、健康増進につながる生涯スポーツを推進します。

主な課題と施策

区分	主な課題	施策
(1)普及	<ul style="list-style-type: none"> ①町民一人一スポーツの実現に向けて多くの施策が必要となっています。 ②障がい者スポーツに対する住民の関心や理解を高める必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ①住民一人ひとりが健康・体力づくりをめざして、何らかのスポーツを実践する「町民一人一スポーツ」運動を推進します。 ②スポーツ合宿等を通じて、各種スポーツ教室や大会などを開催し、スポーツ活動への関心を高めるとともに参加を促進します。 ③幼児期、少年期を対象にしたスポーツ教室を開催し、スポーツの関心を高めます。 ④講演会の開催などを通じて、障がい者スポーツへの関心や理解向上に努めます。

区分	主な課題	施策
(2)指導者	①各種競技の指導者育成、確保をはかっていますが、少年団活動等の指導者が不足している状況が見られます。	①スポーツ推進委員をはじめ各種指導者の育成、確保をはかり、スポーツ指導体制を充実させます。 ②体育連盟、スポーツ少年団、スポーツグループなど団体活動の活性化と育成に努めます。 ③スポーツ団体からの要望をふまえ、総合型地域スポーツクラブの設立に向けて検討を行います。
(3)スポーツ施設	①体育施設を多くの住民に利用してもらえよう、適切に維持管理する必要があります。	①より良い環境を維持するための施設整備に努めます。 ②学校体育施設の開放など、既存施設を効率的かつ有効に利用します。 ③トレーニング室における利用者ニーズに沿ったプログラムの提供に努めます。



現 状

- ①町内には、岐阜県美濃市の農民によって最初の開墾が行われた中土幌地区に「伝統農業保存伝承館」と、美濃地方特有の農家様式を用いた「美濃の家」があります。
- ②郷土芸能として「土幌高原太鼓愛好会」があり、児童から成年まで活動しています。
- ③芸術文化活動については、文化祭や書初め大会などの事業を文化協会などと共催しています。また、各団体がそれぞれの活動を活発に行っています。

基本的な考え方

本町の郷土芸能を継承していくとともに、芸術文化活動を促進します。

主な課題と施策

区 分	主な課題	施 策
(1)郷土芸能	①今後も郷土芸能として活動が継続できるよう後継者の育成などを積極的に検討する必要があります。	①土幌町発祥の地記念公園(伝統農業保存伝承館、美濃の家)の適切な維持管理に努めます。 ②開発事業者との事前協議など埋蔵文化財包蔵地の保存に努めます。 ③「土幌高原太鼓愛好会」など郷土芸能の継承に努めます。
(2)芸術文化	①芸術文化団体の会員は高齢化が進むとともに、会員数の減少、人材の固定化などが見られます。	①芸術文化団体の活動に対する援助・育成をはかります。 ②芸術文化を鑑賞する機会の提供に努めます。

第2章 支え合いで、安心安全を共感するまち

2—1 保健、健康づくり



現 状

- ①「健康イキイキしほろ21」の健康計画との整合性をはかり、「保健事業計画」、「自殺予防対策計画」を策定し医療や福祉と連携し、PDCAサイクルに基づき保健事業の効果进行评估しながら、住民主体の健康づくりを展開しています。
- ②特定健診受診率は、平成25年度40.3%から平成30年度50.4%に向上しています。特定健診とがん検診の同時受診を可能とし、いずれの受診率向上にも努めています。特定健診受診者全員を対象として事後指導の実施を継続し、三大生活習慣病の予防や、また、窓口相談についても、相談窓口の一元化、毎週月曜日の健康相談などを実施しています。
- ③妊娠期から子育て期にわたるまで母子ともに健やかに過ごせるよう、母子保健事業と子育て支援事業と連携し、孤立することなく切れ目ない支援を受けることが出来る子育て世代包括支援センター「よすが」を令和2年度に開設しました。
- ④新型コロナウイルス感染症が世界的に流行し、患者数が大幅に拡大するなか、医療提供体制や生活等に不安がある状況が続いています。

基本的な 考え方

町内の健診受診者の結果、傾向、問題点を分析し、健康講座、健診結果事後指導などで健康に対する意識づくりを促進します。

主な課題と施策

区 分	主な課題	施 策
(1)生活習慣病予防	①生活習慣病に起因する、脳血管疾患予防について個の健診結果と生活実態に応じた指導が必要です。 ②がん検診受診率向上、がん予防に向けた生活改善について周知が必要です。 ③受診意識の向上を高めるための受診勧奨の方法の検討が必要です。	①食生活改善に向けた指導、調理実習の実施などにより、生活習慣病の予防に努めます。 ②30歳代から健診の必要性について周知し、働き盛りの方が受診しやすい体制を整備します。 ③特定健診受診率60%以上を目標に、受診率向上に効果的な方法を整備します。 ④事後指導実施率100%を目指し、健診結果説明の必要性を周知します。

区分	主な課題	施策
		⑤高齢者の寝たきり及び認知症予防対策を推進します。 ⑥「40歳以上皆健診運動」を推進します。
(2)健康づくりの推進	①健診未受診者の健康課題があります。年1回の受診の意識を高める体制が必要です。 ②母子を取り巻く環境は変化し、子育てや子どもの発育に不安や悩みを持つ親も増えており、専門的な支援体制が必要です。 ③新型コロナウイルス感染症等の感染症対策の取り組みが必要です。また、新たな生活様式を取り入れつつ、他の感染症予防も含めた対策を講じていく必要があります。	①健診事後指導体制の充実をはかり、対象者の生活に応じた、訪問による指導と支援に努めます。 ②誰もが生活に簡単に取り入れることができる運動の推進をはかります。 ③妊産婦及び乳幼児に各種教室や専門相談を実施し、健全な出生と発達に応じた育成を支援します。 ④予防ワクチン接種への支援助成を推進します。 ⑤関係機関と連携した母子に対する保健活動に努めます。 ⑥定例健康相談等の実施により、相談窓口の充実に努めます。 ⑦感染症対策を推進します。
(3)こころの健康づくり	①社会構造の複雑化により心にも悩みをもつ人たちが増加しており、そのため地域で支えるゲートキーパー※等の養成や普及啓発の取り組みが求められています。 ※自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応をはかることができる人のこと。	①士幌町自殺予防対策計画に基づき、知識の普及啓発や、こころの悩み相談、一般健康相談によりこころの健康づくりに努めます。
(4)総合的な推進体制	①健康づくりを進めるうえで、関係する課や機関が連携し、より総合的に推進できる運営体制にしていく必要があります。	①保健医療福祉総合推進協議会、地域ケア会議など保健・医療・福祉サービスネットワークづくりの充実に努めます。

2-2 医療



現 状

- ①町内唯一の医療機関として国保病院があります。一般病床50床があり、外来診療は、内科・小児科・外科・整形外科・眼科、泌尿器科を設置しています。
- ②医師・看護師確保の困難性が一層高まるなか、経営改善検討委員会で協議を行うなど、経営改善に努めています。
- ③国保病院を中核的施設として、救急医療の対応など一次医療サービスの提供と保健・医療・福祉の総合的サービスを提供する「福祉村」を形成しています。

基本的な
考え方

地域の医療環境の維持、向上に努めるとともに、保健、福祉と連携し「福祉村」としてのさらなる充実をめざします。

主な課題と施策

区 分	主な課題	施 策
(1)町国保病院	①「福祉村」の中核としての役割がますます重要となるなか、今後も引き続き、公立病院としてのあり方を検討するとともに、持続可能な経営をめざしていくことが必要です。	①「新公立病院改革プラン」の推進と十勝圏における地域医療構想の中で、効率的な運営に努めます。 ②医療安全管理マニュアルの活用や医療安全委員会の運用などにより事故防止の徹底に努めます。 ③検査、治療の内容、薬の作用など診療情報の提供に努め、インフォームド・コンセント※の充実をはかります。 ※十分な説明を受けたうえでの同意、納得診療、説明と同意。 ④訪問看護の充実など地域包括ケアシステム※の推進に努めます。 ※重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるしくみ。
(2)「福祉村」の形成	①町国保病院の医師体制を十分に確立させることが難しい状況にあります。	①保健福祉課、特別養護老人ホーム等からの検診、予防接種、診察などの要請に対応できるよう医療機能の充実をはかり、「福祉村」の円滑な業務運営に努めます。

現状

①家庭や地域の助け合いが弱まるなか、高齢者や障がい者をはじめ日常生活での支え合いを必要とする人は増加しています。また、複数の問題が重なり合った8050問題※などが新たな課題として生じています。複雑・多様化するさまざまな課題に取り組んでいくために「地域福祉計画」や「地域福祉実践計画」に基づきながら地域福祉に関する取り組みを進めています。

※「80代」の親が「50代」の子どもを経済的に支える必要がある状態

②平成22年度から独居高齢者世帯の他、高齢者夫婦世帯、障がい者など避難行動要支援者※を対象に、緊急時に備えた安心安全福祉台帳を作成し、安否確認を行っています。

※災害発生時の避難等において、特に支援を要する方。

基本的な考え方

生活支援体制整備事業※において、地域での支え合いについて周知をはかり、有償ボランティアである、しほろ日常生活支援「たすけ愛」の取り組みを推進します。

※単身や夫婦のみの高齢者世帯等が増加するなか、医療、介護のサービスのみならず、地域住民に身近な市町村が中心となり、生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的にはかること。

主な課題と施策

区分	主な課題	施策
(1)推進体制	<p>①複雑・多様化する地域福祉に関する課題に対応するには、行政だけではなくすべての住民や地域全体で地域福祉を理解し、協力を得ながら、取り組んでいくことが必要です。</p> <p>②生活の拠点である地域に根ざした助け合いが必要です。</p>	<p>①「地域福祉計画」に基づき、地域福祉に関する事業の推進に努めます。</p> <p>②地域福祉に関するボランティア活動の育成、支援を行います。</p> <p>③住民参加による地域社会を基盤とした安否確認・見守りネットワークづくりなどの活動を支援します。</p> <p>④認知症の対策と連携した仕組みづくりを検討します。</p> <p>⑤民生児童委員による相談体制の充実など、各関係機関と連携した重層的な相談体制を構築します。</p>
(2)情報の把握	<p>①個人のプライバシーに配慮しながら、災害弱者を平時から把握しておく必要があります。</p>	<p>①避難行動要支援者の把握と安心安全福祉台帳の更新を行います。</p>

2-4 児童福祉、ひとり親福祉



現 状

- ①次世代育成支援対策を推進するため、乳幼児等医療費助成などの医療・経済面での支援を行っています。
- ②近年、全国的に児童虐待相談件数が急増したこと、虐待死などの事件が発生したことを受けて、児童虐待が児童福祉上の緊急課題となっています。
- ③ひとり親を支援する制度として、児童扶養手当制度やひとり親家庭等医療費助成制度がありますが、本町における児童扶養手当制度の受給者は増加の傾向にあります。

基本的な
考え方

医療や経済面からの支援により、家庭の環境に関わらず、安心して子どもを育てられる環境づくりを支援します。

主な課題と施策

区 分	主な課題	施 策
(1)負担軽減	①子育て世帯の経済的な負担の軽減が求められています。	①児童手当、乳幼児への医療費助成、子育て支援祝いの支給などを継続し、子育て家庭の経済的負担の軽減に努めます。
(2)虐待防止	①家族構成の変化により、子育てに関する悩みの相談先と支援の重要性が高まっており、児童相談所や要保護児童対策地域協議会と連携し、早期発見と迅速な対応を行う必要があります。	①子育て世代包括支援センターを開設し、母子保健と子育て支援の連携の強化をはかり、切れ目のない支援の充実に努めます。また、支援が必要な妊産婦や乳幼児には支援プランを作成し個別支援します。 ②児童虐待の防止のため、関係機関と連携し、より充実した体制での対応に努めます。
(3)ひとり親福祉	①今後は世代間の負担の公平性から、より必要度の高い方への支援に重点を移すとともに、子育てをしながら経済的に自立できるよう、支援策を講じていくことが必要です。	①児童扶養手当や児童医療費の助成などを通じて、ひとり親家庭を支援します。 ②家庭環境の改善に向けた自立支援に努めます。

現 状

- ①本町の高齢化率は、令和元年度末現在 33.2%で、その割合は年々高まっています。
- ②町内には、特別養護老人ホーム、グループホーム「土幌ひまわり館」、混合型グループホーム「笑顔」、小規模多機能施設「なごみ」など的高齢者福祉施設が「福祉村」にあります。
- ③就労支援として高齢者生きがい事業団への支援、交流促進として老人クラブ活動への支援、閉じこもり対策として地域を主体としたふれあいいきいきサロン活動への支援を進めています。

基本的な考え方

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、生活の上で必要な支援や住みよい居住環境づくり、日常の活動支援に努めます。

主な課題と施策

区 分	主な課題	施 策
(1)就労、地域活動	①誰もが生活者として地域でその人らしい安心して充実した生活を送れるよう、地域社会を基盤とした地域福祉の推進に努める必要があります。	①高齢者の生きがい・自助活動として、老人クラブの活動を支援します。 ②地域住民によるふれあいいきいきサロン活動を支援します。 ③高齢者生きがい事業団など高齢者の生きがい就労活動を支援します。
(2)介護予防	①介護が必要な状態にならないようにする、あるいは介護が必要な状態になっても重度化を防ぐようにする「介護予防」が重要な課題となっています。	①介護予防事業の取り組みを推進します。 ②地域支援事業及び予防給付の推進に努めます。
(3)支援体制、サービス	①介護保険制度に関する情報提供や相談への対応が必要です。 ②地域で自立した生活を支援するために、地域包括ケアシステムの構築を推進する必要があります。	①介護保険制度の周知及び事業者情報の収集に努めます。 ②公正・平等な要介護認定調査を行います。 ③地域における生活に関する相談支援体制の充実をはかります。

区分	主な課題	施策
	<p>③住み慣れた地域で生活を続けることができる支援や環境が求められています。</p>	<p>④認知症高齢者のサービス事業を拡充します。</p> <p>⑤専門職とのネットワークづくりによる在宅ケア活動を推進します。</p> <p>⑥地域包括支援センターの機能の充実をはかります。</p> <p>⑦居宅介護支援事業における在宅支援の推進をはかります。</p> <p>⑧町内民間介護事業所などとの連携を高め、高齢者と地域の交流を促進します。</p> <p>⑨介護予防プランの作成とケアプランの充実をはかります。</p> <p>⑩ヘルパーサービス、デイサービス、短期入所生活介護(ショートステイ)サービス等の在宅介護サービスの充実をはかります。</p> <p>⑪地域密着型サービス事業の基盤整備の検討を進めます。</p> <p>⑫町国保病院における訪問看護の推進に努めます。</p> <p>⑬生活等に不安な高齢者が、安心して生活できるよう、支援を行います。</p>
<p>(4)入居施設、住宅</p>	<p>①高齢になっても、安心して住める入居施設や住宅が求められています。</p> <p>②介護を志す人材が減少しています。</p>	<p>①将来の要介護者等の増加を見込んだ介護サービスの基盤整備をはかります。</p> <p>②特別養護老人ホームの介護体制を充実させるとともに、利用者・住民から信頼される老人福祉施設をめざします。</p> <p>③小規模多機能型居宅介護事業所運営の推進に努めます。</p> <p>④見守り付き高齢者住宅など見守りが必要な高齢者への定期的な訪問を継続します。</p> <p>⑤介護職員等の確保のために、資格取得の経済的負担の軽減と、関係機関と連携し介護職員の育成と雇用に努めます。</p>

2-6 障がい者(児)福祉



現状

- ①平成25年度に「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」が施行され、障がい者の範囲に「難病」が加えられるなど、制度の谷間を埋めるべく整備されてきました。
- ②NPO法人士幌町障がい者支援の会による「地域活動支援センター」の開設に続き、平成23年度には就労継続支援B型事業所[※]が開設され、就労訓練を中心に支援が実施されています。平成26年度には障がい者総合支援施設が建設され、日中一時支援事業所、就労継続支援B型事業所及び地域活動支援センターが「福祉村」に集約され、発展が期待されています。また、混合型のグループホームが開設され、新たな居住の場としても認知が高まっています。
※企業への就労が困難な障がい者に対して、雇用契約を結ばずに働く場所を提供するところ。
- ③町においては、総合福祉センター内に相談支援専門員を設置し、来所者の対応、訪問、事業所へのアドバイスなどを実施しています。また、障がい者の雇用に向け相互理解を深めるため、主に町内企業から就労作業をうけています。

基本的な考え方

ノーマライゼーション[※]の理念のもと、障がい者が安心して生活できる地域づくりを進めます。

行政、関係機関、ボランティア団体、NPO団体などが連携し、障がい者の自立をサポートするとともに、社会参加を促進します。

※障がい者も健常者と同様の生活ができる社会にするべきであるという考え方。

主な課題と施策

区分	主な課題	施策
(1)情報提供	①障がい者(児)福祉に関する諸制度は複雑かつ多様化しており、わかりやすい情報提供が必要です。	①障がい者(児)福祉に関する諸制度を、利用者等にわかりやすく情報提供し、利用を促進します。 ②関係機関等と連携し、障がい者(児)が相談しやすい支援体制づくりに努めます。

区分	主な課題	施策
(2)関連施設	①障がい者やその家族の利用ニーズをふまえサービスを充実させる必要があります。	<p>①障がい者の日中活動や家族支援のためのサービスを充実させるとともに、当事者と家族の支援を推進します。</p> <p>②障がい者(児)福祉に関する施設の維持管理に努めます。</p> <p>③こども発達相談センターの発達支援、相談支援、通所支援の一層の充実を通して、障がい児が社会の中で活動と参加ができるように支援します。</p>
(3)就労の場	①障がい者が働ける場を増やし、自立した生活を支援することが必要です。	<p>①企業に対して、障がいに対する理解向上と就労の促進をはかるとともに、障がい者就労体験など各種施策の周知に努めます。</p> <p>②地域活動支援センターの活用や役場、「福祉村」の関連施設等において就労訓練や体験の場を確保し、福祉的就労の充実をはかります。</p>
(4)啓発	①障がいを持つ者と持たない者が平等に生活する社会を実現させるため、ノーマライゼーションを推進していく必要があります。	<p>①障がいのある人や制度・事業等をより理解されるための啓蒙活動に努めます。</p> <p>②小規模多機能型居宅介護施設「なごみ」内の交流スペースなどを利用して、地域住民、障がい者(児)、高齢者等が交流できるよう促進します。</p>

2-7 低所得者福祉



現状

①全国の生活保護を受けている世帯が、令和2年8月には163万世帯、受給者数は205万人となり、その8割以上を、高齢者、母子、障がい者等が占めています。本町では、近年、生活保護受給世帯・受給者数は横ばいで推移しているものの、複数の問題が重なり合った8050*問題などが新たな課題として生じています。

※「80代」の親が「50代」の子どもを経済的に支える必要がある状態

②これまで十分ではなかった、生活保護受給者以外の生活困窮者に対する支援制度を拡充するため、生活困窮者自立支援法が平成26年12月に制定され、平成27年4月から施行されています。

基本的な考え方

保護を必要とする人たちの状況を把握し、自立した生活が送れるよう、適切な支援を行います。

主な課題と施策

区分	主な課題	施策
(1)生活保護受給者への対応	①経済的な給付のみでは保護受給者の抱えるさまざまな問題に対応することができず、保護の長期化につながることから、保護受給者に対する就労・自立支援プログラムへの取り組みを推進し、今後とも制度の変革、社会情勢の変化に合わせた対策が求められています。	①必要に応じて生活保護制度を適切に措置するとともに、個々の状況に応じた自立に向けた支援に努めます。
(2)生活保護以外の生活困窮者への対応	①生活困窮に対する就労、生活面の支援が求められています。	①生活保護受給者以外の生活困窮者に対する支援に努めます。 ②とまち生活あんしんセンター*と連携し生活困窮者に対する就労、年金、生活等の相談の対応を強化します。 *生活に困っている方の相談に乗るために北海道十勝総合振興局が作った相談窓口

2-8 社会保障



現 状

- ①国民健康保険は、地域における医療の確保と住民の健康増進に重要な役割を果たしています。本町の国民健康保険税の収納率は97%から98%を維持し、滞納分については徴収月間などの取り組みを行っています。法律改正により、平成30年度から都道府県が共同保険者となり、国からの公費投入が行われ、令和12年度からの保険税率の全道統一・賦課することを目標に協議が進められています。
- ②後期高齢者医療制度については、「北海道後期高齢者医療広域連合」が運営主体となり、本町では保険料の徴収や申請・届出の受付などの窓口業務を行っています。
- ③介護保険制度については、本町の介護給付状況は、居宅サービス、地域密着型サービスの被保険者1人あたりの給付費は全国や北海道と比較して低くなっていますが、一方、施設サービス給付費は非常に高くなっています。介護保険事業の安定的な運営を推進するためには、介護予防施策の充実や、在宅志向の増加に伴う基盤整備が必要です。
- ④国民年金制度については、平成26年4月1日に「年金機能強化法」が施行され、保険料の取扱いや年金受け取りの仕組みが一部変更され、無年金者となる恐れがある者への対策が講じられています。本町では年金機構が発行する情報誌やホームページ、定期的な広報掲載などにより年金制度の周知に努めているほか、年金事務所と連携し年金に関する各種相談を行っています。

基本的な
考え方

国民健康保険制度や国民年金制度への理解を促すとともに、健全な事業運営に努めます。

主な課題と施策

区 分	主な課題	施 策
(1)国民健康保険	<p>①平成30年度から北海道が共同保険者となり、納付金制度が始まりましたが、納付金額を抑制するため、データヘルス計画※を含む保険者努力支援制度の取り組みが重要となっています。</p> <p>※医療情報(レセプト)や健診結果の情報等のデータ分析に基づき、PDC Aサイクルで効率的・効果的な保健事業を実施する取り組みで、平成27年度からすべての健康保険組合に実施が義務付けられている。</p>	<p>①住民代表者等の意見をもとに、保険税とサービス提供体制のあり方を検討し、国民健康保険事業の安定的な運営に努めます。</p> <p>②「データヘルス計画」に基づく保健事業の推進に努めます。</p>

区 分	主な課題	施 策
(2)後期高齢者医療制度	①後期高齢者健診の受診率が低く、重症化予防の取り組みを実施する専門職が不足しています。	①介護予防と保健事業を一体的に取り組む体制を構築していきます。
(3)介護保険	①介護保険給付の増加など、介護保険料への影響があり、制度を安定的に持続することが求められています。	①住民代表者等の意見をもとに、介護保険料とサービス提供体制のあり方を協議し、安定的な運営に努めます。
(4)国民年金	①保険料の未納などにより将来において無年金者がでないよう、広報活動などにより年金制度の普及に努める必要があります。	①国民年金への未納、無年金防止をはかるため、制度の改正内容などの周知徹底に努め、年金相談体制の充実をはかります。

第3章 豊かな環境を守り、育てるまち



3-1 環境、景観、エネルギー

現 状

- ①健康で恵み豊かな環境を保全し、将来の世代へと引き継いでいくために「土幌町環境基本条例」を制定し、「土幌町環境基本計画」や「新エネルギービジョン」の策定、「土幌町環境宣言」の実施など、環境保全に対する取り組みを積極的に進めています。
- ②地球規模の環境問題に対し、環境負荷軽減に取り組み、政策のあらゆる分野において環境への配慮を取り入れた環境自治体となるため「土幌町環境マネジメントシステム」を構築し、平成17年より運用しています。平成25年には「環境マネジメントシステム」の改訂を行い、「第2ステージ第1ステップ」に合格し、更なる環境負荷の軽減に取り組んでいます。
- ③花のまちづくり事業を通じて、フラワーマスターの育成や各地域の花壇造成などを助成するなど「花によるまちづくり」を進めています。
- ④家畜から排出されるふん尿については、家畜排せつ物法や水質汚濁防止法により処理対策が進められています。
- ⑤脱プラスチック、脱石油などを背景とした、レジ袋の有料化などが法制化されました。

基本的な 考え方

持続可能な地域づくりをめざし、地域の環境を保全する取り組みをさまざまな視点から考え、取り組みます。

主な課題と施策

区分	主な課題	施策
(1)環境保全	<p>①今後も環境保全に対する意識づくりや活動を促進し、環境保全に向けた取り組みを幅広く進めていくことが必要です。</p> <p>②住民に、環境マネジメントシステムに対する理解を深めてもらうことが必要です。</p> <p>③町が設置した「土幌町発祥の地中土幌太陽光発電所」について、経年劣化による修繕や機器の更新費用などの負担が見込まれます。</p>	<p>①「土幌町自然環境等保全条例」「環境基本計画」「新エネルギービジョン」などに基づき、環境対策について横断的連携をはかり、総合的に環境対策を推進します。</p> <p>②自然環境等保全監視業務により、自然環境の点検・保全に努めます。</p> <p>③環境保全全般に関する住民の活動を支援し、自主的・積極的な参加を促進します。</p> <p>④「環境マネジメントシステム」に対する住民の理解を促すとともに、環境問題の解決に向けた取り組みを推進します。</p> <p>⑤「環境宣言」の住民への定着に努めます。</p> <p>⑥再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、既存施設設備・機器等の適正な管理・運営に努めます。</p> <p>⑦プラスチックの削減(マイバッグ推進)、食品ロス削減の啓発に努めます。</p>
(2)自然保護	<p>①生物の多様性を保全し、保護と利用のバランスをはかりながら自然と共存することが求められています。</p>	<p>①自然環境の保全や関連する活動を支援し、動植物の保護に努めます。</p> <p>②住民の自然環境に対する意識の向上をはかります。</p> <p>③学校との連携による環境教育・自然体験教育を推進し、子どもたちの環境保全意識の啓発に努めます。</p>

区分	主な課題	施策
(3)景観づくり	<p>①景観に対する意識を高め、向上に向けた取り組みを進めていく必要があります。</p>	<p>①安らぎと潤いのあるまちづくりをめざす「快適環境づくり構想」の考え方の普及に努めるとともに、農村景観づくりを推進します。</p> <p>②花による景観づくりなど住民による景観向上に関する取り組みを支援します。</p>
(4)公害	<p>①家畜ふん尿の臭気対策について、農業関係機関と検討し取り組んでいく必要があります。</p> <p>②野焼き禁止の例外規定(たき火、農業者が行う病虫害防除など)についても、煙たさや交通への支障、火災の恐れ等があるため、周囲の配慮が必要です。</p>	<p>①農業関係機関と連携し、家畜ふん尿の臭気低減対策を推進します。</p> <p>②河川での水質調査や悪臭防止法に基づく規制地域での公害発生の監視をし、防止に努めます。</p> <p>③巡回パトロール及び情報収集により、公害の未然防止に努めます。</p> <p>④公害に関する情報公開により公害に対する住民意識の高揚に努めます。</p> <p>⑤浄化槽の放流排水の保全、汚染物質(家畜ふん尿・農薬など)による河川水質の汚濁汚染などに関係団体と協力し防止に努めます。</p> <p>⑥野焼き禁止の例外規定(たき火、農業者が行う病虫害防除など)については、実施の注意事項を関係機関と連携し周知に努めます。</p>



現 状

- ①ごみ等の処理は、燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物、有害ごみ・危険ごみ、鉄・金物類、小型家電、大型ごみなどに分けて収集しています。収集したごみは、上士幌町と構成する北十勝2町環境衛生処理組合の施設(ごみ焼却施設、一般廃棄物最終処分場)で処理しています。令和9年度に広域化(十勝圏複合事務組合)への移行を予定しています。
- ②ごみの減量化・資源化を推進するため、生ごみ処理容器の購入に対して奨励助成を行っているほか、地域・団体における集団回収により、資源物を回収しています。平成26年度からは資源物集団回収の奨励金単価をアップし回収増加につなげています。回収した資源物は有価物として売り払い対価を得て協働推進事業や、リサイクル経費予算に活用しています。
- ③不法投棄防止対策として、警告看板の設置や警察署と連携した巡回パトロール強化を行っています。

基本的な考え方

リサイクルの推進などによりごみの排出を抑制するとともに、適切な回収と処分に努めます。

主な課題と施策

区 分	主な課題	施 策
(1)処理体制	①北十勝2町環境衛生処理組合最終処分場の埋め立てについて、現在の計画では令和6年度まで埋め立て可能となっており、その後の最終処分場の延命措置等の検討が必要になります。	①令和9年度に十勝圏複合事務組合への移行に向けて、中継施設の設置や収集・運搬方法、最終処分場の延命措置について協議、検討します。
(2)ごみ収集	①今後もしリサイクルを推進しごみ減量化に努めていくことが必要です。 ②ごみ収集回数の見直しの要望があります。	①ごみの分別徹底により、排出量の削減とリサイクル率の向上をはかります。 ②生ごみ処理容器購入の助成など生ごみの減量化と再資源化を促進します。 ③ごみの収集の適正化を検討します。
(3)不法投棄	①道路脇や人目につきにくい場所に、ポイ捨てなど小規模な不法投棄があります。	①今までの監視巡回パトロールと併せ、不法投棄しにくい環境づくりを推進します。

3-3 公園、墓地、火葬場



現 状

- ①公園については、中央公園、遊水公園、交通公園など、憩いの場として住民全体に利用される公園と、主に地域住民や子どもの遊び場として利用される団地公園があります。
- ②火葬場は、火葬炉2基を交互に使用し、適切な管理に努めています。
- ③町内には、土幌・中土幌・下居辺の3か所に共同墓地があります。未使用区画については調査を行い、使用見込みのないものについては返還などを求めています。また、管理委託及び地域のボランティアにより、環境整備が行われています。

基本的な
考え方

公園の環境整備や遊具の管理を適切に行い、いつでも安全に利用できるよう努めます。

火葬場の施設設備や墓地を適切に管理します。

主な課題と施策

区 分	主な課題	施 策
(1)公園	①遊具については、利用者のマナー向上を促すとともに、施設の欠陥箇所や危険性がないかを確認し、更新を含め定期的な点検や補修など施設の安全管理に努めることが必要です。	①パートナーシップ事業で団地公園の地域管理に努めるほか、中央公園、遊水公園、交通公園などの適正管理に努めます。 ②遊具施設の安全点検を徹底し、適切な管理に努めるとともに、老朽化に対する修繕や取り替えを行います。 ③公園利用者のマナー向上の啓蒙に努めます。
(2)墓地	①長期にわたって管理が行われていない墓地が見受けられます。	①墓地の適正管理を促します。
(3)火葬場	①平成10年に改築しましたが、施設の経年劣化により施設補修が増大しています。保守点検、施設の改修を計画的に実施する必要があります。	①保守点検と計画的な施設整備により、火葬場の維持管理に努めます。

第4章 安全で快適な暮らしの場があるまち

4-1 土地利用、市街地



現状

- ①本町には、中心市街地である土幌市街とまちの玄関口である中土幌市街、へき地集落としての下居辺市街があります。快適で秩序ある市街地空間の形成に向けて、住宅団地の造成や公共施設の整備など有効な土地利用に努めています。
- ②農地については農業基盤整備を重点的に進めてきた結果、16,204haと町の面積の62.5%を占めており極めて高い農用地率となっています。
- ③森林面積は5,599haと減少が続いていますが、自然環境保全地区の指定や開発行為の事前協議などにより、自然の保全と開発との調和に努めています。

基本的な考え方

それぞれの用途に合った土地利用を進め、地域の活性化や環境保全に努めます。

主な課題と施策

区分	主な課題	施策
(1)適切な土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ①土地取引の適正化と無秩序な開発行為を防止することが必要です。 ②農業基盤の整備を計画的に進めていく必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ①土地関係諸法令の適正な運用により、土地取引の円滑な推進と無秩序な開発行為を防止します。 ②農地については、土地改良や地力の維持・増進により効率的な利用と生産性の向上に努めるとともに、生産基盤の整備や無秩序な転用の抑制により優良農地を維持・確保します。 ③森林・原野については、国土保全、水源かん養の視点から、森林資源の確保と有効利用に努めます。 ④地場産業の育成を促進するため、必要な工業用地の確保をはかります。

区分	主な課題	施策
(2)市街地の土地利用	<p>①市街地の空き家及び空き地は増加の傾向にあり、管理や、利活用・除却を促進する必要があります。</p> <p>②空き家及び空き地の管理や、利活用・除却を促進する必要があります。</p>	<p>①市街部の空き家及び空き地の有効活用を促進します。</p> <p>②商業と市街地の活性化を推進するため、必要な用地の確保をはかります。</p> <p>③必要に応じて公共用地の先行取得を進めます。</p> <p>④空家対策特別措置法による特定空家等への指導・勧告に努めます。</p>

4-2 住宅、宅地、移住定住



現状

- ①宅地については、個人住宅の建設は微増にとどまっていますが、民間アパート建設により、世帯数は増加しています。
- ②分譲地については、みのり野団地など造成済団地の分譲と、みどり団地など造成を行っています。
- ③公営住宅については、平成24年3月策定の「土幌町住生活基本計画」「土幌町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、順次建替及び既存公営住宅の修繕を実施し管理運用しています。

基本的な考え方

長期的な視点に立ち、住居ニーズをふまえながら、住みよい住宅環境の形成に努めます。

主な課題と施策

区分	主な課題	施策
(1)宅地	①造成済宅地の販売促進が必要です。	①みのり野団地・みどり団地の分譲を進めるとともに、土地の適正な管理によりイメージアップをはかります。 ②みのり野団地については、販売促進に引き続き努めます。 ③新たな宅地の造成、分譲を行います。
(2)住宅	①民間賃貸アパートの建設により、单身者を中心として多くの定住につながっており、今後は、若者の移住・中長期的な定住促進に向けた低家賃住宅の整備を促進する必要があります。 ②多様な住宅ニーズを把握し、定住促進に向けて公営住宅の整備を進める必要があります。	①若者向けの低家賃住宅の整備促進をはかります。 ②第2期の「土幌町住生活基本計画」「土幌町公営住宅等長寿命化計画」を策定し、民間賃貸住宅の入居状況や老朽状況、住宅ニーズを把握し、計画的に公営住宅の建替を進めます。また、既存の公営住宅の管理を継続し、定住促進をはかります。
(3)勤労青少年アパート	①現状の施設を維持しつつ、低料金、食事付などの特徴を生かした運営をしていくことが必要です。	①勤労青少年アパート(フレンドハウス)については、現状の施設を維持しつつ、高校生の入居を促進するなど、入居率の向上をはかります。

4-3 道路



現 状

- ①国道241号は、北十勝と中央圏を結ぶ地域内の幹線道路として経済や物流をはじめ地域住民の暮らしや多くの交流人口の移動を支える重要な役割を果たしていますが、冬期間の吹雪による視程障害や吹溜まりの影響で幅員が減少し、交通事故、通勤時間帯などにおける交通混雑の発生など安全で円滑な通行に支障が生じています。
- ②道道のうち、主要道道は、国道274号の一部が道道に降格したことに伴い、20.6kmとなりました。一般道道については、8路線50.2kmで、ほぼ全線が舗装化されています。
- ③町道は、352路線586.0kmで、そのうち改良済483km(82.4%)、舗装済302km(51.5%)となっています。道路改良及び新設は緊急度の高いものから、補助事業を積極的に導入しながら整備を行っています。
- ④農道は、基幹的路線はほぼ整備を完了し、支線的路線については順次整備を進めています。
- ⑤林道は、森林整備の合理化、機械化を容易にし、健全な森林資源の形成に大きく貢献しています。

**基本的な
考え方**

歩行者も含め、道路を利用するすべての人たちの利便性や安全に配慮した道路づくりを要請、推進します。

主な課題と施策

区 分	主な課題	施 策
(1)国道、道道	①国道については、安全で円滑な通行を確保するため必要な箇所において防雪対策、安全対策(歩道整備)を要望していくことが必要です。 ②道道については、歩道未整備区間の歩道設置と補助幹線としての2次改築整備を継続して要請していくことが必要です。	①国道241・274号の円滑な通行を確保するため必要な箇所において防雪対策を要望します。 ②国道241号の交通安全対策(24号～上士幌町界)の促進要請を進めます。 ③国道241号の片側2車線化を要望します。 ④道道士幌然別湖線・士幌上士幌線の2次改築整備と歩道の設置を要請します。

区分	主な課題	施策
(2)町道、農道	<p>①市街地の道路は、町単独事業による簡易舗装が主体となっているため、冬期間凍上による損傷が著しく、財政状況をふまえた整備を進めていくことが必要です。</p> <p>②機械の大型化、多様化に対応する農道網の見直しが必要です。</p>	<p>①産業経済と住民生活を支える町道・農道の整備を進めます。</p> <p>②将来にわたって安全で強靱なインフラを維持・確保するため、道路や橋などの長寿命化修繕計画に基づいた適切な維持補修を行います。</p> <p>③冬期間の安全確保のため防雪柵の設置を進めます。</p> <p>④住民との協働による安全で通りやすいみちづくりに努めるとともに、除排雪の充実に努めます。</p> <p>⑤道路維持について、地域保全隊や住民との協働による維持の向上に努めます。</p>
(3)林道	<p>①町内の人工林が伐期を迎えることから林道網が不足しています。</p> <p>②森林の施業計画を見据えた林道網の整備計画が必要です。</p>	<p>①効率的な森林施業や森林の適正な管理運営を実施するため、林道網の開設や改良をはかります。</p>
(4)道路環境	<p>①道路、沿道の除草問題や支障枝木、農地から公道への土砂等の落下が道路環境を悪化させています。</p> <p>②老朽化する道路施設の進行に対して直営による修繕対応が追いつかない状況にあり、民間の技術やノウハウを活用した包括的な管理が必要です。</p>	<p>①国道・道道を含む主要幹線道路の除草、植栽木の管理等について、関係機関と連携した草刈り、環境に配慮した除草剤の散布や支障枝木の除去に努めます。</p> <p>②道路維持管理業務の現行体制を基に、情勢変化に即応したJV(共同企業体)形成の包括委託を検討します。</p>

4-4 水道、下水道、浄化槽



現 状

- ①水道事業は、3つの簡易水道(4つの水源系統)で運営管理しており、土幌町水道ビジョンに沿って、平成以降に3つの水源系統の改修を終えています。
- ②土幌町簡易水道については、音更川以東から国道241号まで及び土幌18号以南を給水区域として、2水源の統合及び施設管路の更新を令和2年度まで実施しました。
- ③朝陽地区簡易水道については、下居辺地区に給水する朝陽地区水源系統と、上居辺地区・佐倉地区・土幌南地区の一部に給水する西堀田地区水源系統があります。西堀田地区水源系統は平成20年度に整備を終えています。
- ④新田地区簡易水道については、音更川以西地域を給水区域としており、平成17年度に整備を終えています。
- ⑤下水道事業は、町民の清潔で快適な生活環境を確保し、生活排水の適切処理による公共用水域の保全を目的に、土幌市街を特定環境保全公共下水道事業、中土幌市街を農業集落排水事業により施設整備を実施しています。各処理区域の接続率は、令和2年3月末で土幌市街が99.6%、中土幌市街は97.3%となっています。
- ⑥浄化槽は、土幌市街、中土幌市街以外の農村地区の生活排水処理を行っています。

基本的な
考え方

いつでも安全に利用できる上下水道の整備、維持管理に努めるとともに、環境に配慮した排水処理に努めます。

主な課題と施策

区 分	主な課題	施 策
(1)土幌町簡易水道	①市街地の管路は敷設後40年以上経過しており、耐震化をはかりながら基幹管路の更新を進めて行く必要があります。	①老朽化した管路は、簡水単独事業で更新し耐震化をはかります。 ②土幌及び中土幌の市街地においては、配水区域のブロック化など非常時の被害を抑制する、災害に強い水道管の整備に努めます。
(2)朝陽地区簡易水道	①朝陽地区水源系統は、建設後30年以上経過しており、老朽化が進み水量不足を生じています。 ②この系統は、広域水道施設であることから、関係4町(土幌町・本別町・上土幌町・池田町)で連携していく必要があります。	①施設の更新計画を策定し事業化をめざすため、関係町と協議を進め、整備計画を策定します。

区分	主な課題	施策
(3)新田地区簡易水道	①設備関係が耐用年数をむかえはじめることから、更新や修理を行う必要があります。	①電気や制御設備などが耐用年数をむかえることから、継続的に更新・修理を行います。
(4)下水道(土幌市街)	①これまで整備更新された施設は、今後長期にわたり適正かつ合理的な管理(更新・改修・修繕)を実施する必要があります。	<p>①下水道施設に関する「下水道ストックマネジメント計画」※を策定し、これに基づき、処理場・管渠の計画的な点検の実施と、改築・更新・修繕を推進します。</p> <p>※持続可能な下水道事業の実現を目的に、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること。</p> <p>②今後の施設整備計画を効率的に推進するための、台帳情報等管理システムの導入を推進します。</p>
(5)農業集落排水(中土幌市街)	<p>①これまで整備更新された施設は、今後長期にわたり適正かつ合理的な管理(更新・改修・修繕)を実施する必要があります。</p> <p>②管路においては、不明水量が増大しています。</p>	<p>①施設全体の最適整備構想※を策定し、これを基本として、処理場・管渠の計画的な点検、改築・更新・修繕を推進します。</p> <p>※生活環境に関わる水質の保全を最優先に考えるとともに、処理場を最適な経費で運営するためにまとめられた方策。</p> <p>②不明水箇所の修繕を推進します。</p>
(6)上下水道事業	<p>①電気料金の値上げや維持管理にかかる費用の増加など、厳しい運営状況にあります。</p> <p>②令和5年度までに公営企業会計への移行が要請されているため、対応が必要です。</p>	<p>①料金の適正化をはかるため、使用料金の見直しを定期的に検討します。</p> <p>②令和5年度までに公営企業会計への移行を進めます。</p>
(7)浄化槽	①住宅の新改築などにより単独浄化槽から合併浄化槽への移行が進んでいますが、浄化槽の適切な保守点検が行われていない状況も一部見受けられるため、排出水の環境汚染が憂慮されています。設置者の義務として水質などの検査を受けるよう適正な管理指導を行うことが必要です。	<p>①「一般廃棄物処理計画」に基づき、し尿及び浄化槽汚泥処理の収集を計画的に進め、安定した収集体制の充実に努めます。</p> <p>②下水道が未整備の地域では、合併処理浄化槽の設置を促進し、生活環境の保全をはかります。</p> <p>③浄化槽管理者に対し、適正な管理の指導を行います。</p>

4-5 公共交通



現 状

- ①民間乗合バスについては、自家用車の普及や沿線自治体の過疎化・少子化により利用者が減少していますが、地方バス制度に基づき、バス事業者に対して国・道・沿線自治体から運行費の補助を行っています。
- ②交通弱者に対する移動支援のため、土幌市街地を循環するコミュニティバスの運行を行っています。
- ③農村部に居住する運転免許証を保有していない高齢者等を対象に、ハイヤーチケットによる助成を行っています。

**基本的な
考え方**

自家用車を利用しない人でも安心して住み続けられるよう、公共交通の維持や利便性の向上に努めます。

主な課題と施策

区 分	主な課題	施 策
(1)路線バス	①国道の補助制度の改正に対応し、利用実態に応じたバス路線確保など沿線自治体で協議を行いながら公共交通の確保をはかっていく必要があります。	①沿線自治体及びバス事業者と連携し、利用実態にあった民間バス路線の確保をはかります。
(2)高齢者等に対する移動支援	①交通弱者といわれる高齢者等が、買い物や病院等に通うための交通手段の確保が必要です。	①コミュニティバスの運行やハイヤーチケットの助成などにより、交通弱者に対する移動支援に努めます。



現 状

- ①消防体制については、平成28年4月から「とちがひ広域消防事務組合」として、土幌町及び近隣町の救急や災害に対応しています。
- ②消防・救急無線については、平成28年度からデジタル方式に移行し、119番の受信や各署への出動指令及び無線統括を高機能消防指令センターにおいて一括管理されています。
- ③消防車両の更新は、とちがひ広域消防事務組合にて施設装備計画が進められており、今後は計画に基づき更新する予定です。
- ④防火水槽は47基、消火栓74基を設置しており、消防水利の基準では充足率は55.7%となっていますが、広域平均の78.5%より低い状況です。
- ⑤火災予防として、特定・非特定防火対象物・危険物施設などの査察のほか、70歳以上の単身者世帯、一般家庭、パーク敷料庫等の査察を行っています。
- ⑥本町の住宅用火災警報器の設置率は令和2年6月現在96%で、地域住民の住宅用火災警報器設置の重要性や必要性についての理解が浸透しており、10年経過した住宅用火災警報器においても一般家庭防火点検時や広報等において機器更新を促しています。
- ⑦消防団は土幌町の組織となり、より地域に密着した消防団として防火防災活動を進めています。非常勤消防団員は現在49名(条例定数55名)で、火災・災害・警備・一般住宅査察・毎月の訓練や、毎年消防演習訓練・模擬火災訓練等の活動をしています。
- ⑧救急業務については、高齢化社会に伴い救急件数が増加傾向にあるなか、平成21年度から高規格救急車を2台体制としています。また、救急処置範囲拡大に基づき、気管挿管・認定救命士の育成に努めていきます。救助業務では救助資器材を充実させる一方、職員の各種研修会へ参加し職員の資質の向上をはかっています。
- ⑨住民に対しては救命講習を開催し、バイスタンダー※を養成しています。

※救急現場に居合わせ応急手当を実施する者

基本的な 考え方

火災を未然に防ぐ意識や救急処置に関する知識を普及するとともに、消防・救急体制を充実させます。

主な課題と施策

区分	主な課題	施策
(1)消防体制	<p>①とちち広域消防事務組合での広域化後においても町防災関係機関と連携し災害に対応していく必要があります。</p> <p>②「自賄い方式」*解消の必要があります。</p> <p>*本部経費の一部を除き、消防施設等の整備や管理運営に要する経費について、実質的にそれぞれの市町村で負担すること</p>	<p>①環境の変化や大規模災害時に対応できるよう、十勝圏広域連携による効率的・効果的な消防体制の整備と確立を進めます。</p> <p>②「自賄い方式」については協議を継続し段階的な解消をめざします。</p>
(2)消防施設	<p>①消防庁舎については建設から37年以上が経過しており、公共施設等総合計画に基づき、個別施設計画を策定して庁舎・設備等の改修工事を計画的に進めていく必要があります。</p> <p>②車両・水利の更新は町で実施することから、更新時期や財政負担については町と協議して計画的に進めて行く必要があります。</p>	<p>①災害拠点として消防庁舎の耐震・設備・備品の整備を士幌町と連携し進めます。</p> <p>②消防施設の安全点検を行うとともに、基準消火栓、防火水槽など水利及び機械器具の整備、更新を計画的に進めます。</p> <p>③消防車の保有台数や使用期間の見直しを進め、計画的に更新します。</p>
(3)消防団	<p>①団員数が全国的に減少するなか、本町においても団員の高齢化、出勤率の低下などの課題があります。団員の定年等に関する内規を設ける一方、新たな団員の確保が必要で、特に女性消防団員の入団募集について進めていくことが必要です。</p> <p>②幅広い層から団員を勧誘するため、消防団側の意識・制度の変革を行い、地域住民と事業所の参加を推進する必要があります。</p>	<p>①女性消防団員を含めた非常勤消防団員を広範囲に呼びかけ、災害に対応する人員の確保に努めます。</p> <p>②「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方に関する中間答申」に基づき消防団の充実強化に取り組みます。</p> <p>③消防団の役割や必要性について理解を促すための広報活動を推進します。</p>

区分	主な課題	施策
(4)救急	<p>①救急救命士の処置の拡大に伴い研修や再教育等が必要となるなか、人員不足が課題となっていますが、全職員の技能向上により多種多様な災害に対する救急体制を向上させる必要があります。</p> <p>②住民への救命方法の周知、関係機関・住民と連携した救急体制づくりなどが必要です。</p> <p>③応急手当の普及、啓発活動の推進に関する実施要綱の一部改正により、小学校高学年以上の住民を対象とした救命講習の開催が求められており、小学生を対象としたジュニア救命士の養成講習を継続して行うことにより応急手当の重要性や命の大切さを教えていく必要があります。</p>	<p>①気管挿管(ビデオ硬性喉頭鏡含む)、処置拡大2行為、認定救急救命士の養成や救急隊員の技能向上により救急体制を充実させます。</p> <p>②様々な現場に対応できるよう、救急技術・多数傷病者対応訓練を行い、救急隊員の技術を向上させます。</p> <p>③救急活動の多様化に伴い、救急資機材の新規購入及び更新を行うとともに、資器材を活用した技術の向上と体制の充実に努めます。</p> <p>④新生児から成人までの救命に関する講習会を開催し、再講習も促しながら、住民への予防救急の周知・意識の向上に努めます。</p>
(5)火災予防	<p>①火災予防のため、対象物の消防設備の適正な管理指導や避難訓練指導を行っており、一般住宅においても住宅用火災警報器の設置率の維持と管理を継続していく必要があります。</p> <p>②高度化、多様化する予防業務を円滑に遂行するため、専門的な知識、技術を持つことが必要です。</p>	<p>①立入検査の強化や避難訓練、防火フェスティバルなどのイベントを通じて、火災予防意識の高揚をはかります。</p> <p>②住宅用火災警報器の未設置世帯に対して、継続して普及促進に努めます。</p> <p>③予防業務に対応する職員(予防技術資格)の養成、確保に努めます。</p>

4-7 防災、治水



現 状

- ①大規模な地震や異常気象による台風、集中豪雨などこれまでの予測を超えた自然災害が全国各地で発生しています。本町では、資材、食料を計画的に整備するとともに、平成30年度に防災計画や避難所の見直しなどを適宜行い、防災体制の強化をはかっています。また、令和2年度には、新型コロナウイルス感染症に対応した一部見直しと、防災無線の整備を行いました。
- ②防災対策・災害対応を考えるうえで「自助、公助、共助」という考え方が重視されるなか、地域の防災力を高めることが課題となっています。このようななか、自主防災組織が新たに発足するなど住民の防災意識が高まっています。
- ③町内には主要河川(1級河川)が10河川あります。音更川は、全区間河川改修済みですが、一部の区間(音更町界～30号間)で低水路護岸が敷設されておらず、決壊などの影響が懸念されます。居辺川は、朝陽地区や下居辺地区において護岸整備を行っていますが、部分的な暫定改修であり、居辺川全体を見据えた本格的な改修は行われていません。その他の1級河川は、ワッカクネップ川を除き背後地(堤内地)の大半が農用地となっていることから、農業用明渠排水路事業を通じて整備を進めています。
- ④町管理の普通河川については、平地の農用地部分では、農業用排水路として整備済みですが、異常気象、流域内開発による土地利用の変化に伴い流出形態が変わり、降雨時における河積不足による氾濫、河岸決壊などの対策が必要です。
- ⑤山地河川については、被害の状況により各種事業で護岸整備並びに、土砂の流出崩壊の防備を検討する必要があります。

**基本的な
考え方**

日頃から災害に備える意識や活動を普及するとともに、災害時における対応力と体制を強化します。

大雨による被害が想定される河川については、治水対策を進めます。

主な課題と施策

区分	主な課題	施策
(1)防災	<p>①近年、災害が多種多様化しているため、防災教育等のソフト面の対策が必要です。</p> <p>②減災・防災に向けた体制強化や意識の普及を引き続き行うことが必要です。</p> <p>③専門的知識を有する職員配置の検討が必要です。</p>	<p>①町内の危険箇所等の再調査と防災ガイドブック※の見直しを行います。</p> <p>※住民向けの、防災ガイドや避難所や危険個所のマップをまとめた冊子。</p> <p>②「地域防災計画」の見直しを必要に応じて随時行います。</p> <p>③地域や事業所などによる自主防災組織の設置を促進します。</p> <p>④広報やホームページを通じて住民の防災意識の高揚に努めます。</p> <p>⑤職員向けの防災マニュアルや土砂災害等に関するマニュアルなどを作成します。</p> <p>⑥防災資材や備蓄食料の整備を計画的に進めます。</p> <p>⑦防災無線などを活用して多様な手段により防災情報を伝達します。</p> <p>⑧各地域における自主防災組織づくりを支援します。</p> <p>⑨防災の専門家の採用を検討します。</p>
(2)治水	<p>①近年の異常気象に伴い、河川災害への対策が必要となっています。</p>	<p>①河川改修の要請や整備に努めます。</p> <p>②自然と共生できる水辺環境に配慮した河川整備に努めます。</p>

4-8 交通安全、防犯



現 状

- ①春、秋の懇談会等での要望や定期的な巡回により、交通安全施設を設置するとともに、関係機関に設置の要請を行っています。
- ②交通安全指導員等による巡回指導、街頭啓発を行っているほか、各関係機関団体に呼びかけ交通安全旗等の交換を行っています。また、パトライト運動、旗なみ運動など、各種運動を住民一体となり年間を通じて行っています。
- ③警察署等の協力を得て講話等の交通安全活動を実施しているほか、各地域のこぐまクラブ、小中学校等と連携し、交通安全教室を開催しています。また、キャンペーン活動やチラシ等の広報を通じて、シートベルトやチャイルドシートの着用について啓発しています。
- ④生活安全推進協議会と連携し、防犯パトロール車による啓発を随時行っているほか、街頭に防犯旗を掲揚するなど、住民一体となった活動を行っています。また、教育関係機関と連携し「こども110番の家」を指定しています。
- ⑤警察署と連携し、定期的に住宅及び車等の施錠・防犯診断などを実施し、防犯の意識が向上するよう啓発しています。

**基本的な
考え方**

交通安全や防犯に対する意識を高めるとともに、交通事故や犯罪が起きない環境づくりをめざします。

主な課題と施策

区 分	主な課題	施 策
(1)交通安全	①高齢者が当事者となる交通事故が増えています。	①交通規制標識の設置要請や警戒看板の設置により交通安全を確保します。 ②関係機関との連携により交通安全教室や各種運動を実施し、交通安全に対する意識の高揚に努めるとともに、自主的な交通安全活動を促進します。 ③高齢者の交通安全対策を推進します。

区分	主な課題	施策
(2)防犯	<p>①地域住民が自主的に防犯行動を起こすよう活動を促進していく必要があります。</p> <p>②「こども110番の家」の指定箇所を周知するとともに、今後も指定箇所の拡充を進めていく必要があります。</p>	<p>①防犯パトロール車による巡回啓発や地域住民が自主的に行う防犯パトロールなどを通じて、住民の防犯意識の高揚に努めます。</p> <p>②警察署と連携した啓発活動、また、住宅や車などの施設促進、防犯診断の実施により、犯罪の誘発要因を除去し、住民の防犯意識の啓発に努めます。</p> <p>③「こども110番の家」の拡充と周知をはかり、子どもたちの安全を確保します。</p>

4-9 情報通信



現 状

- ①高速通信回線の整備は、土幌、中土幌市街と佐倉地区の一部に光回線が整備されていますが、農村部のほとんどでは未整備の状況にあります。
- ②情報通信技術を活用してもらうため、住民を対象にパソコン教室を実施しています。

基本的な
考え方

情報通信基盤の整備を促進するとともに、情報通信技術を有効に活用できるよう情報教育を推進します。

主な課題と施策

区 分	主な課題	施 策
(1)環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ①高速度のインターネット回線が一部地域にしか整備されておらず、地域間において情報格差が生じています。 ②観光、移住・定住、災害時など、情報収集を円滑にはかるための、公共施設へのWi-Fi整備をさらに進める必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ①全町に光回線の整備を進め、地域間における情報格差を解消します。 ②公共施設等へのWi-Fi整備を推進します。
(2)情報教育	<ul style="list-style-type: none"> ①情報通信技術を使うために必要知識や技術を普及することが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ①パソコン教室など情報教育を通じて、情報化社会に対応するための知識や技術の普及に努めます。

第5章 活力やにぎわいを創造するまち

5-1 農業



現 状

- ①TPP11、日欧EPA、日米貿易協定の発効により、農畜産物の関税が撤廃若しくは大幅削減され、輸入品との競合による価格の下落が懸念されます。国による再生産が可能な国内対策が必要です。
- ②環境と調和した生産活動を行うため、家畜ふん尿は、屋根付き堆肥舎、バイオガスプラントの整備により、適正に処理されています。また、農業用廃プラスチックは、農協の事業で回収を行い、リサイクルを進めています。
- ③安全・安心な農畜産物づくりを行うため、農畜産物の生産の履歴から加工・流通に至るまでの情報をデータベース化した「トレーサビリティシステム」を導入し、製品の生産情報を開示できる体制を整えています。
- ④国営かんがい排水事業、道営畑総事業により、土地基盤整備を積極的に進めています。農道・排水路については町が維持管理を行っていましたが、現在、地域住民と連携し維持管理体制を構築しています。交換分合事業については平成24年度以降実施していません。
- ⑤家畜衛生対策及び植物防疫対策については、家畜自衛防疫対策連絡協議会（自衛防）を中心として、関係機関が連携して防疫体制を確立しています。
- ⑥次世代を担う農業後継者など担い手の育成・確保については、道担い手育成センター事業の活用や、町単独事業の実施により人材の育成・確保をはかっています。また、経営支援組織については、コントラクター、酪農ヘルパー組織に助成金を交付しています。また、町内で初のTMRセンターが平成27年に立ち上がり、経営支援に向けた取り組みが進められています。
- ⑦本町のブランドとしては「しほろ牛」があり、一頭販売により地元還元を行っています。また、農業者による自家原料による加工・販売や、グリーンツーリズムネットワークによる農業体験など、6次産業化に向けた取り組みが行われています。そのほか、消費者と生産者の結びつきを深めるため、農村ホームスティなどの取り組みが行われています。
- ⑧農家の高齢化や働き手不足を背景に、今後の農業において必要不可欠となる次世代農業（スマート農業※）の推進については、GPSガイダンスシステムや自動操舵装置を装着したトラクターによる農作業のほか、衛星画像やドローンを活用した施肥や収穫、搾乳ロボットの導入などが行われています。

※ロボット技術やICT（情報通信技術）、AI（人工知能）やIoT（モノのインターネット）等の先端技術を活用し、超省力化や高品質生産等を可能にする新たな農業。

基本的な 考え方

本町の基幹産業として、これからも生産性が高く、安全・安心な農畜産物の提供ができる農業の振興に努めます。

主な課題と施策

区分	主な課題	施策
(1)環境負荷の軽減	<p>①環境と調和した営農が求められています。</p> <p>②酪農家がバイオガスプラントを検討する際に、変電所及び送電線容量の関係で売電が出来ないケースがあり、導入の隘路になっています。</p>	<p>①環境への負荷の少ない農業技術の開発や普及をはかります。</p> <p>②酪農家へのバイオガスプラントの導入を推進し、再生可能エネルギーの地産地消を進めます。</p> <p>③送電網の整備や既存送電網を有効活用する新たな運用方式の導入等について、国及び電気事業者等に要請を行います。</p> <p>④家畜ふん尿や農業用廃プラスチック、町有林内の廃棄物・石など、農業生産活動から生じる副産物や廃棄物の適正な処理、有効活用を進めます。</p>
(2)環境と調和したクリーン農業の推進	<p>①安全・安心な農畜産物の生産が消費者から求められています。</p> <p>②生産性と品質の向上のため、引き続き土づくりが必要です。</p>	<p>①消費者の安全・安心などのニーズに応えるクリーン農業や有機農業を推進します。</p> <p>②交換耕作や有機物施用などによる地力の維持・増進をはかるとともに、輪作体系を確立し、生産性や品質の向上をはかります。</p>
(3)農地、基盤整備	<p>①交換分合事業と農地中間管理機構の活用が必要です。</p> <p>②耕地防風林は減少傾向が続いており、強風による風害対策が必要です。</p>	<p>①交換分合や農地中間管理機構の活用により、農地の集積化をはかります。</p> <p>②ほ場内の過湿軽減、れき障害の緩和など土地基盤の整備を進めます。</p> <p>③耕地防風林の効果の啓蒙を行い、適正な配置や維持・管理を推進するとともに、耕地防風林以外の風害対策の調査研究を進めます。</p>

区分	主な課題	施策
(4)生産性向上	<ul style="list-style-type: none"> ①農業の国際化に対応するため、更なる生産性と品質の向上によるコストダウンと収益性の向上が必要です。 ②重要病害虫への対策が必要です。 ③各種法定伝染病発生の未然防止に向けた対策をより講じる必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ①多収性品種の普及、農作業の省力化に向けた技術・機械の導入、家畜(乳牛・肉牛)改良と飼養管理技術の普及などにより生産性と品質の向上をはかります。 ②アグリ研究グループの活動を支援します。 ③重要病害虫対策を強化します。 ④各種法定伝染病などの発生を予防するとともに、万一の発生時にも迅速に対処できる防疫体制を強化します。
(5)経営安定	<ul style="list-style-type: none"> ①変化する農業情勢や消費者ニーズに対応した農業経営が重要となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ①新たな作目の導入による経営の複合化や農業金融対策、農業共済事業の展開などにより、農家経営の改善や安定をはかります。
(6)担い手、労働力	<ul style="list-style-type: none"> ①農業従事者の高齢化や農業経営の規模拡大が進み、労働力不足が進んでいます。 ②農業経営支援組織への支援の他、スマート農業を推進するための施策の検討が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ①後継者はもとより新規参入者など、意欲と能力のある多様な農業の担い手の育成・確保をはかります。 ②コントラクターやTMRセンター、酪農ヘルパーなど農業経営を支援する組織の育成、スマート農業の推進、農業労働力の確保をはかり、労働力不足の解消に努めます。
(7)農業と食のPR、消費者との結びつき	<ul style="list-style-type: none"> ①農業者などによる加工・販売を推進するとともに、販売場所の確保が必要です。 ②加工などによる付加価値づくりによる所得の向上を模索していく必要があります。 ③消費者や子どもたちに対し、農業・農村への理解を促進する活動が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ①関連産業との連携により土幌町独自の販売戦略を構築し個性豊かなブランドづくりを進めます。 ②道の駅や農畜産物加工研修施設(愛称:しほろキッチン)を活用した農業と食のPRを積極的に進めます。 ③地産地消や食育、農村ホームステイなどの取り組みにより、消費者と生産者との結びつきを進めます。 ④食育を推進するため、町食育推進計画の策定を検討します。

5-2 林業



現 状

- ①町内の森林面積は5,599haで、所有者別の内訳は国有林149ha、町有林1,860ha、民有林等3,590haです。
- ②森林の保全意識を高め、持続可能な森林づくりを進めるため、サタデースクールによる造林体験や100年の森づくりを実施しています。
- ③木材公共建築補助事業により「上居辺保育所」・「子ども交流センター」を木材で建設し、木材をPRすることで使用の促進に努めています。
- ④治山事業としては、道営小規模治山工事により山腹崩壊地の復旧を実施しています。

基本的な
考え方

環境の保全と公益的な機能の保持に配慮しながら、森林の適切な管理に努めます。

主な課題と施策

区 分	主な課題	施 策
(1)森林の管理	①木材価格の低迷や補助の削減など林業を取り巻く環境は厳しく、伐採後に造林が行われない伐採跡地や間伐が遅れた人工造林地が増加する傾向にあります。また、森林所有者、林業従事者の高齢化等の課題を克服し、低コストで効率的な森林整備を進めることができるよう森林所有者等への負担の軽減につながるような取り組みを推進する必要があります。	①町有林の造林、保育を計画的に進めます。 ②十勝大雪森林組合など関係機関と連携して、民有林の造林を進め、森林面積の維持に努めます。 ③森林環境譲与税を活用し、十勝大雪森林組合など関係機関と連携し、民有林の植林後の下刈り、保育間伐等を進め、森林の有する多面的機能の発揮に努めます。

区分	主な課題	施策
(2)利用促進	<p>①木材の付加価値向上に取り組み、地域材利用をPRする必要があります。</p> <p>②森林は木材生産のほかに水源かん養、防風など多様な公益的機能や二酸化炭素を吸収・貯蔵して地球温暖化を防止するなどさまざまな働きがあり、保安林については、公益的機能をより発揮させるための森林管理が求められています。</p>	<p>①サタデースクールによる造林体験や100年の森づくり町民植樹祭などを通して森林愛護思想を啓発し緑化事業を推進します。</p> <p>②カラマツ材の加工技術開発等への支援と、公共施設等への使用など、利用促進に努めます。</p> <p>③林地残材の有効活用を進めます。</p> <p>④適切な間伐事業を実施することで、オフセットクレジット※に活用するなど森林の公益的機能を発揮します。</p> <p>※カーボン・オフセット(自らの二酸化炭素の排出量を他の場所の削減量で埋め合わせて相殺すること)のために発行するクレジット。クレジットは取引のための単位量。</p>
(3)治山	<p>①土石流や山地崩壊など山地災害防止のためには、森林のもつ公益的機能の発揮が重要であり、急傾斜地などの森林の保全、管理が課題です。災害発生の高危険性の高い荒廃山地については、保安林の指定や保安林機能の強化が必要です。</p>	<p>①土石流や山地崩壊などの災害危険性の高い荒廃山地の復旧、保全に努めます。</p>

5-3 商業



現 状

- ①本町の商業(小売)の現況は、平成28年の経済センサス(卸売業・小売業)によれば、商店数35店、従業員者数144人で10年前と比較して商店数、従業員数とも大きく減少しています。また、日常生活用品を中心に地元購買力が流出しており、流出率は約40%と見込まれています。
- ②商店街近代化事業、地域中小商業活性化事業、市街地総合再生事業、優良建築物整備促進事業などを積極的に導入し商店街の再開発を行ってきました。さらには商店街活性化をはかるために大地くんポイントカードやプレミアム商品券の発行、タウンプラザへの遊具の設置などを進めてきました。

基本的な
考え方

魅力やサービスの向上を促し、住民にとって身近で親しみやすい商店や商店街づくりに努めます。

主な課題と施策

区 分	主な課題	施 策
(1)商店、商店街	<p>①顧客サービスの充実や店舗の魅力アップなどによる地元購買力の向上とともに、各種イベントの開催と連動した流入購買力の拡大を推進する必要があります。</p> <p>②市街地については、廃業する商店による空き店舗が増加する傾向にあり、有効活用が求められています。</p>	<p>①商店街活性化のための各種活動や企画、地域商業のイメージを高めるためのPR活動などを支援します。</p> <p>②商店街の空洞化の解消に努め、新事業所の誘致を積極的に進めます。</p> <p>③憩いの場として快適な商店街づくりのための環境整備を支援します。</p> <p>④商店街の若手後継者や新規創業者などを育成、確保するための事業を支援します。</p> <p>⑤プレミアム商品券の発行や大地くんポイントカードなど住民が地元で積極的に買い物をする気運の向上や仕組みづくりを支援します。</p> <p>⑥道の駅において、商店街に関する情報発信を積極的に進めるとともに、中心市街地への誘客を進めます。</p>
(2)経営安定	<p>①商業後継者の育成・確保が課題となっています。</p>	<p>①融資制度の充実をはじめ、商工会による経営診断や経営指導などを通じて中小企業者の経営の改善や安定をはかります。</p> <p>②技術向上につながる研修を通じ、中小企業を担う人材を育成します。</p>



現状

- ①町内には、馬鈴薯加工処理施設、合理化澱粉工場、食肉処理施設など農畜産物を原料とする農協運営の食品加工工場があります。その他、段ボール工場、製粉工場、バーク堆肥製造、プレカット工場、アスファルトプラントなどの中小規模加工の工場があります。近年では、平成23年にホクレンくみあい飼料十勝工場が土幌町に移転・新築し、平成28年にも新たなじゃがいもスナック菓子の製造工場が建設されました。
- ②平成26年度より管内19市町村による十勝地域産業活性化協議会が設立され、産業集積及びその活性化に取り組んでいました。平成31年度からは任意組織である十勝地域産業活性化ネットワーク会議に改編され、十勝の自治体の定期的な情報共有を通じ、企業立地や産業振興に必要な知識等を学び、十勝管内への企業立地の推進、経済活性化をはかる取り組みが推進されています。
- ③旧道の駅施設を改修し、平成31年4月から供用を開始した農畜産物加工研修施設（愛称：しほろキッチン）は、食品加工技術の研修の場であることはもとより、町民が「食」をキーワードに集える場、小中学生の食育学習の場、「食」に関する講演会やイベントの実施を通じた地域の担い手育成の場として、ものづくり・ひとづくりの取り組みが行われています。

基本的な考え方

既存の工業の振興を支援するとともに、本町の特性や地域資源を活かし、企業誘致や特産品づくりを推進します。

主な課題と施策

区分	主な課題	施策
(1)企業誘致	①過疎地域の指定を受けていないため、固定資産税のうち償却資産（機械及び装置）の減免が出来ないことが課題となっています。	①十勝地域産業活性化ネットワーク会議への参画・連携により、企業誘致活動を進めます。 ②土幌町企業立地促進条例に基づく支援のほか、異業種相互の連携による新たな産業分野の開拓の支援や地場産品を活用する企業誘致を推進します。 ③廃校を活用した企業誘致を推進します。

区分	主な課題	施策
(2)既存工業の経営安定	<p>①農畜産物関連の工場が出荷額のほとんどを占めており、その他の事業所については小規模であり、既存企業の体質強化と経営安定を促進していく必要があります。</p>	<p>①商工会との連携を深め、地域工業活性化のための各種活動を支援します。</p> <p>②融資制度の充実をはじめ、経営診断や経営指導などを通じて中小企業者の経営の改善や安定をはかります。</p> <p>③地域工業の若手後継者や新規創業者など次代を担う人材を育成するための事業を支援します。</p> <p>④技術向上につながる研修を通じ、中小企業を担う人材を育成します。(商業と重複)</p>
(3)特産品、農商工連携	<p>①地場産品を使った土幌町の特色のある加工品の開発、研究、製品化や販売に至る6次産業化に向けた取り組みを積極的に支援する必要があります。</p> <p>②素材や特産品のブランド化をはかることが必要です。</p> <p>③研究開発や販路拡大にあたっては、外部の関係機関との連携を深めることが必要です。</p>	<p>①農畜産物加工研修施設(しほろキッチン)を拠点に、地域資源を活用した農商工連携による6次産業化など、まちづくり会社や企業、個人が実施する基幹産業の拡大と多様な事業活動を支援します。</p> <p>②しほろキッチンにおける町民研修講座やグループ研修活動の促進、町内小中学生を対象とした体験学習を充実させ、施設の利用促進を図り、あわせて適切な施設管理運営及び設備の維持管理に努めます。</p> <p>③外部の関係機関との連携による研究開発や販路拡大を促進します。</p>



現状

- ①豊かな自然や牧歌的な景観が本町の観光資源となっており、士幌高原ヌプカの里やしほろ温泉「プラザ緑風」、道の駅「しほろ温泉」、道の駅「ピア21しほろ」などの観光拠点があります。
- ②国道274号士幌防災道路が開通し、士幌市街から約1km南で国道241号と合流することを機に、国道新ルートを活かした拠点づくりとして、平成29年に国道合流地点に道の駅「ピア21しほろ」を移転しました。
- ③観光情報については、観光協会のホームページのリニューアルや、道の駅など観光拠点施設からの情報発信に努めています。
- ④北十勝4町観光振興連絡協議会を組織し、広域観光事業を実施しています。
- ⑤本町の応援団ともいえる「ふるさと会」は、令和元年度に「十勝士幌ふるさと会」が任意の親睦団体となったことにより、札幌士幌会のみとなりました。札幌士幌会では、希望者への広報の配付をはじめ、ふるさと訪問やしほろ収穫祭への出店などを通じて交流を深めています。
- ⑥開拓の歴史からゆかりの深い美濃市と平成6年に姉妹都市の締結を行い、子どもの相互訪問など幅広い交流が展開されています。平成25年には災害時相互救援協定を締結しました。
- ⑦国際社会で活躍できる人材の育成を行うため、外国語指導助手を町内英会話サークルへ派遣しているほか、北海道主催のイングリッシュキャンプや士幌高校の海外交流に参加する中高生に個別指導を行っています。

基本的な考え方

観光資源の発掘と保全に努めるとともに、観光関連施設の魅力や情報発信力を高め、より多くの観光客の誘致に努めます。また、町内外の交流を促進し、地域の活性化や移住・定住に結びつけます。

外国語指導体制の充実により、国際社会で活躍できる人材の育成に努めます。

主な課題と施策

区分	主な課題	施策
(1)推進体制	①広域的な連携も含め、関係機関や自治体が連携し、観光を推進していくことが必要です。	①士幌町観光協会やグリーンツーリズムネットワークなど観光振興を進める組織の活動を支援します。 ②北十勝4町の連携により、広域観光を推進します。

区分	主な課題	施策
(2)観光施設、サイン	<p>①土幌高原ヌプカの里施設やしほろ温泉施設の老朽化が進んでいます。</p> <p>②道の駅ピア21しほろでは、情報発信の強化が求められています。</p>	<p>①土幌高原周辺及び土幌高原ヌプカの里の施設、設備の維持管理とあわせ、指定管理者と連携し、魅力ある施設づくりに努めます。</p> <p>②下居辺交流施設(しほろ温泉プラザ緑風)や付属施設の維持管理とあわせ、指定管理者と連携し、魅力ある施設づくりに努めます。</p> <p>③ピア21しほろの施設、設備の維持管理とあわせ、指定管理者と連携し、魅力ある施設づくりに努めます。</p> <p>④案内標識やサインの整備を進めます。</p>
(3)観光メニュー	<p>①土幌町観光協会やグリーンツーリズムネットワークと連携し土幌町の自然や食、農業などが体験できる観光振興をはかっていくことが必要です。</p>	<p>①土幌の豊かな自然、農業や農村景観、味覚など地域の特性を活かした新たな観光資源の発掘に努めます。</p> <p>②土幌高原の自然環境を活かした体験型観光の取り組みを進めます。</p>
(4)観光情報	<p>①道の駅では観光情報の発信などをより積極的に行っていくことが必要です。</p> <p>②近年増加傾向にある外国人来訪者に対する情報提供が必要でです。</p>	<p>①特産品や地場産品、イベントも含め観光に関する様々な情報をインターネットや道の駅を拠点として積極的に発信します。</p> <p>②多言語による表記や情報発信など、外国人来訪者への情報提供の充実に努めます。</p>
(5)国内交流	<p>①各ふるさと会の自主的活動や相互交流の促進が必要です。</p> <p>②消費者や子どもたちに対し、農業・農村への理解を促進する活動が必要です。</p> <p>③若い世代の定住を促進するためにも、交流や出会いの場を増やすことが必要です。</p>	<p>①「ふるさと会」との交流を深めるとともに、本町の応援団としての活躍を促進します。</p> <p>②姉妹都市である美濃市と行政・民間レベルでの交流、児童の相互交流などを推進します。</p> <p>③農業体験による交流を行っているグリーンツーリズムネットワークなどの活動を支援します。</p> <p>④若い世代の交流や出会いの場となる機会を充実させます。</p>
(6)国際理解	<p>①より一層、国際社会に対応できる人材育成をはかっていくことが必要です。</p>	<p>①外国語指導助手の複数名体制を維持して、学校への派遣だけではなく英会話教室や放課後子ども教室を開催します。</p>

現 状

- ①町内における労働市場は、農業現場(酪農・肉牛)における慢性的な労働力不足が顕著となっており、ほかにも農繁期の畑作現場や食品加工工場など、農業関連の労働力が全体的に不足しています。特に農業パート、食品加工場の工員は約80%を町外に依存している状況です。
- ②悪質商法等によって高齢者が被害を受けることが全国的に増えているなか、高齢者が多く集まるイベントやサロンでの講話の開催や、チラシや啓発物を配布し消費者トラブルを防ぐための意識の向上をはかっています。
- ③消費生活やエコに関する知識や意識の向上を促進するため、3R(リユース、リデュース、リサイクル)活動の促進や、広報や講話を通じた啓発などを行っています。
- ④消費生活に関する相談については、町の相談窓口のほか、平成23年度より音更町消費生活相談センターにおいても相談業務を広域連携で行っています。

基本的な 考え方

雇用に関する情報提供や就業支援に努め、住民が安定して働ける環境づくりを支援します。

消費に関わる情報提供により、消費者トラブルから住民を守ります。

主な課題と施策

区 分	主な課題	施 策
(1)雇用の安定	<ol style="list-style-type: none"> ①農業及び関連加工業の労働力の確保が必要です。 ②新しい産業開発などによる雇用機会の拡充と多様化が必要です。 ③農業、商工、季節労働などそれぞれの部門に応じた雇用労働環境の改善について、細かに支援する必要があります。 	<ol style="list-style-type: none"> ①ハローワークや町内関係機関で組織する土幌町雇用対策連絡調整協議会からの情報の提供などを通じて、雇用に関する情報の提供に努めます。 ②十勝北西部通年雇用促進協議会により季節労働者の資格取得や通年雇用化を進めます。 ③季節労働者や失業者の就業の場の確保に努めるとともに、季節労働者の生活安定のため緊急雇用事業や貸付制度の充実をはかります。

区分	主な課題	施策
(2)勤労者福祉	①安定した就業や生きがいを持って働ける職場づくりなどに努める必要があります。	①働く人たちの福利厚生、労働者福利厚生資金などの貸付制度の充実などをはかるとともに、労働団体の活動を支援します。
(3)消費者保護	①住民との身近なかかわりを持つ機関と連携し消費者被害防止をはかることが必要です。	<p>①消費生活やエコに関する知識を身につけ、主体的に行動できるよう、消費者教育及び啓発活動の充実をはかります。</p> <p>②消費生活上やインターネット上でのトラブルに関する学習機会・情報提供を通じて、トラブルに巻き込まれない意識や知識の向上に努めます。</p> <p>③悪質商法等による被害防止対策を推進します。</p> <p>④音更町消費生活相談センターと連携し、町の相談体制の強化に努めます。</p>

第6章 みんなで考え、行動するまち

6-1 コミュニティ、協働のまちづくり



現 状

- ①町内にはコミュニティ活動の単位として、70の駐在区があります。
- ②本町では先進的に公民館活動が行われており、公民館まつりや地域運動会を開催している公民館もあります。
- ③各地域の自主性や個性を尊重し、住民と行政による協働のまちづくりを進めるために、「まちづくり協働推進事業」や「パートナーシップ推進交付金事業」により、一般的な公民館等の活動のほか、花のまちづくりや地域のふれあい活動など、地域住民の積極的な地域活動やまちづくり活動に助成を通して支援しています。
- ④まちの憲法といわれる「土幌町まちづくり基本条例」を制定し、そのなかで、住民と行政がそれぞれの役割や責務、情報の共有、町政への参加や協働のルール等、まちづくり全般に関する内容を規定しています。
- ⑤本町には、民間の力で活発に活動し発展している団体があり、若い力を引き出す中心となる人材が育っています。

基本的な考え方

地域での活動をはじめ、さまざまな場面で住民主体の活動や、行政と住民との協働による取り組みが行われるようにします。

主な課題と施策

区 分	主な課題	施 策
(1)コミュニティ	①駐在区の規模の格差が大きく、農村部において適正規模への統合を進めてきましたが、駐在区の統合により自治活動が展開しづらくなる状況もあり、今後は農村地域、市街地域の現状を考慮し望ましい駐在区規模についての検討を進め、活発な駐在区活動の展開をはかることが必要です。	①地域住民の理解を深めながら、駐在区の適正規模の検討を必要に応じて進めます。

区 分	主な課題	施 策
(2)地域の自主的なまちづくり	<p>①個人の活動が主体となり、地域活動に参加しない住民が増えています。各世代が参加しやすい魅力ある事業の開催を地域単位で考え、行政と地域とが連携し、より一層の啓蒙活動に努め参加者を増やしていく必要があります。</p> <p>②住民と行政が自らの選択と責任に基づき、地域でお互いが助け合う社会のシステムを構築し、より暮らしやすいまちを次世代に引き継いでいくことが求められています。</p>	<p>①まちづくり協働推進事業などを通じて地域課題の解決や地域活性化にむけた住民の自主的な取り組みを促進します。</p> <p>②パートナーシップ事業などを通じて公民館や町内会など地域の住民組織の自主的な活動を促進します。</p> <p>③地域ふれあい活動事業などを通じて公民館の活動などを支援します。</p>
(3)協働のまちづくり	<p>①行政と住民がまちの情報を共有し、課題の解決やよりよいまちづくりを進めていくことが必要です。</p>	<p>①協働のまちづくりに関して、情報の共有や行政部門との連携、評価が行える仕組みづくりを進めます。</p> <p>②「土幌町まちづくり基本条例」をはじめ協働のまちづくりを推進する各種事業に関する情報を積極的に発信し、住民への周知に努めます。</p>
(4)まちづくりの担い手	<p>①各種業種団体を育てることがまちづくりの基本となるため、各団体のリーダー及び団体間をコーディネートする人材の育成を進めていくことが必要です。</p>	<p>①各種研修会への参画や地域おこし協力隊の募集などにより、まちづくりリーダーの発掘と養成に努めます。</p> <p>②まちづくり活動の中心となるグループの育成に努めます。</p> <p>③まちづくり協働推進事業の利用促進などにより、住民による自主的なまちづくり活動の促進と活動の輪を広げます。</p>



現状

- ①誰もが生き活きと安心して暮らせる土幌町を築いていくためには、男女が互いに人権を尊重し合い、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成が必要です。
- ②仕事と生活の両立については、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持つことができる生活スタイルの実現が求められています。
- ③本町では「土幌町男女共同参画推進条例」を制定し、「男女共同参画基本計画」に基づき、男女共同参画を進めるうえで必要な意識の醸成や、家庭や仕事、地域などにおける男女共同参画の推進につながる取り組みを進めています。

基本的な考え方

男女の枠にとらわれず、住民一人ひとりが、家庭や地域などで個性や能力を発揮できるまちづくりをめざします。

主な課題と施策

区分	主な課題	施策
(1)意識づくり	①住民の中には家庭、職場、地域において男女間の不平等を感じている状況は続いており、町、住民、事業者、教育関係者が協力しあい基本計画に沿った施策を総合的かつ計画的に進めていく必要があります。	①学校教育や地域における各種講座を通じて、男女平等・人権尊重の視点に立った教育の推進に努めます。 ②男女共同参画の視点にたった表現(情報)への配慮に努めます。 ③女性への差別や暴力などをなくす啓発活動や相談体制の充実をはかります。 ④妊娠、出産、高齢期における健康づくりへの支援に努めます。
(2)家庭と仕事等の両立	①社会全体で仕事と生活の双方の調和がとれるようにしていく必要があります。	①子育て支援、介護支援策の充実により働き続けられる環境整備に努めます。 ②家事、育児、介護など家庭生活における男女共同参画を促進します。
(3)女性の登用	①審議会委員等への女性登用率は、前期総合計画の目標値に到達せず、未だ低い状況です。	①審議会など政策の立案・決定に関わる委員への女性登用率を促進する環境を整備し、目標値(当面は30%)への到達をめざします。

6-3 広報、広聴



現 状

- ①広報活動については、病院だよりも取り入れた総合誌的な広報誌として「広報しほろ」を毎月1回発行しているほか、お知らせ版の「役場だより」を毎月2回発行しています。「役場だより」に目次をつけ読みやすくしたほか、「広報しほろ」「役場だより」についてのアンケートを実施するなど、より読みやすい広報づくりに努めるとともに、ホームページやSNS等による情報発信、情報交流を行っています。
- ②広聴活動については、春と秋に町づくり懇談会を開催し、各地区の意見・要望などを取り入れています。
- ③各組織などとの町長とのふれあいトークの開催やユートピアメールの活用により、広く住民の声を反映させる機会を設けています。

基本的な
考え方

まちの情報を分かりやすく伝え、共有できる広報の充実に努めるとともに、住民の意見がまちづくりに反映できるよう、幅広い広聴の充実に努めます。

主な課題と施策

区 分	主な課題	施 策
(1)広報	<ol style="list-style-type: none"> ①各種広報は全住民に読まれている状況には至っておらず、読まれる広報誌づくりの工夫や、住民に広報誌などの重要性を理解してもらうことが必要です。 ②ホームページを充実させるため、内容の更新等と職員全体の知識向上が必要です。また、時代に即した通信手段としてSNS(コミュニティ型のWebサイト)による情報交流の推進が必要です。 	<ol style="list-style-type: none"> ①住民の意見を聞きながら、見やすい、読みやすい、わかりやすい「広報しほろ」「役場だより」の発行に努めます。 ②町のホームページの内容充実に努めるとともに、各種申請手続きでも利用できるなど行政サービスの向上につながる更新も検討します。 ③SNS等により情報発信・情報交流を推進します。
(2)広聴	<ol style="list-style-type: none"> ①町づくり懇談会は広聴の場として重要な役割を担っていますが、参加者の固定化や参加人数の減少などの課題も見られることから今後の実施方法についての検討が必要です。 ②住民が参加しやすい、多様な広聴活動の検討が必要です。 	<ol style="list-style-type: none"> ①町づくり懇談会、ユートピアメールについて周知をはかるとともに、インターネット等を活用した意見収集を行います。また、これらを通じて、住民の要望、意見、提案の把握に努め、適切な対応につなげます。

現 状

- ①本町の職員数は令和2年4月1日現在245名で、グループ制を導入し、効率的な行政運営に努めています。
- ②地方自治体にとって厳しい財政状況や少子・高齢化が進むなか、「行政改革推進大綱」及び「行政改革推進計画」を策定し、事務事業の見直しを行いながら、より効率的な行財政運営をめざしています。
- ③情報公開については「情報公開制度」に基づき、行われています。

基本的な 考え方

多様化する行政課題に迅速かつ効率的に対応できる組織づくりに努めます。また、住民に信頼し親しまれる役場をめざします。

主な課題と施策

区 分	主な課題	施 策
(1)推進体制	①北海道から市町村への事務・権限の移譲が進むなか、限られた人数で効果を発揮する組織体制づくり、個々の能力向上を進めていくことが必要です。	<ul style="list-style-type: none"> ①住民サービスの需要の変化や権限移譲に応じて、事務分掌の随時見直しを行うとともに、効率的かつ機能的な組織・機構を構築します。 ②職員定数の適正化に努めるとともに、適正な人材確保、人材登用を行います。 ③グループ制や組織のスリム化により、限られた人員の有効活用、事務などの効率化、施策決定の迅速化をはかります。 ④個別計画の策定や重点事業の遂行の際には関係部署が連携し取り組むプロジェクト体制を構築します。 ⑤職員研修機会の拡充に努めるとともに、国や北海道等との人事交流を行います。 ⑥各種審議会などの改廃・再編を進めます。 ⑦民間活力の導入による効率的な行政運営を進めます。

区 分	主な課題	施 策
(2)窓口対応、サービス	①窓口でのニーズが多様化するなか、窓口対応の向上とともに、事務の効率化を進めていく必要があります。	<p>①窓口における事務手続きの簡略化・迅速化をはかるとともに、窓口の総合化を調査研究し、窓口サービスの向上に努めます。</p> <p>②情報通信技術などを活用し、事務の効率化をはかります。</p> <p>③行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)に基づき、円滑な制度の推進と住民サービスの向上をはかります。</p>
(3)情報公開	①町政の透明性を高めるため、情報公開を進めていく必要があります。	①情報公開制度に基づき、申請から公開までの事務手続きを円滑に行い、適正な制度の運用をはかります。

現 状

- ①行政運営の基盤となるものは健全な財政運営ですが、景気低迷による税収減や高齢化社会の進展による社会保障関係経費の増加など、地方財政を取り巻く情勢が一層厳しさを増すなか、今後の施策展開を支える適正な財源の確保に努めることはもとより、中長期的な視点に立った効率的かつ計画的な財政運営がますます重要となっています。
- ②歳出においては、第4期町づくり総合計画において実施した町立病院の改築をはじめとする各種大型事業により増加した町債の償還は、近年徐々に減少しつつあるものの、人件費や物件費、維持補修費、扶助・補助経費の増加が経常収支比率を高止まりさせる要因となり、財政の硬直化の解消に向けた取り組みが必要となっているところです。
- ③歳入においては、町税をはじめとする経常的収入に大きな伸びは見込めない状況にあり、特に歳入の半分近くを占める地方交付税は、地方財政制度の改革等により、大幅な減額が予想されています。一方、特定目的基金残高は令和元年度末で34.1億円となり、それぞれの目的に応じた財源として積み立てられています。

基本的な考え方

安定した収益確保と適正な課税に努め、健全な財政運営に努めます。

主な課題と施策

区分	主な課題	施策
(1)財政運営の健全化	①建設事業などの各種事業の適正な選択、経常経費の縮減、公債費負担の適正化などにより、健全な財政運営に努める必要があります。	①「町づくり総合計画」「行政改革推進大綱」などに基づき、建設事業などの各種事業を適正に選択するとともに、中長期的な視点に立った効率的かつ計画的な財政運営に努めます。 ②経常経費の節減・合理化や各種団体などへの補助金・助成金の見直しをはかる一方、投資的経費や各種基金について効果的かつ適正な運用に努めます。 ③特別会計、事業会計の独立採算化に努めます。 ④町債の借入抑制による公債費負担の計画的な軽減に努めます。 ⑤町有地の未活用地の有効活用をはかります。
(2)財源の確保	①公平な課税と徴収により、収益の確保に努めることが必要です。 ②住民が納入しやすい方法の導入を検討することが必要です。	①受益者負担の原則に基づき、適正な使用料・手数料の徴収をはかります。 ②コスト意識を高め、国や北海道などの補助制度、ふるさと納税制度の寄附金などを活用しながら、財源確保に努めます。 ③新たな納入方法を検討するなど納付環境の向上をはかります。 ④住民税の特別徴収義務者の拡大、十勝市町村税滞納整理機構の利用拡大などにより町税の適正な課税と徴収に努めます。

現 状

- ①本町を含む北海道十勝総合振興局管内にある19市町村(1市16町2村)では、平成元年に十勝圏複合事務組合を設立し、地域振興や税の滞納整理などを広域によって進めています。
- ②平成20年8月に十勝圏広域連携推進検討会議が設置され、管内全市町村の効率的な行財政運営をめざして、消防の広域再編、職員研修の検討に加え、あらゆる分野での事務の共同処理について広域連携の可能性を検討しています。このうち、消防については、平成28年4月から広域による新組合での運用が開始されています。このほか北十勝2町(士幌町・上士幌町)によるごみ処理及び資源リサイクル事業、介護保険の認定審査会、障害支援区分の認定審査会を行っています。
- ③新たな十勝圏域の振興については、帯広市を中心市とする定住自立圏形成協定による圏域のための必要な生活機能の確保や、十勝の「食」をテーマとした国際戦略総合特区※としての取り組みが進められています。

※政府の新成長戦略に基づき、地域を限定して規制緩和を行う総合特区の1つ。

**基本的な
考え方**

町外の地域や団体等と連携することによって効率性や効果が高まる取り組みを推進します。

主な課題と施策

区 分	主な課題	施 策
(1)十勝管内の連携	①広域で行うことが効率的、効果的な事業については、関連自治体との連携を深め、業務を推進していくことが必要です。	①広域行政を積極的に推進し、行政サービスの効率化をはかります。 ②各自治体の共通課題やテーマを複数の自治体や団体等と連携して推進します。
(2)十勝管外との連携	①十勝管外においても、広域的な連携によって効率化や効果が期待できるテーマについては、取り組みを検討していくことが必要です。	①必要に応じて、十勝管外の地域、団体等との連携による取り組みを進めます。

V 資料編

1 諮問・答申

士 総 企 発
令和2年11月9日

士幌町町民会議
議長 吉田 静二 様

士幌町長 小林 康雄

士幌町第6期町づくり総合計画中間見直し案について(諮問)

士幌町町民会議条例第2条第1項の規定に基づき、士幌町第6期町づくり総合計画(基本計画)中間見直し案について、貴町民会議の意見を求めます。

令和2年11月25日

士幌町長 小林 康雄 様

士幌町町民会議
議長 吉田 静二

士幌町第6期町づくり総合計画中間見直し案について(答申)

令和2年11月9日付け士総企発をもって本会議に諮問のありました士幌町第6期町づくり総合計画中間見直し案について審議した結果、適切なものであるとの結論を得ましたので、意見を付してここに答申します。

記

士幌町第6期町づくり総合計画の推進にあたっての意見

1. 総合計画のテーマである、「輝く未来へ しほろ創生」の実現に向けた、施策や事業については、より一層住民と行政が一体となり、積極的な推進に努めること。
2. 先人が築き上げたこの士幌町という町を、次の世代に引き継げるような取り組みの推進に努めること。
3. コロナ禍においてはいろいろな活動が制約されるが、そのような逆境下でも、住民が安心安全に生活できるような、施策の推進に努めること。
4. 今後も、厳しい財政状況が予想されるが、施策の検証を十分に行い、その必要性、効果などを考慮した上で、常に改善に努めるとともに、事業の展開については、本町の特性を生かし、効果的・効率的な推進に努めること。

2 土幌町町民会議委員名簿

氏 名	役 職	備 考
吉田 静二	議 長	
鎌田 吉博		
溝口 正美		
瀬口 隆宏	幹 事	
上野 雅美		
中山 謙次		
西潟 勝幸		
大野 裕一		
野曾原 隆		
津田 良司		
浅野 幸子	幹 事	
田中 幸毅		
山中 明裕		
山岸 均		
菊地 和浩	幹 事	令和2年8月26日から
國井 浩樹	幹 事	令和2年8月25日まで
大野 健二		令和2年8月26日から
篠原 貴幸		令和2年8月25日まで
朝井 宏嗣	幹 事	
入江 広		
飯島 勝	副議長	
栞原 一敏		
三浦 琢磨		
大野 准弑	幹 事	
大林 祐也	幹 事	
酒井 敬明	幹 事	
太田 圭亮		
島 友江		
大西 廉子	副議長	
谷本 珠美		
河田 三紀		
小椋ツツ子	幹 事	
岩崎 量示		

3 策定経過

[令和元年度]

月 日	内 容
12月9日	住民アンケート配布
12月27日	住民アンケート回収期限
1月16日	第1回町民会議

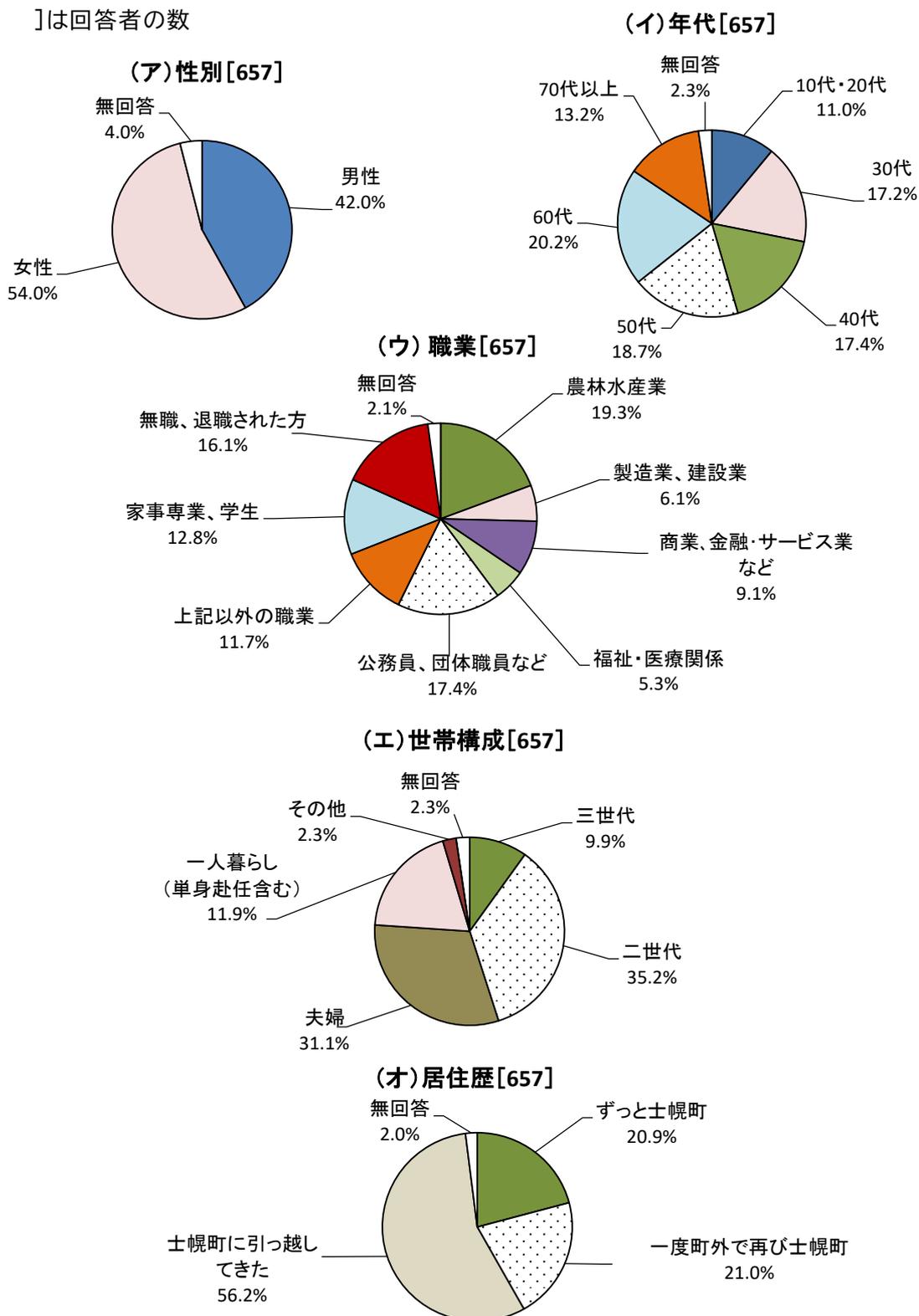
[令和2年度]

月 日	内 容
4月 1日	第1回庁内策定委員会
5月 1日	第2回庁内策定委員会
7月30日～8月14日	町づくり総合計画中間見直しに係る各課ヒアリング
8月 3日	第3回庁内策定委員会
8月26日	第1回町民会議
10月 1日	第1回町民会議幹事会
11月 2日	第4回庁内策定委員会
11月 2日	第2回町民会議幹事会
11月 9日	第2回町民会議(諮問)
11月18日	町民会議議長・副議長協議
11月25日	第3回町民会議(答申)
12月 2日	第5回庁内策定委員会
12月 8日	議会全員協議会説明(1回目)
12月16日	パブリックコメント実施(~1月15日)
1月 6日	第6回庁内策定委員会
2月16日	議会全員協議会説明(2回目)

4 町民アンケート結果概要

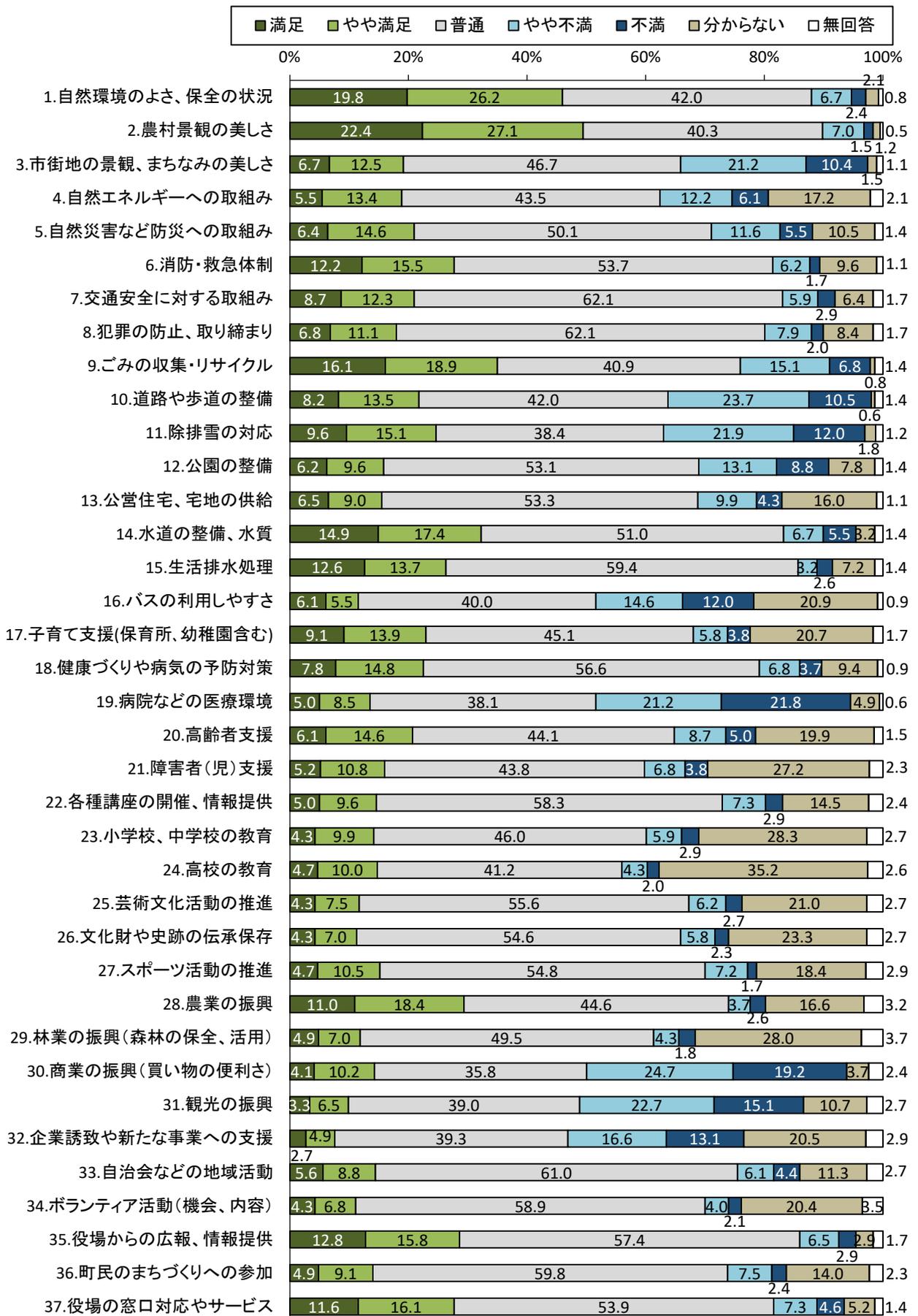
調査期間	令和元年12月
対 象	16歳以上の町民2,000人(年代のバランスに配慮し無作為抽出)
配布・回収の方法	郵送にて配布、郵送および「回収ボックス」にて回収
回 収 数	657票(回収率32.9%)

※[]は回答者の数

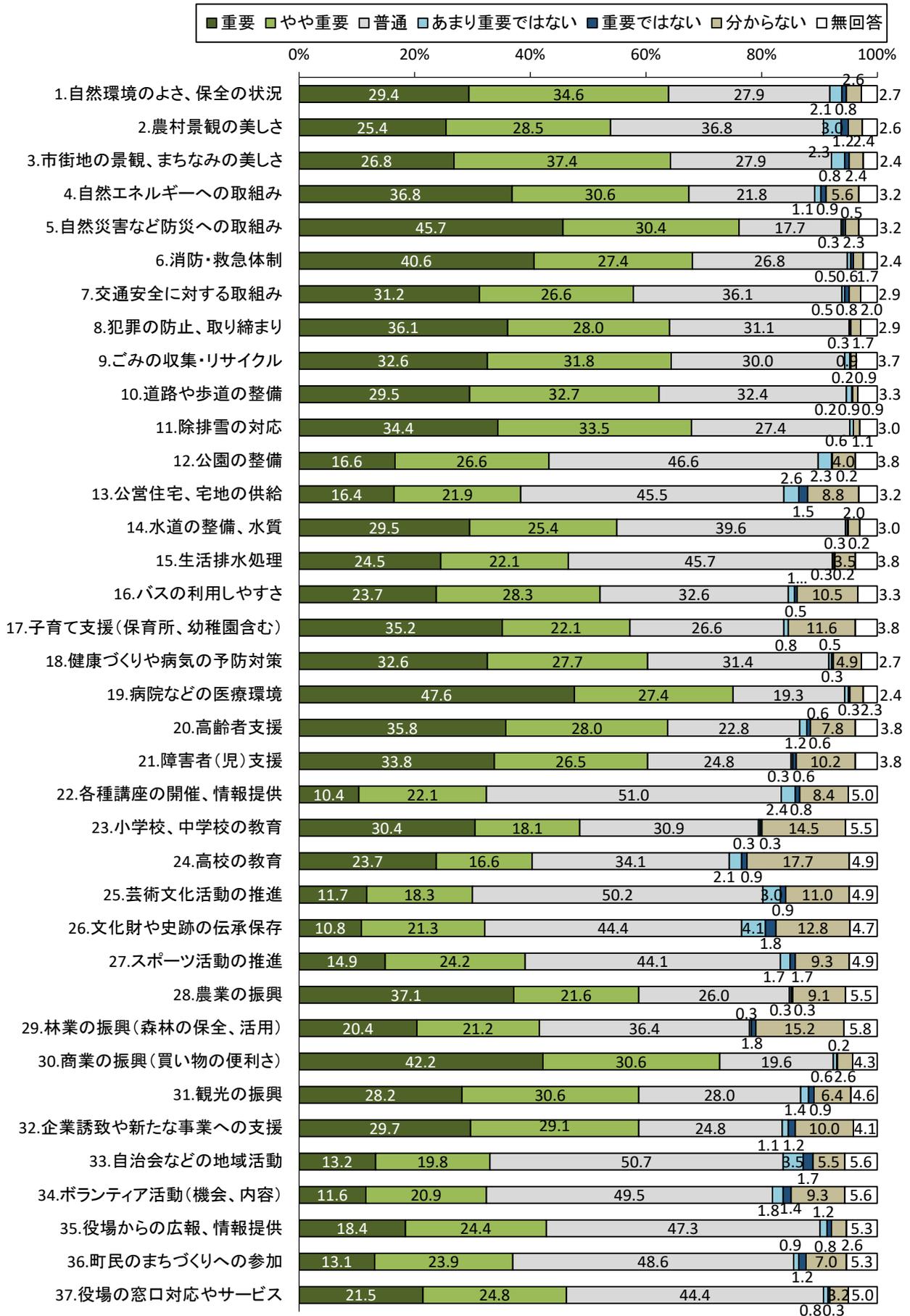


【問1】土幌町での暮らしについて、現在の「満足度」と今後の「重要度」を評価してください。

【問1】暮らしの満足度について[657]

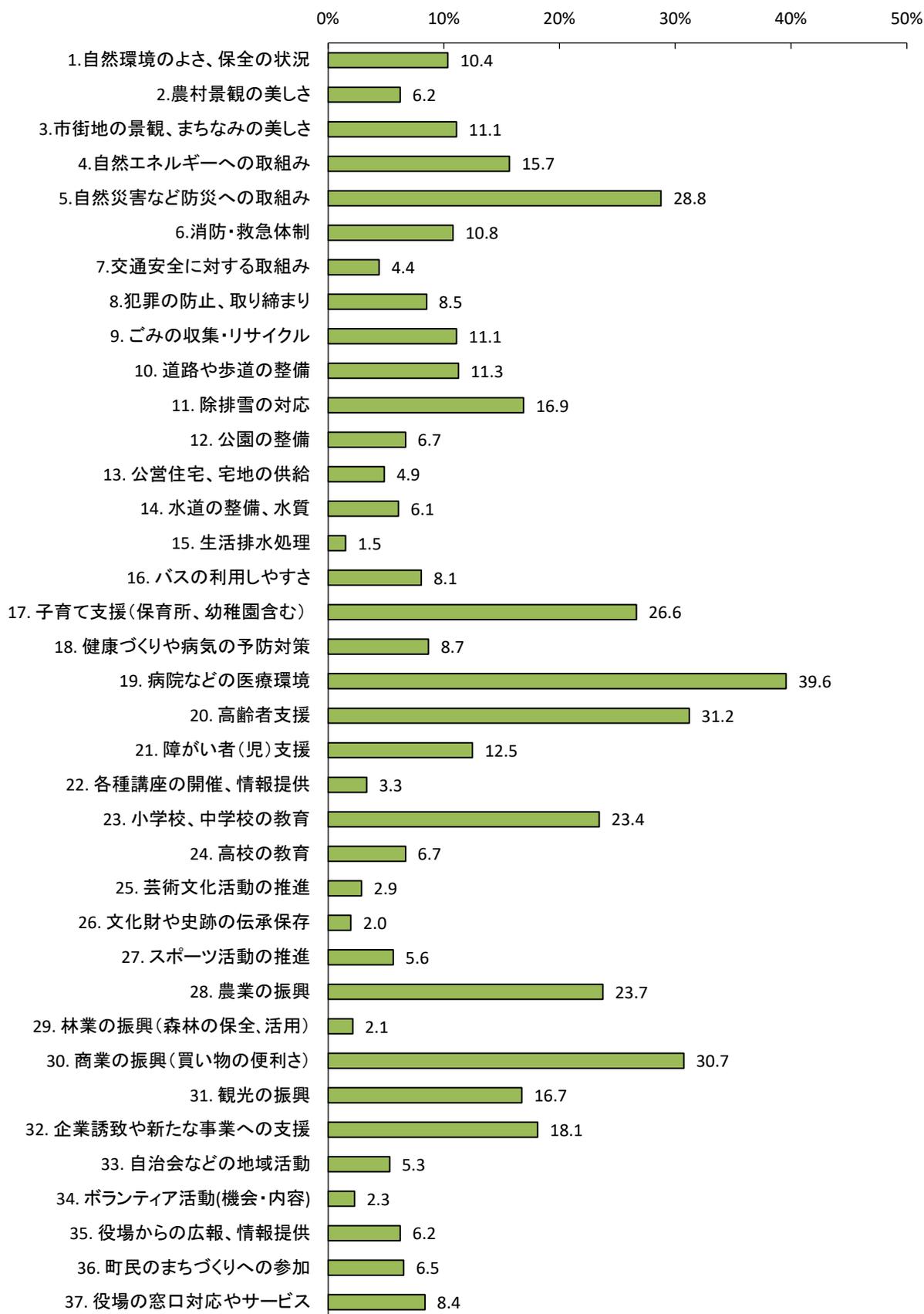


【問1】暮らしの重要度について[657]

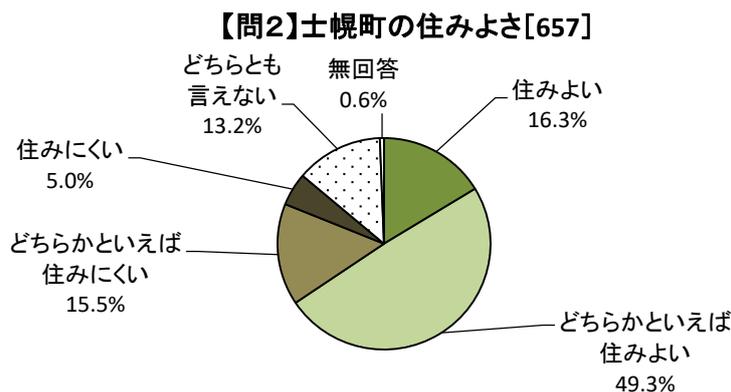


【問1-1】問1の 37 項目の中で、今後のまちづくりで特に重要と思うものを5つまで選んでください。

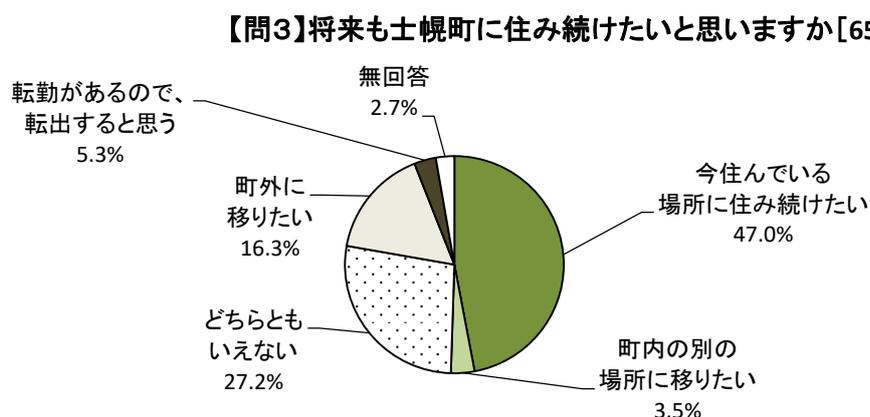
【問1-1】特に重要と思うもの(5つまで選択) [657]



【問2】総合的に考えて、土幌町の住みよさはいかがですか。(1つだけ選択)



【問3】将来も土幌町に住み続けたいと思いますか。(1つだけ選択)

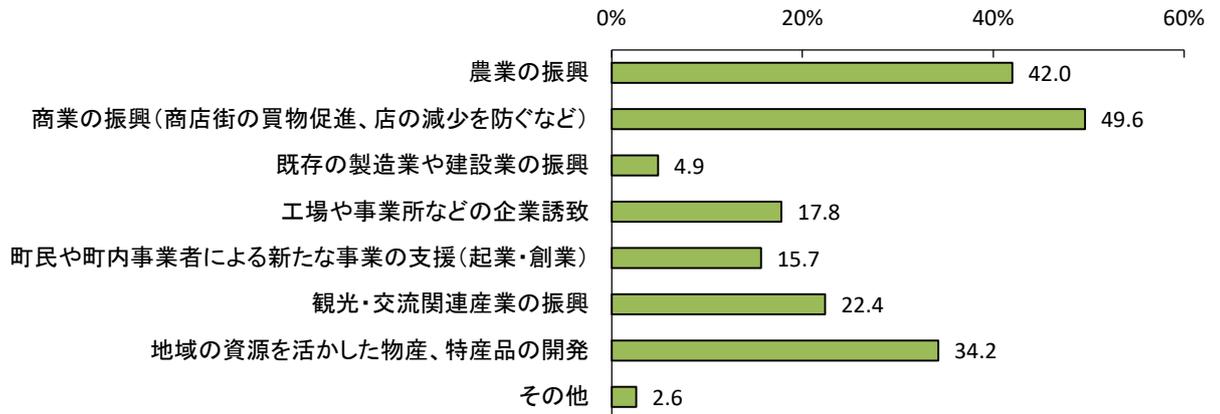


「1.今住んでいる場所に住み続けたい」を選んだ理由[309]	
自然災害が少ない	53.1
特にここから移りたいという理由がない	49.8
自分にあう仕事(職場)がある	42.4
自然が多い、自然が豊か	39.5
交通事故、犯罪などが少ない	30.7
住宅環境が良い	28.8
比較的雪が少ない	27.5
勤務地や通学地が近い	24.6
近所づきあいが良好	24.6
騒音・悪臭などの公害が少ない	22.3
交通が便利	12.6
商売や事業経営に有利、生計を保つ収入が得られる	12.0
子育てする環境が良い	11.0
土地代・家賃が安い	9.1
医療や福祉面が安心	6.8
余暇や生きがいを楽しむ場や機会が多い	6.5
学校教育の環境が良い	5.5
買い物や娯楽などの場が多くあり便利	4.9
その他	4.5
事情があり移ることができない	3.9

「2.町内の別の場所」「3.どちらともいえない」「4.町外に移りたい」を選んだ理由[309]	
買い物や娯楽などの場が少なく不便	67.6
交通が不便	60.2
医療や福祉面が不安	58.9
余暇や生きがいを楽しむ場や機会が少ない	40.5
自分にあう仕事(職場)がない	17.5
勤務地や通学地が遠い	16.8
商売や事業経営に不利、生計を保つ収入が得られない	11.0
その他	10.7
子育てする環境が悪い	9.7
騒音・悪臭などの公害がある	9.1
学校教育の環境が悪い	9.1
特に理由はないが、他のまちで暮らしてみたい	9.1
住宅環境が悪い	8.4
土地代・家賃が高い	7.4
近所づきあいが良好ではない	5.2
雪が多い	4.2
交通事故、犯罪などが不安	2.9
自然災害が多い	1.6
自然が少ない	0.6

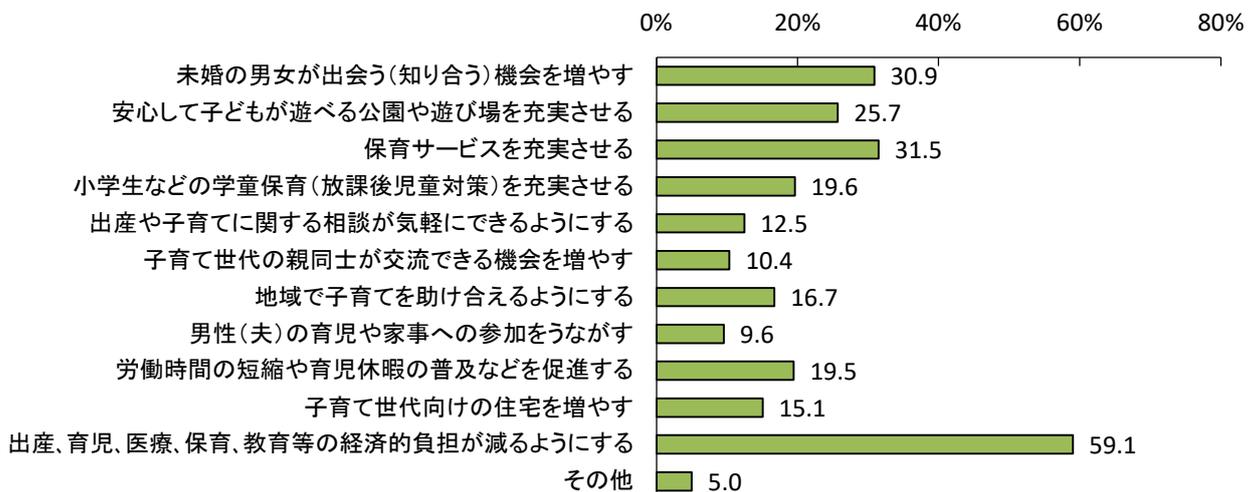
【問4】土幌町の産業振興として、特にどのようなことに力を注ぐべきだと思いますか。(2つまで選択)

【問4】特に力を注ぐべき産業の振興(2つまで選択) [657]



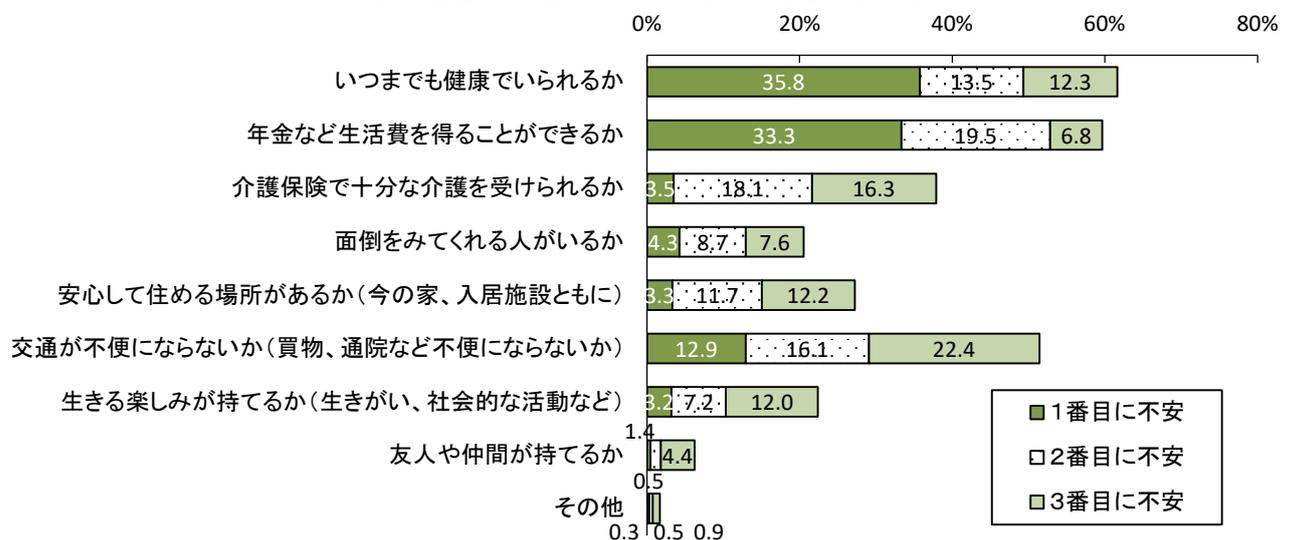
【問5】少子化対策や子育て支援として、特にどのようなことに力を注ぐべきだと思いますか。(3つまで選択)

【問5】特に力を注ぐべき少子化対策や子育て支援(3つまで選択) [657]



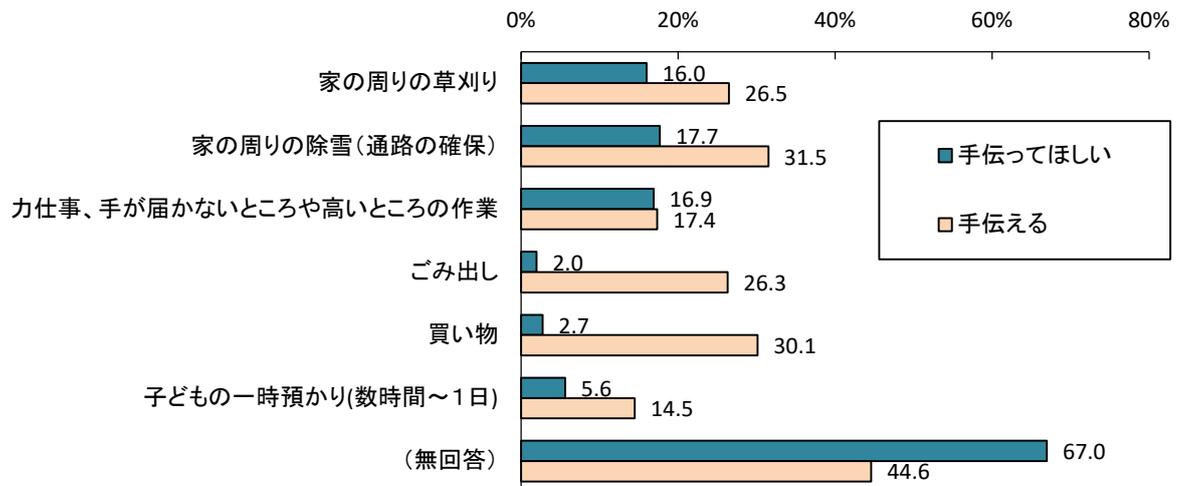
【問6】老後の暮らしを考えた時、不安を感じることはどのようなことですか。(不安の強い順に3つまで選択)

【問6】老後の暮らしで不安を感じるもの [657]



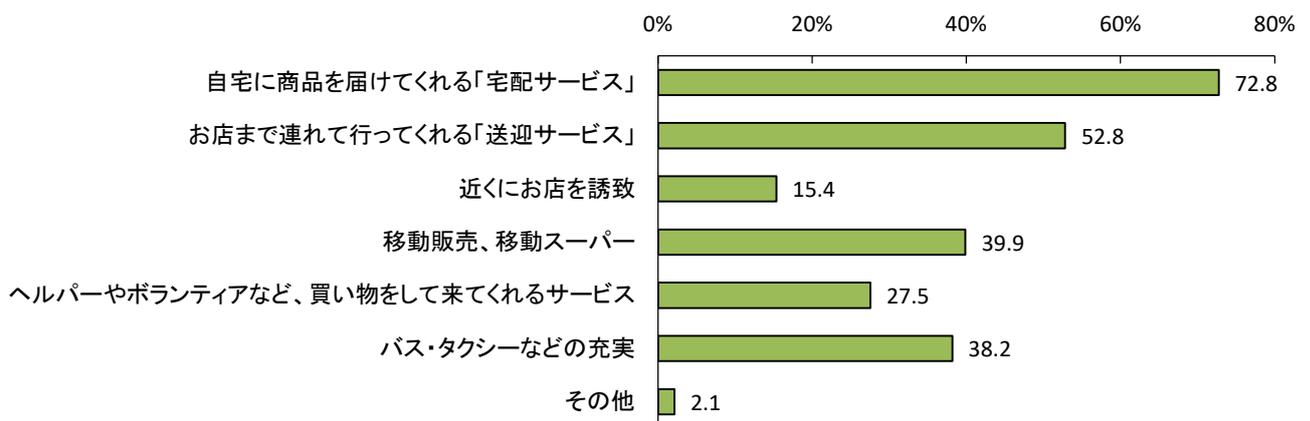
【問7】ちょっとした手助けを求める高齢者や核家族の方が増えています。現在、不安があり手伝ってほしいこと、反対に、手伝えることはありませんか。(それぞれあてはまるものすべて○)

【問7】手伝ってほしいこと&手伝えること[あてはまるものすべて選択/657]



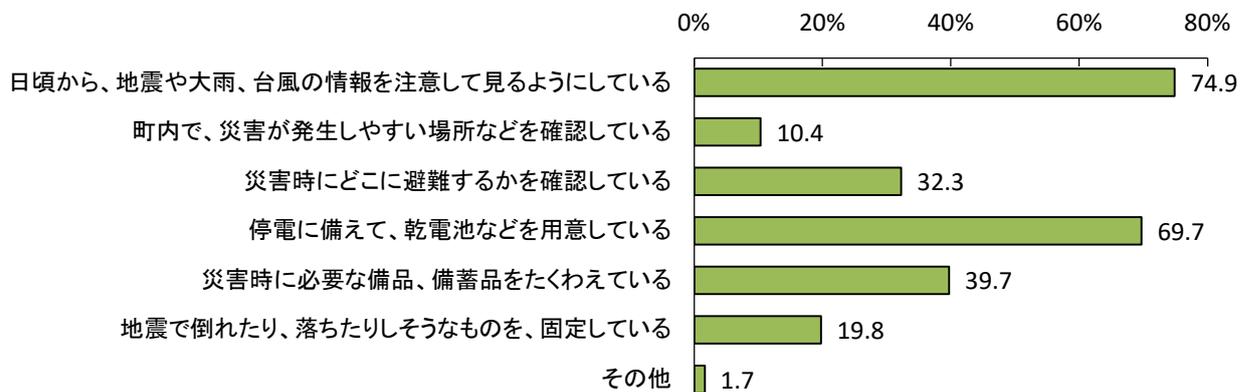
【問8】高齢化により、買い物に行くことが難しい人が増えることが予測されています。このような状況に対応するには、どのような取り組みが効果的だと思いますか。(あてはまるものすべて選択)

【問8】買い物困難者への対策(あてはまるものすべて選択) [657]



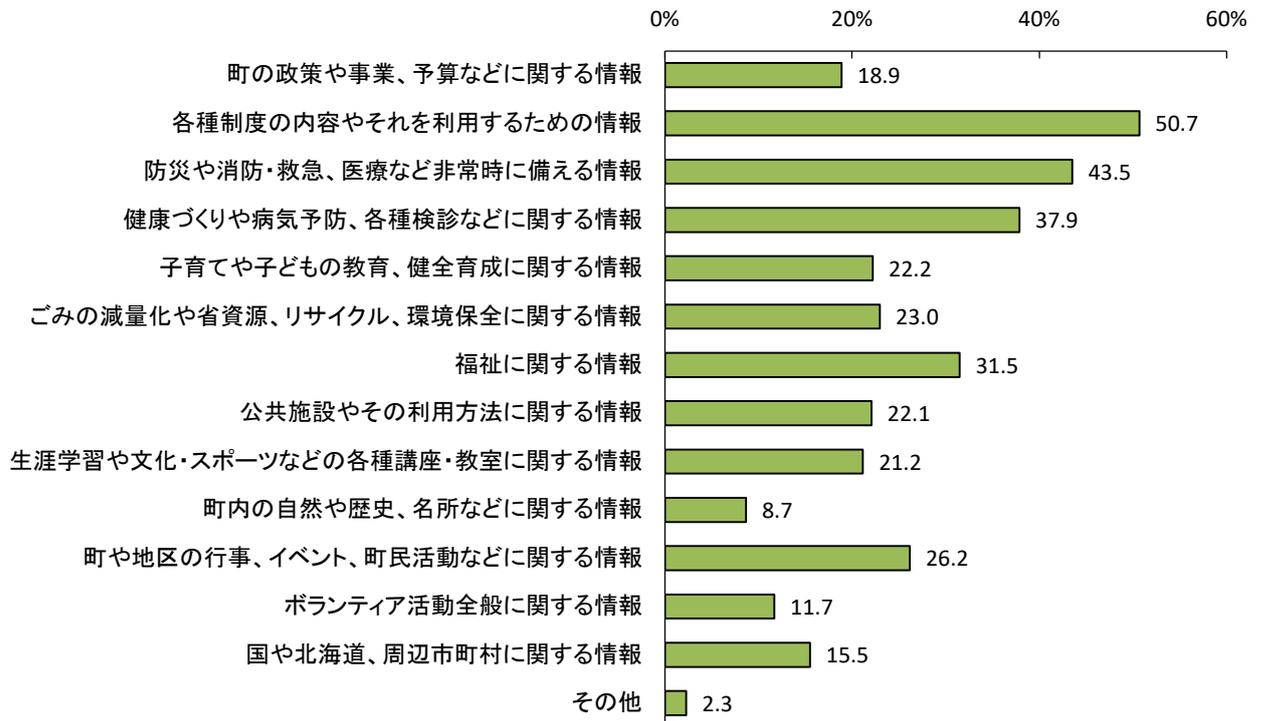
【問9】近年増えている自然災害に対して、ご自身で行っているものはありますか。(あてはまるものすべて選択)

【問9】自然災害に対して、自身で行っているもの(あてはまるものすべて選択) [657]



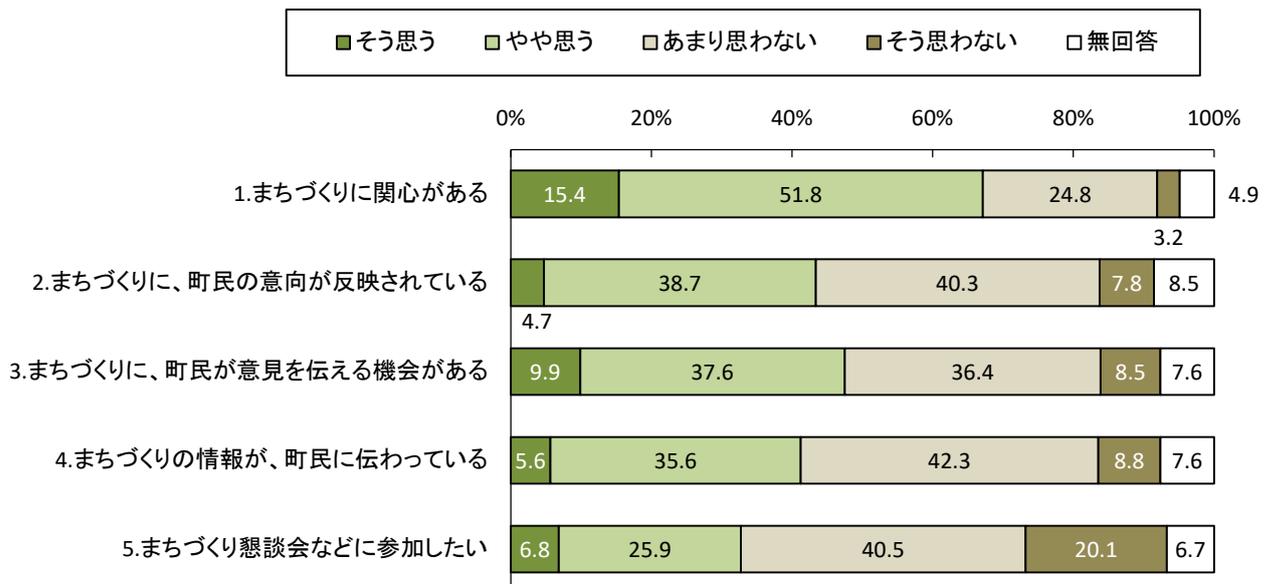
【問 10】町政(まちづくり)や地域に関する情報として、どのような内容がほしいと思いますか。(あてはまるものすべて選択)

【問10】欲しいまちづくりや地域に関する情報(あてはまるものすべて選択)[657]



【問 11】土幌町のまちづくりや町民参加について、どのようにお考えですか。(それぞれ1つ選択)

【問11】まちづくりや町民参加について[657]



5 土幌町「人口ビジョン」概要

「土幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、第1章「人口ビジョン」、第2章「総合戦略」という構成になっています。

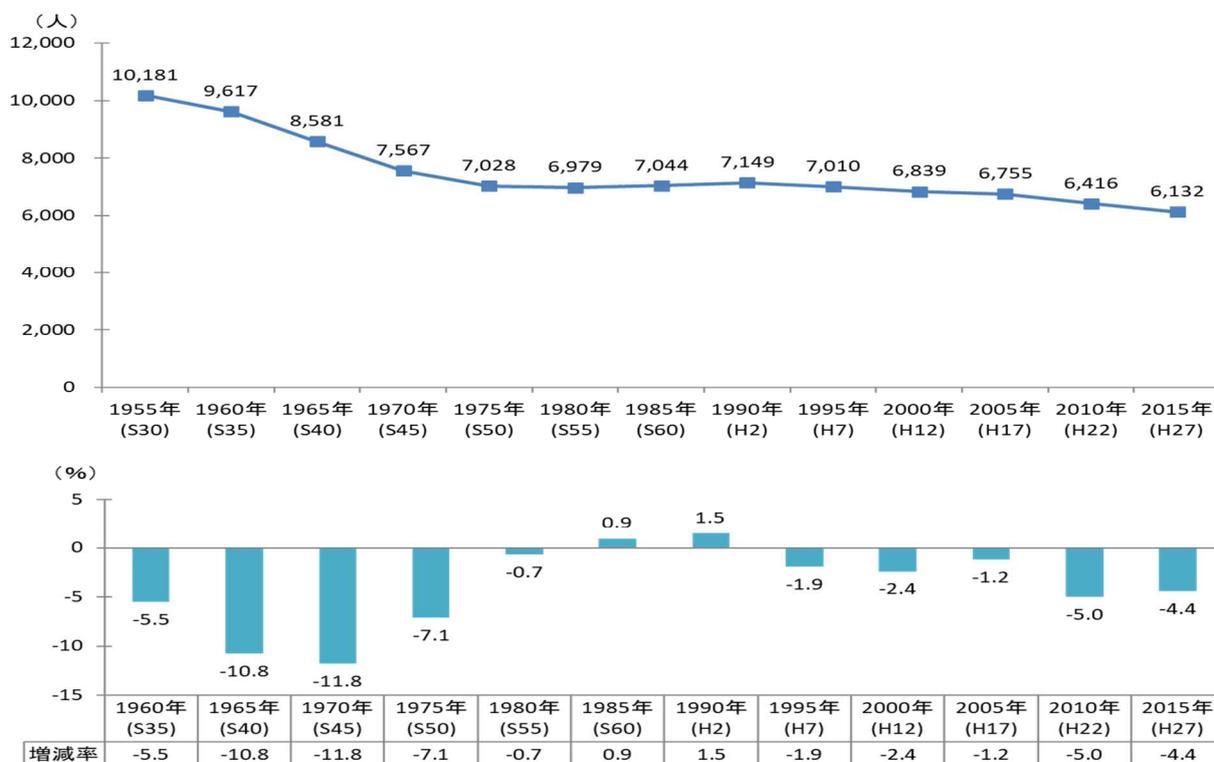
「人口ビジョン」では、本町の人口の現状を分析し、将来めざすべき人口のあり方を示しています。「総合戦略」では、人口ビジョンで示した本町の将来展望を実現するために、めざすべき方向と実効性が期待できる施策を示しています。「総合戦略」については、「Ⅲ 重点施策」に掲載しているため、ここでは、将来人口の設定にも関わる「人口ビジョン」の概要を掲載します。

なお、「人口ビジョン」の推計範囲は、国の長期ビジョンに合わせて、2060年(平成72年)までとし、将来人口については、中期的な視点で2040年(平成52年)における見通しを中心に示します。

1 人口の推移、動向について

本町の総人口は、1955年(昭和30年)の10,181人をピークに、1975年(昭和50年)まで急速に減少しました。その後、1980年(昭和55年)から2005年(平成17年)までは横ばいの状況が続いていましたが、2010年(平成22年)には5年前に比べて5%、2015年(平成27年)には5年前に比べて約4%減少するなど、減少率が高まっています。

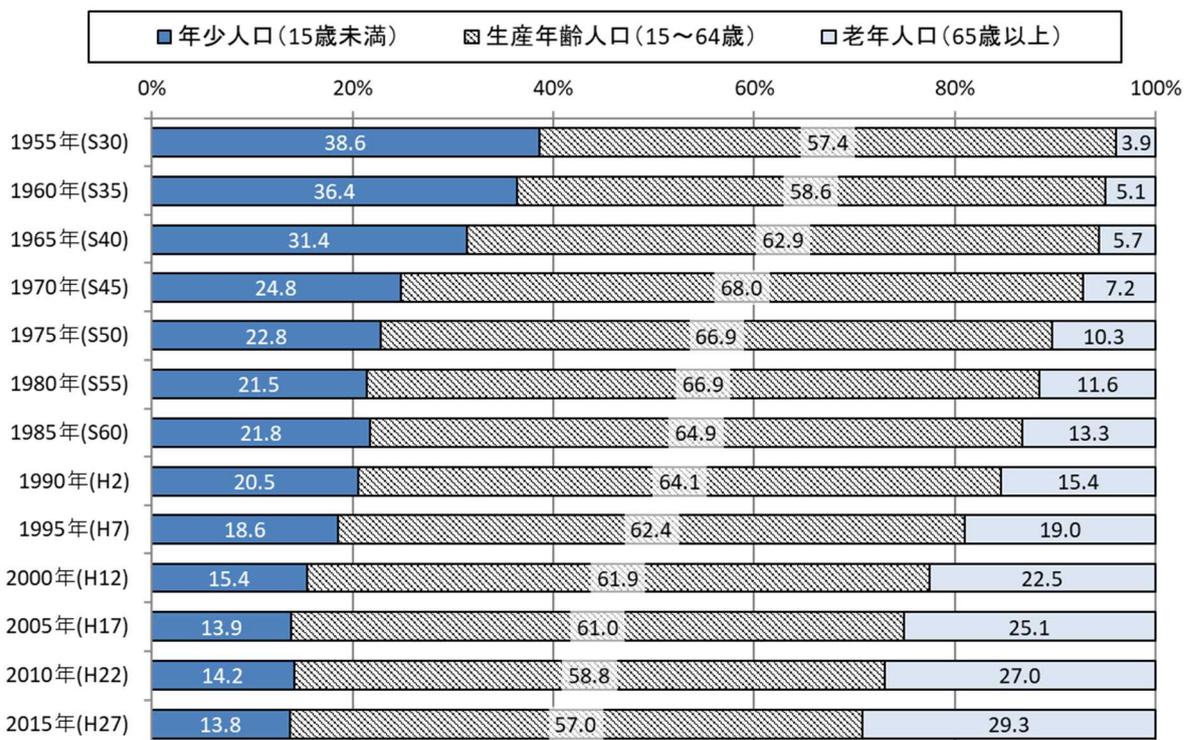
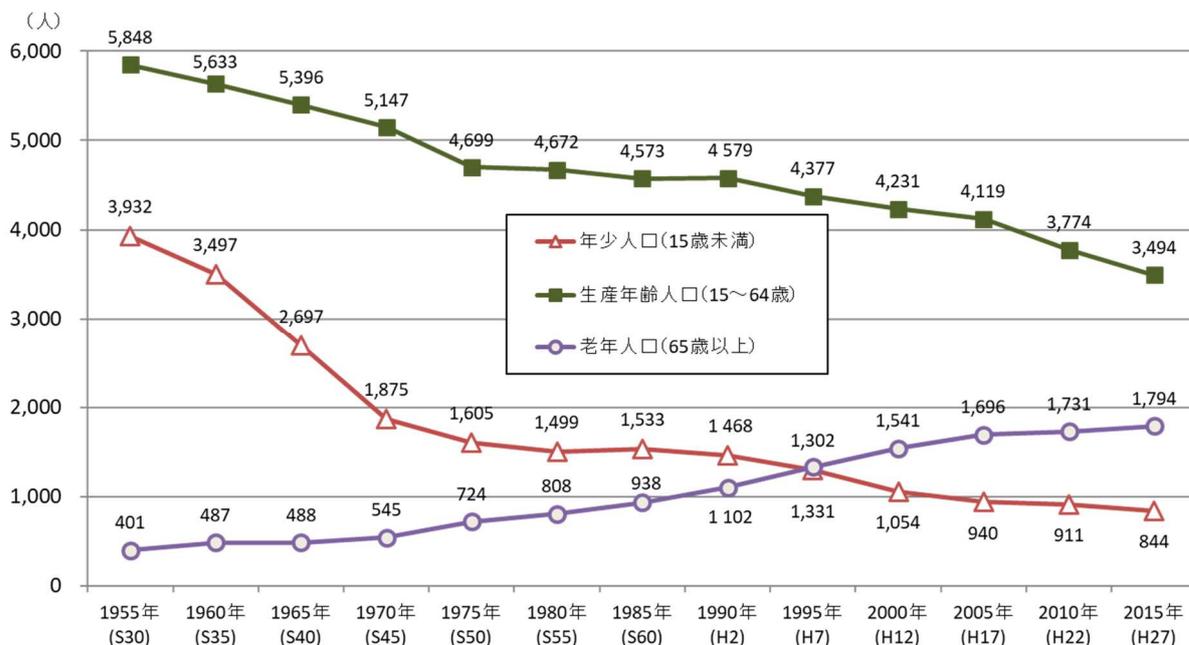
総人口(上段)と5年前と比較した増減率(下段)の推移



※国勢調査

年齢3区 分別人口については、長期的な少子高齢化傾向が続くなかで、1990年（平成2年）までは年少人口（15歳未満）が老年人口（65歳以上）を上回っていましたが、1995年（平成7年）の間に逆転しました。その後も老年人口は増加を続ける一方、年少人口は生産年齢人口（15～64歳）とともに、減少傾向が続いています。

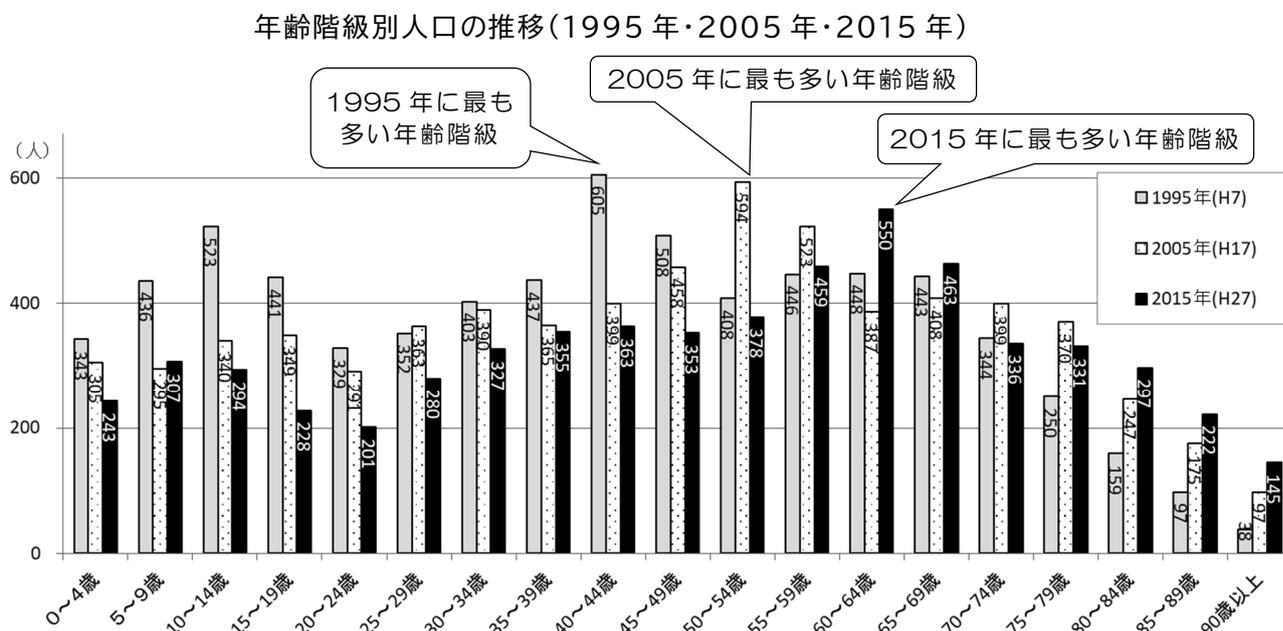
年齢3区 分別人口(上段)と比率(下段)の推移



※(2つのグラフ)国勢調査(年齢不詳は除く。)

年齢階級別人口の推移を、1995年(平成7年)、2005年(平成17年)、2015年(平成27年)と比較すると、0～4歳、10～24歳、30～49歳で20年間減少が続く一方、80歳以上は20年間増加が続いています。

最も多い年齢階級をみると、1995年は40～44歳、2005年は50～54歳、2015年は60～64歳であり、徐々に高くなっています。



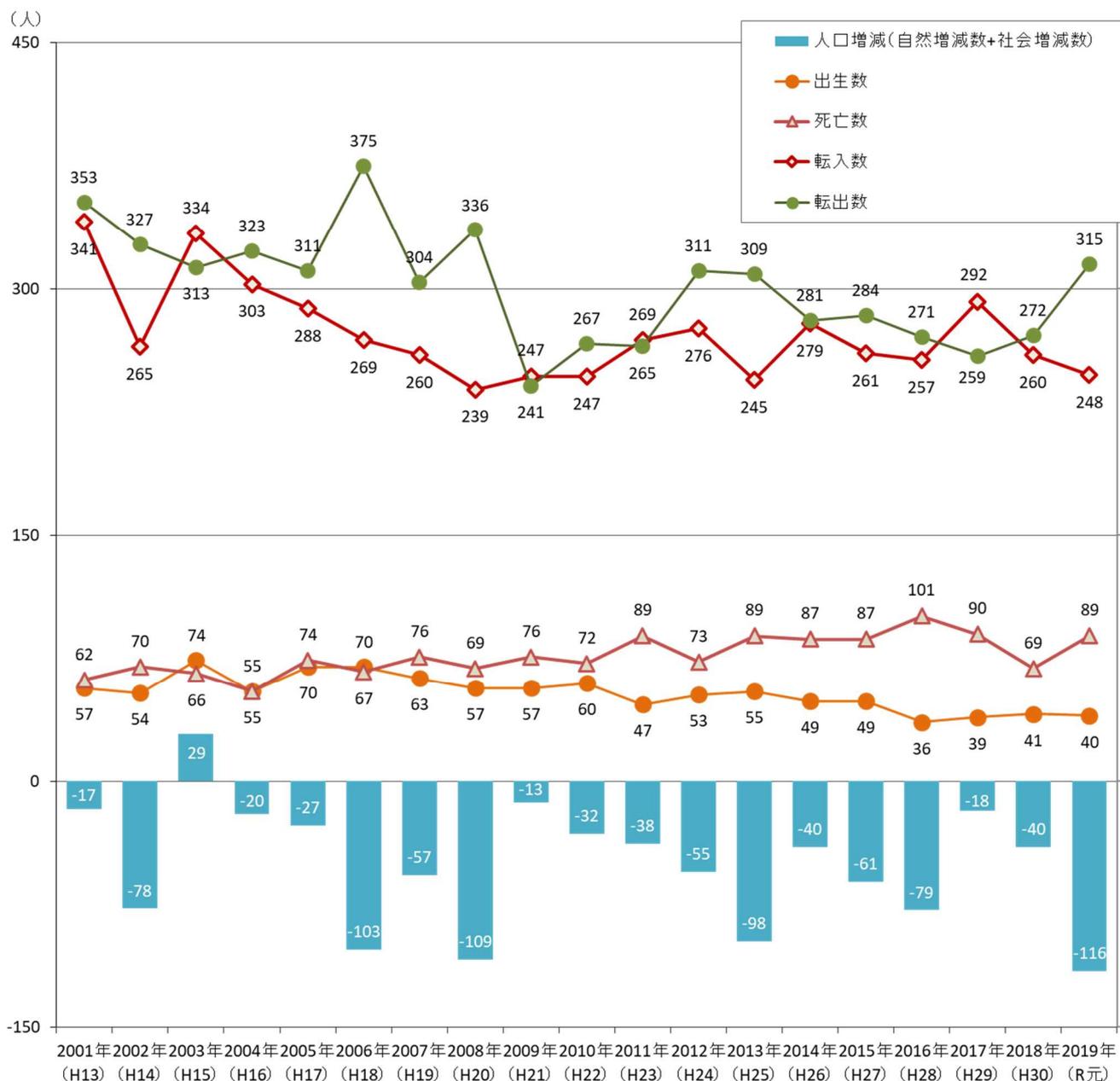
	1995年(H7)	10年間の増減	2005年(H17)	10年間の増減	2015年(H27)
0～4歳	343	▲ 38	305	▲ 62	243
5～9歳	436	▲ 141	295	12	307
10～14歳	523	▲ 183	340	▲ 46	294
15～19歳	441	▲ 92	349	▲ 121	228
20～24歳	329	▲ 38	291	▲ 90	201
25～29歳	352	11	363	▲ 83	280
30～34歳	403	▲ 13	390	▲ 63	327
35～39歳	437	▲ 72	365	▲ 10	355
40～44歳	605	▲ 206	399	▲ 36	363
45～49歳	508	▲ 50	458	▲ 105	353
50～54歳	408	186	594	▲ 216	378
55～59歳	446	77	523	▲ 64	459
60～64歳	448	▲ 61	387	163	550
65～69歳	443	▲ 35	408	55	463
70～74歳	344	55	399	▲ 63	336
75～79歳	250	120	370	▲ 39	331
80～84歳	159	88	247	50	297
85～89歳	97	78	175	47	222
90歳以上	38	59	97	48	145
年齢不詳	0		0		0

※(上のグラフと下の表)国勢調査

2 人口増減に関する分析

人口増減は、自然増減(出生数－死亡数)と社会増減(転入数－転出数)によって算出されますが、2001年(平成13年)からの人口増減の推移をみると、2003年(平成15年)を除き、マイナスの状況が続いています。

社会増減(転入・転出)と自然増減(出生・死亡)、人口増減の推移



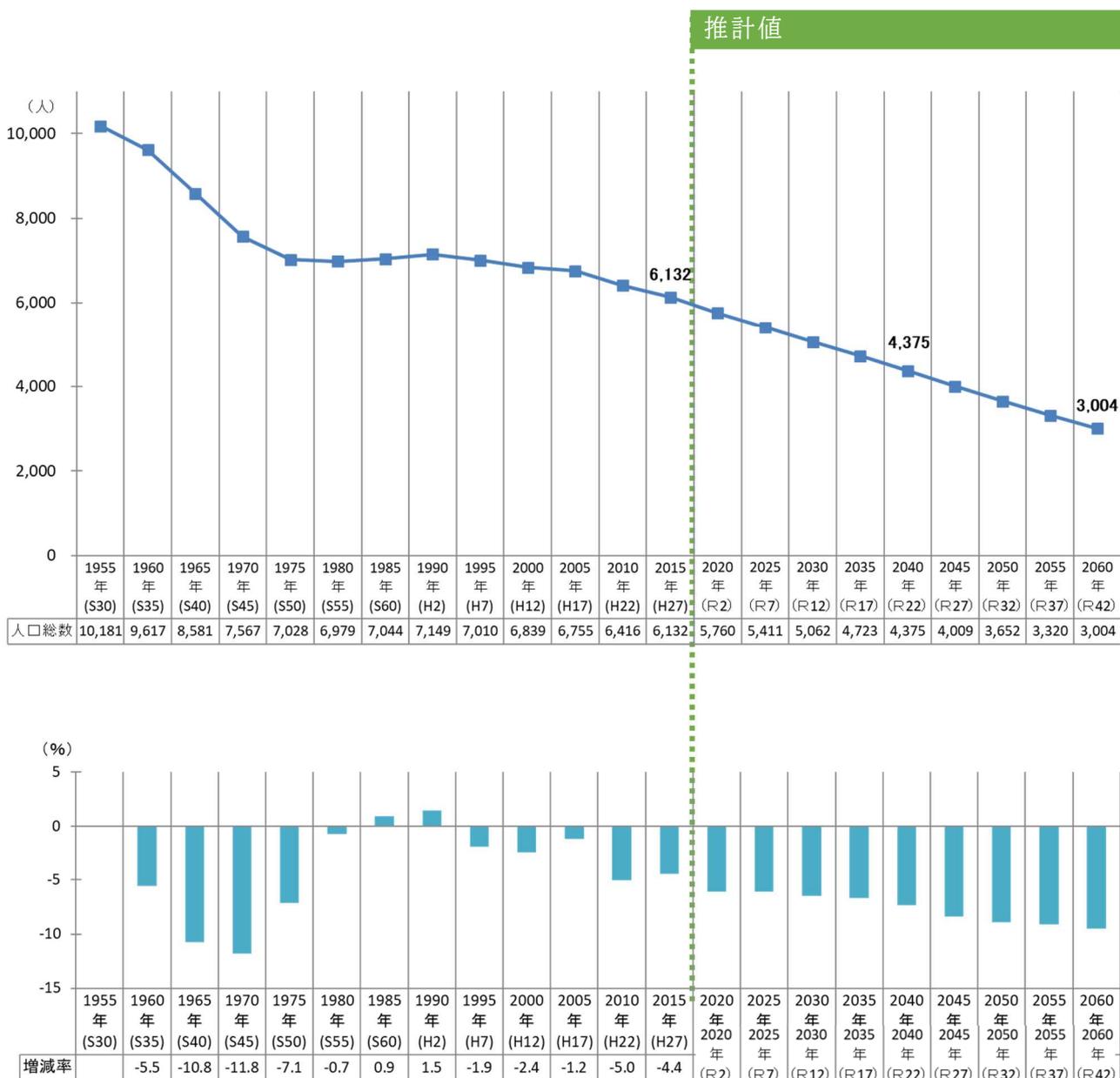
※住民基本台帳(1/1～12/31。外国人を含む。職権など(その他)による移動は含まない。)

3 将来の人口推計

2015年(平成27年)に公表された国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」と表記)の推計に準拠した今後の人口推計※によると、土幌町の総人口は、2040年(令和22年)には4,375人、2060年(令和42年)には3,004人になると推計されています。

※推計の考え方については、Ⅲの「2 将来人口の設定」を参照。

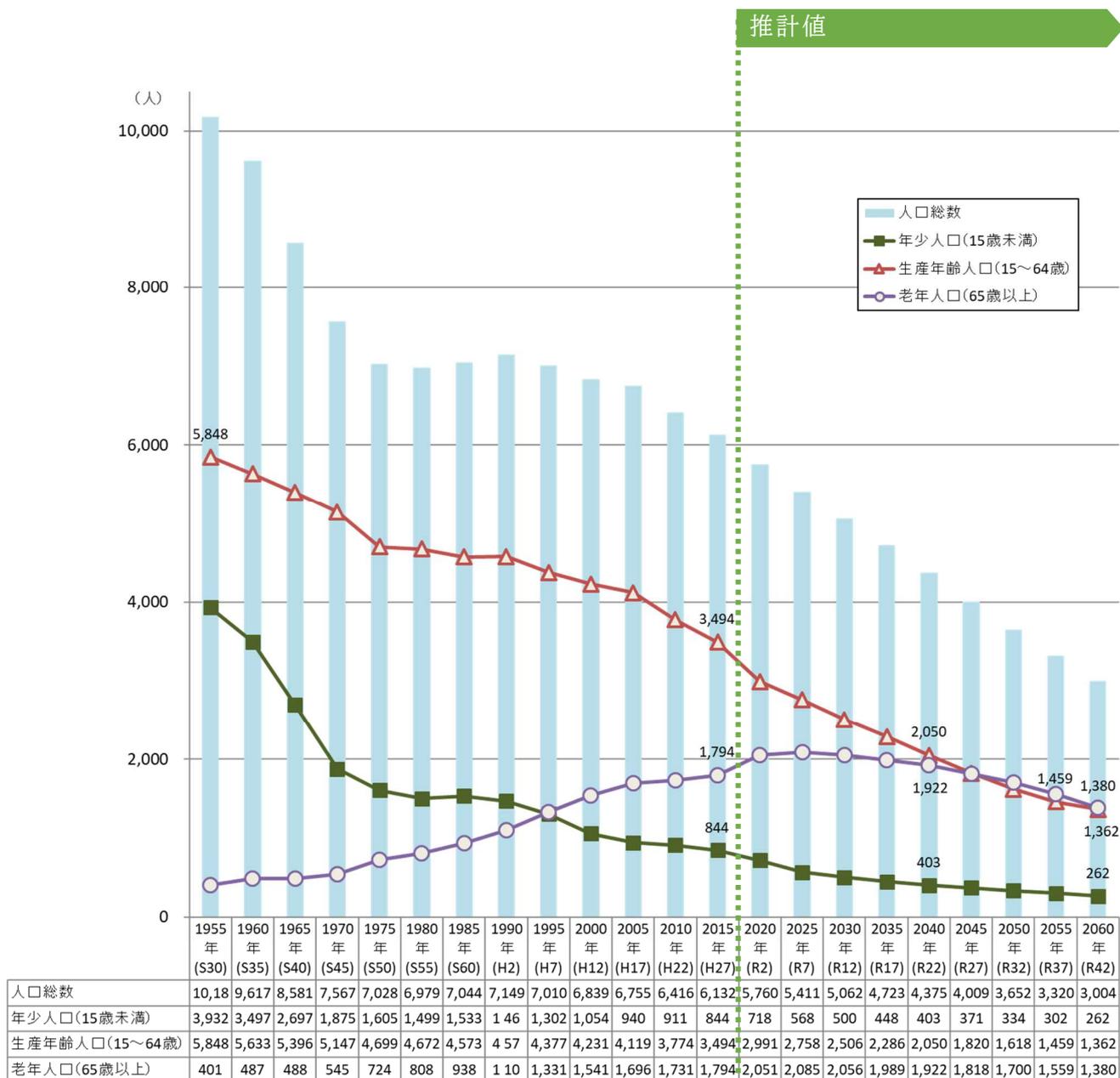
総人口(上段)と5年前と比較した増減率(下段)の推移
[2020年以降は推計値]



※2015年までは、国勢調査の実績値。2020年からの推計値は、国立社会保障人口問題研究所の推計方法に準拠した推計値。

年齢3区 分別人口については、老年人口(65歳以上)は今後もしばらく増加を続けますが、2025年(令和7年)をピークに減少に転じると推計されています。一方、生産年齢人口(15～64歳)はこれまでに比べて急速に減少し、2040年(令和22年)には、生産年齢人口と老年人口がほぼ同数となり、同様に減少していくことが推計されています。

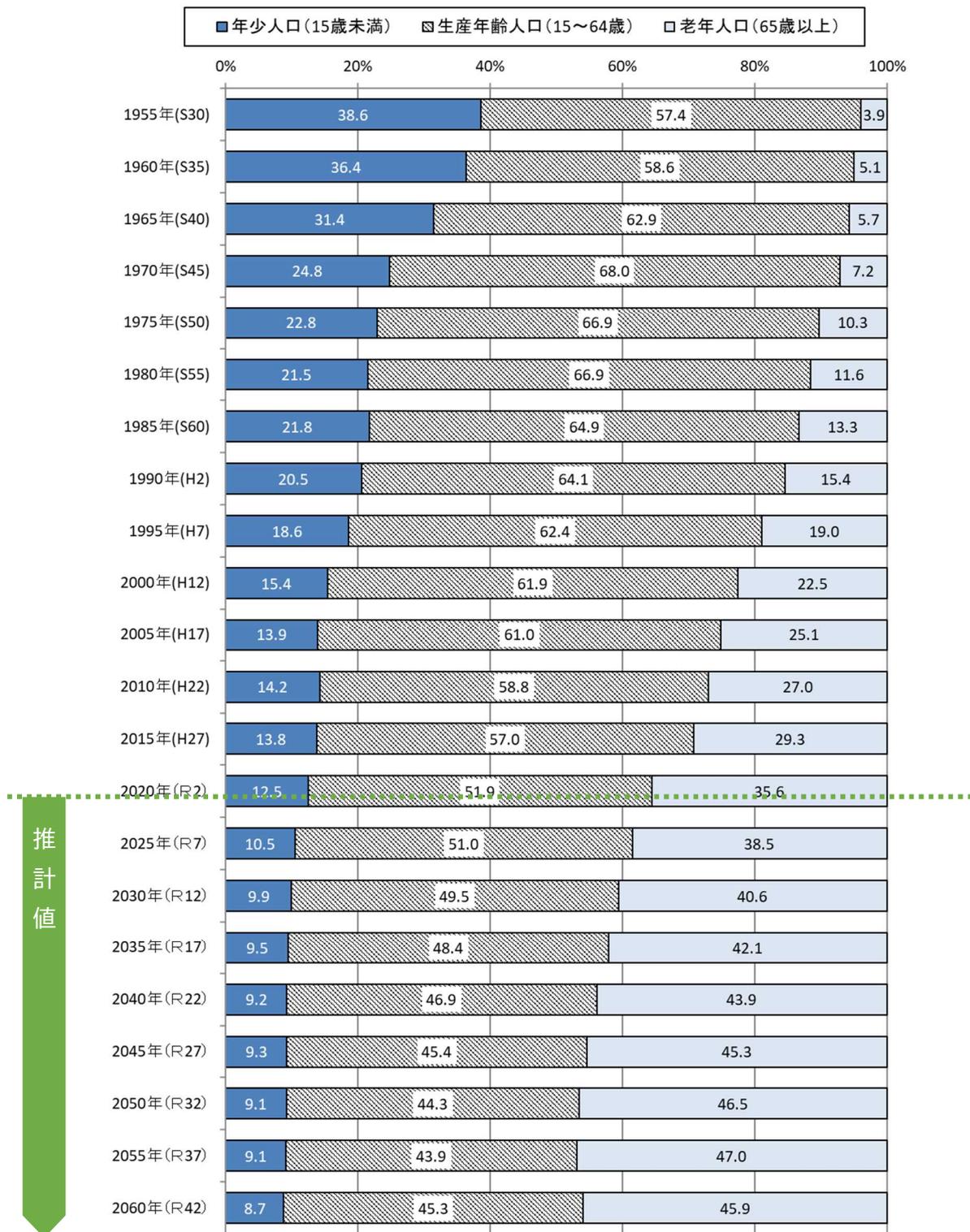
年齢3区 分別人口の推移
[2020年以降は推計値]



※2015年までは、国勢調査の実績値。2020年からの推計値は、国立社会保障人口問題研究所の推計方法に準拠した推計値。

年齢3区 分別の人口構成比の推移については、少子化については今後も継続し、高齢化については、2055年(令和37年)まで老年人口(65歳以上)の割合が高まる状況が続くことが推計されています。

年齢3区 分別の人口構成比の推移



※2015年までは、国勢調査の実績値(年齢不詳は除く)。2020年からの推計値は、国立社会保障人口問題研究所の推計方法に準拠した推計値。

4 将来人口の設定

本町が今後、新たな人口減少対策を講じない場合、Ⅱの「1 将来の人口推計」で示した推計(社人研準拠推計)や日本創成会議準拠推計によって示された人口減少をたどると仮定し、第1期の設定方法を変更せず、本町が将来に展望する人口のあり方(本町が目指す推計)を示します。

各種推計の設定方法

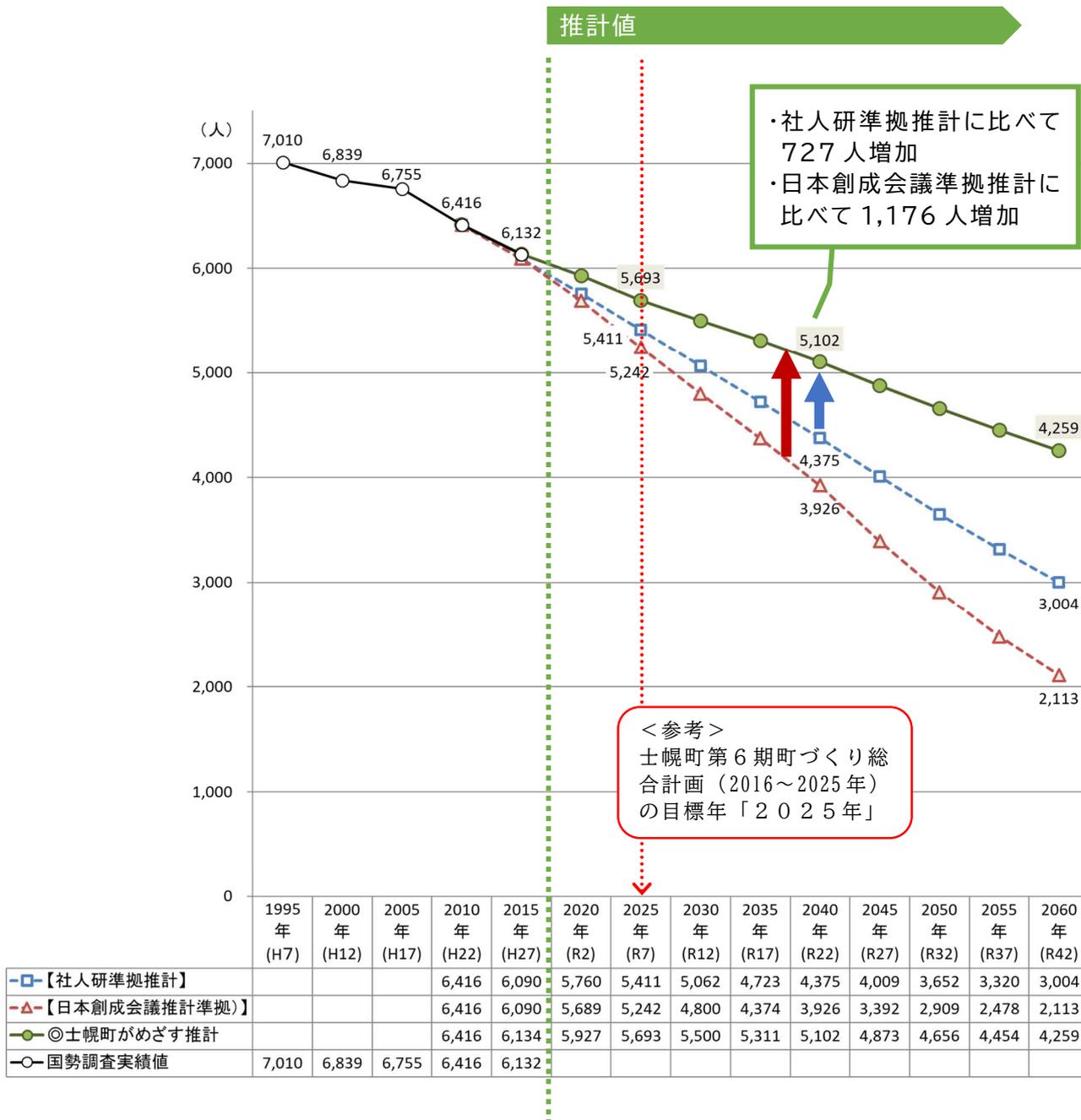
推計の種類と考え方	推計の方法等
<p>社人研準拠推計</p> <p>全国の純移動率が、今後一定程度縮小すると仮定した推計</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2010年(平成22年)の国勢調査結果(性別・5歳階級別人口)を基準値とし、「将来の生存率」「将来の純移動率」「将来の子ども女性比」「将来の0～4歳性比」を設定した推計。純移動率は、2020年(令和2年)までにおおむね半減することを仮定。 ・2040年(令和22年)までは社人研による推計値、2045年(令和27年)～2060年(令和42年)は社人研による推計に基づき、まち・ひと・しごと創生本部が推計した数値。
<p>日本創成会議準拠推計</p> <p>全国の純移動率が、2010年～2015年の推計値と概ね同水準でそれ以降も推移すると仮定した推計</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「社人研準拠推計」と同じ「将来の生存率」「将来の純移動率」「将来の子ども女性比」「将来の0～4歳性比」を設定した推計。ただし、純移動率は、半減しないと仮定。 ・2040年(令和22年)までは日本創成会議(民間機関)による推計値、2045年(令和27年)～2060年(令和42年)はその推計方法に基づき、本町が推計した数値。
<p>士幌町が目指す推計</p> <p>社人研準拠推計をもとに、移動率を一部アップ。 合計特殊出生率は、まち・ひと・しごと創生本部の出生率上昇パターンに準じて設定</p>	<p><移動率></p> <ul style="list-style-type: none"> ・【社人研準拠推計】をもとに、2020年(令和2年)推計より、[10～14歳→15～19歳]・[15～19歳→20～24歳]・[20～24歳→25～29歳]の男女の移動率を0.05ポイントアップ※。 ・それ以外の[40～44歳→45～49歳]以下の男女の移動率を0.03ポイントアップ。 ・2015年(平成27年)推計は、直近5年間の人口動態を加味して補正。 <p><合計特殊出生率></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2015年(平成27年)推計は、社人研推計で用いられた1.65、それ以降は創生本部の例示を参考に、2025年(令和7年)推計まで1.80、その後は2.10で継続。

※移動率のポイントアップ:あるコーホート(性別・5歳階級別の人口集団)の5年間の転入出が、元の人口が100人として、転入が10人、転出が30人とする、転出超過が20人なので、5年後の人口は80人となり、その場合の移動率は $80 \div 100 = 0.80$ (20%マイナス)と計算される。これに0.05ポイント(5%)アップさせると0.85となり、この例で言えば、転出超過20人を15人ととどめるということになる。

本町が目指す推計では、2040年(令和22年)の時点で、5,102人と推計され、約5,100人を維持することとなります。

また、2040年の時点で、社人研準拠推計に比べて727人、日本創成会議準拠推計に比べて1,176人、人口減少を抑制することとなります。

本町が目指す推計と他の推計の比較(総人口)



※2015年までは国勢調査の実績値。

「土幌町が目指す推計」の内訳

	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
合計特殊出生率	1.80	1.80	2.10	2.10	2.10	2.10	2.10	2.10	2.10

(単位:人)

	2015～ 2020年	2020～ 2025年	2025～ 2030年	2030～ 2035年	2035～ 2040年	2040～ 2045年	2045～ 2050年	2050～ 2055年	2055～ 2060年
自然増減<A> (出生-死亡)	-209	-227	-206	-210	-235	-249	-241	-226	-214
出生	223	212	232	224	212	216	206	193	179
死亡	-432	-439	-438	-434	-447	-465	-447	-419	-393

(単位:人)

	2015～ 2020年	2020～ 2025年	2025～ 2030年	2030～ 2035年	2035～ 2040年	2040～ 2045年	2045～ 2050年	2050～ 2055年	2055～ 2060年
社会増減 (転入-転出)	2	-7	13	21	26	20	24	24	19

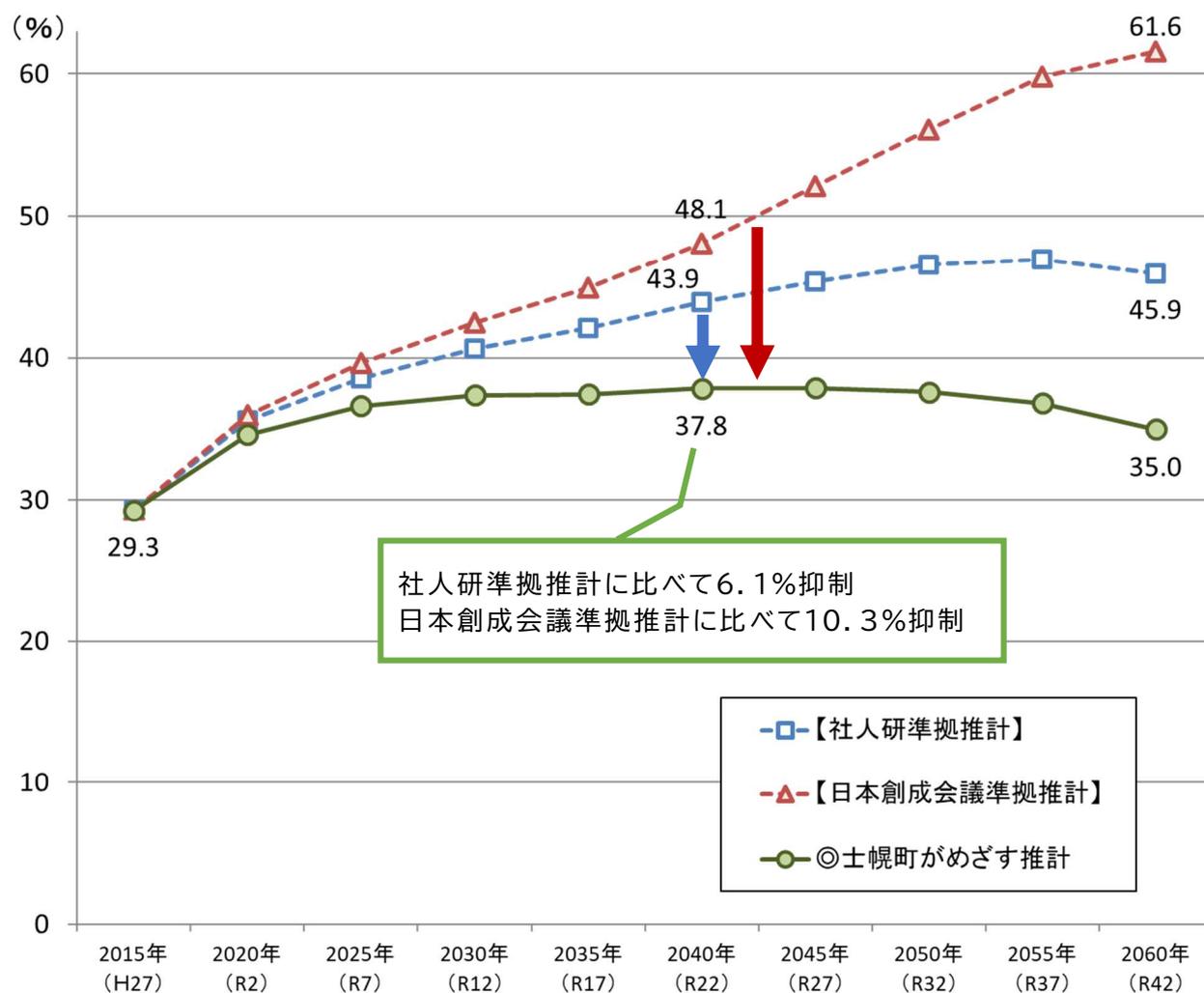
(単位:人)

	2015～ 2020年	2020～ 2025年	2025～ 2030年	2030～ 2035年	2035～ 2040年	2040～ 2045年	2045～ 2050年	2050～ 2055年	2055～ 2060年
人口増減 <A> + 	-207	-234	-193	-189	-209	-229	-217	-202	-195

※国勢調査の数値をもとに推計しているため、基準日は10月1日。

老年人口比率(総人口に占める65歳以上の人口比率)については、2040年(令和22年)の時点で、社人研準拠推計に比べて6.1%、日本創成会議準拠推計に比べて10.3%、抑制することとなります。

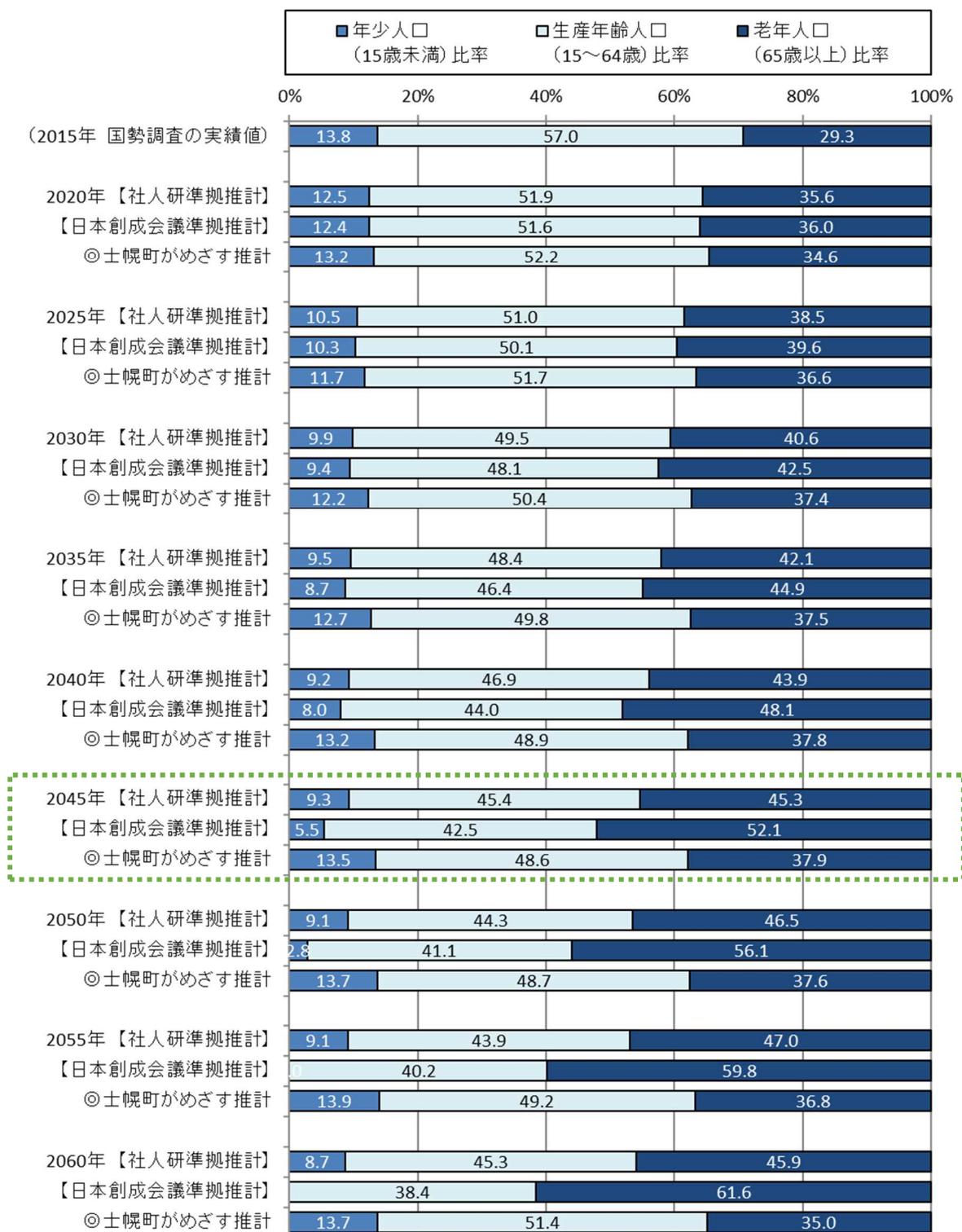
本町が目指す推計と他の推計の比較(老年人口比率)



※2015年は国勢調査の実績値から算出した数値。

年齢3区 分別人口を比較すると、2040年(令和22年)の時点で、社人研準拠推計および日本創成会議準拠推計に比べて、年少人口(15歳未満)比率の縮小傾向が抑制されることとなります。

本町が目指す推計と他の推計の比較(年齢3区 分別人口比率)



※2015年は国勢調査の実績値から算出した数値

士幌町第6期町づくり総合計画（後期）
令和3年度～令和7年度

令和3年3月31日

編集・発行 士幌町役場 総務企画課

〒080-1292

北海道河東郡士幌町字士幌 225 番地

電話 01564-5-2211

ファックス 01564-5-4304

ホームページ <https://www.shihoro.jp/>

